

江戸川区社会的養育推進計画

令和 7 年 3 月
江戸川区

01 基本的考え方と全体像

- 計画策定の趣旨…………… 4
- 計画の位置づけ…………… 5
- 計画の「理念」「目指すべき姿」…………… 6
- 計画の策定体制…………… 7
- 計画期間…………… 8
- 計画の進行管理…………… 9

02 江戸川区の状況

- 児童人口の推移…………… 11
- 社会的養護のもとで育つ児童数の推移…………… 12
- 里親等の状況…………… 14
- 区内施設の状況…………… 16
- 自立支援の状況…………… 17
- 児童相談所の運営状況…………… 18
- 代替養育を必要とする児童数の推計…………… 22
- 各項目の取組状況…………… 29

03 江戸川区における具体的な取組

- 計画の方向性…………… 34
- 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組………… 37
- 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組… 45
- 当事者である子どもの権利擁護の取組…………… 52
- 一時保護改革に向けた取組…………… 66
- 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組…………… 73
- 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組………… 82
- 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組…………… 92
- 社会的養護自立支援の推進に向けた取組…………… 99
- 障害児入所施設における支援……………109
- 児童相談所の強化等に向けた取組……………111

04 資料編

01

基本的考え方と全体像

解説

社会的養護とは？

- 保護者のいない子どもや、保護者による養育が難しい子どもを、公的責任で、保護、養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援のことを言います。

家庭養育優先の原則とは？

- ①家庭において健やかに養育されるように支援する、②保護者による養育が困難又は適当でない場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう措置する、③「できる限り良好な家庭的な環境」で養育されるよう措置することを言います。

計画策定の趣旨

児童虐待が深刻化し社会問題として顕在化していく中、平成28年に児童福祉法が改正され、「子どもが権利の主体であること」、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、「家庭養育優先原則」が明記されました。この改正法の理念のもと「新しい社会的養育ビジョン」が策定され、これに掲げられた取組を通じて子どもの最善の利益を実現するため、国は各都道府県（児童相談所設置市を含む）に対して令和11年度を終期とし「令和2年度から6年度」「令和7年度から11年度」の各期に区分して計画を策定することを求めました。

さらに令和4年には、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉法の改正が行われました。この法改正を踏まえて、令和6年3月に都道府県社会的養育推進計画の策定要領が国から発出され、令和7年度からの新しい次期計画を策定することが各都道府県（児童相談所設置市を含む）に求められています。

江戸川区では令和2年4月に特別区では初となる児童相談所を開設し5年が経過しました。

令和5年度の相談件数は4,000件を超え、社会的養護のもと養育される子どもが248人います。

本計画はこれまでの5年間を振り返るとともに、今後の江戸川区児童相談所や、代替養育を必要とする子どもへの支援、虐待に至る前の予防的な支援の取組について策定するものです。

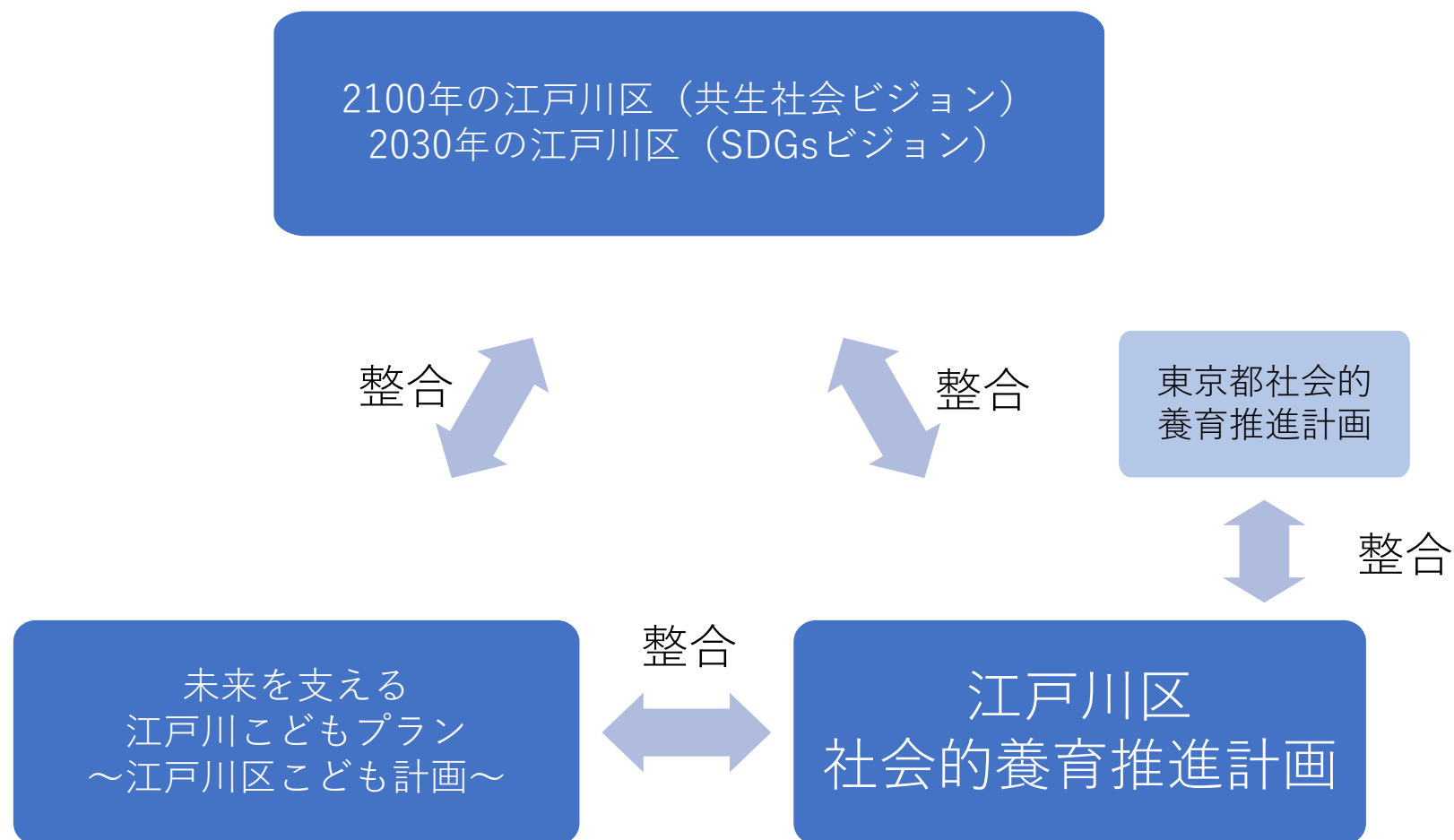
計画策定にあたって

1. 平成28年改正児童福祉法の理念のもと「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくための取組をまとめます。
2. 令和4年改正児童福祉法において、子ども等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の養護が図られた児童福祉施策を推進するための取組をまとめます。

計画策定に当たって踏まえるべき基本的な考え方等をまとめた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」に基づき、「江戸川区社会的養育推進計画」を策定します。

計画の位置づけ

令和4年8月に策定された「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」、「2030年の江戸川区（SDGsビジョン）」及びこども基本法に基づく「こども計画」として、江戸川区の子どもや子育ての方向性を示した総合的な計画である「未来を支える江戸川こどもプラン～江戸川区こども計画～」その他関連する区条例及び計画と整合性を図り策定しています。

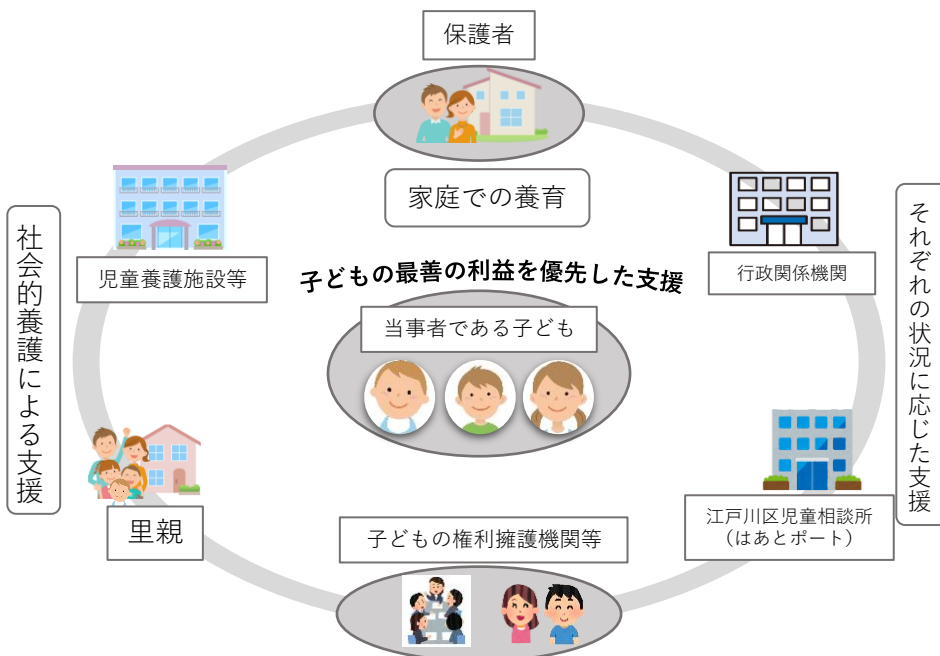


計画の「理念」「目指すべき姿」

- すべての子どもが等しく持つ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障するため、「江戸川区の子どもは江戸川区で守る」を理念として支援をしていきます。
- 子どもが抱える問題や子どものニーズ、子どもの置かれた状況などを的確に捉えながら江戸川区の地域力を活かして地域住民、関係機関等と連携して重層的な支援に取り組み、子どもの最善の利益を優先した相談援助活動を展開していきます。

《目指すべき姿》

本区が目指す「ともに生きるまち（共生社会）」の未来の主役となるすべての子どもたちが、権利の主体として様々な状況にあっても等しく安全で安心して健やかに成長していけるよう、地域全体で育んでいく社会を目指します。



計画の策定体制

1 江戸川区児童福祉審議会

本計画策定に当たり、学識経験者、弁護士、医師等により構成される「江戸川区児童福祉審議会」で意見聴取を行いました。

■ 会議開催状況

- 令和6年度第2回里親部会（令和6年7月30日）
- 令和6年度第3回子どもの権利擁護部会（令和6年8月7日）
- 令和6年度第5回子どもの権利擁護部会（令和6年10月23日）
- 令和6年度第3回里親部会（令和6年11月1日）
- 令和6年度第2回江戸川区児童福祉審議会（令和7年1月15日）

2 子どもの意見聴取

当事者である子どもからアンケート調査及びヒアリング調査によって、意見聴取を行いました。

■ 実施期間

- アンケート調査：令和6年8月から9月
- ヒアリング調査：令和6年8月から9月

※ 結果の概要は「04資料編」に掲載しています。

3 区内里親・施設職員への意見聴取

当事者である子どもやその家庭と直接的な接点のある区内里親及び施設職員からアンケート調査及びヒアリング調査によって、意見聴取を行いました。

■ 実施期間

- アンケート調査：令和6年9月から10月
- 区内施設との意見交換会：令和6年9月10日

※ 結果の概要は「04資料編」に掲載しています。

4 パブリック・コメントの実施

区ホームページ等における意見募集（パブリック・コメント）を行い、区民から広くご意見をいただきました。

■ 実施期間

- 令和7年2月1日から3月2日

※ いただいた意見及び区の考え方は区ホームページに掲載しています。

➤ 1から4でいただいた意見を踏まえて計画策定を行いました。

計画期間

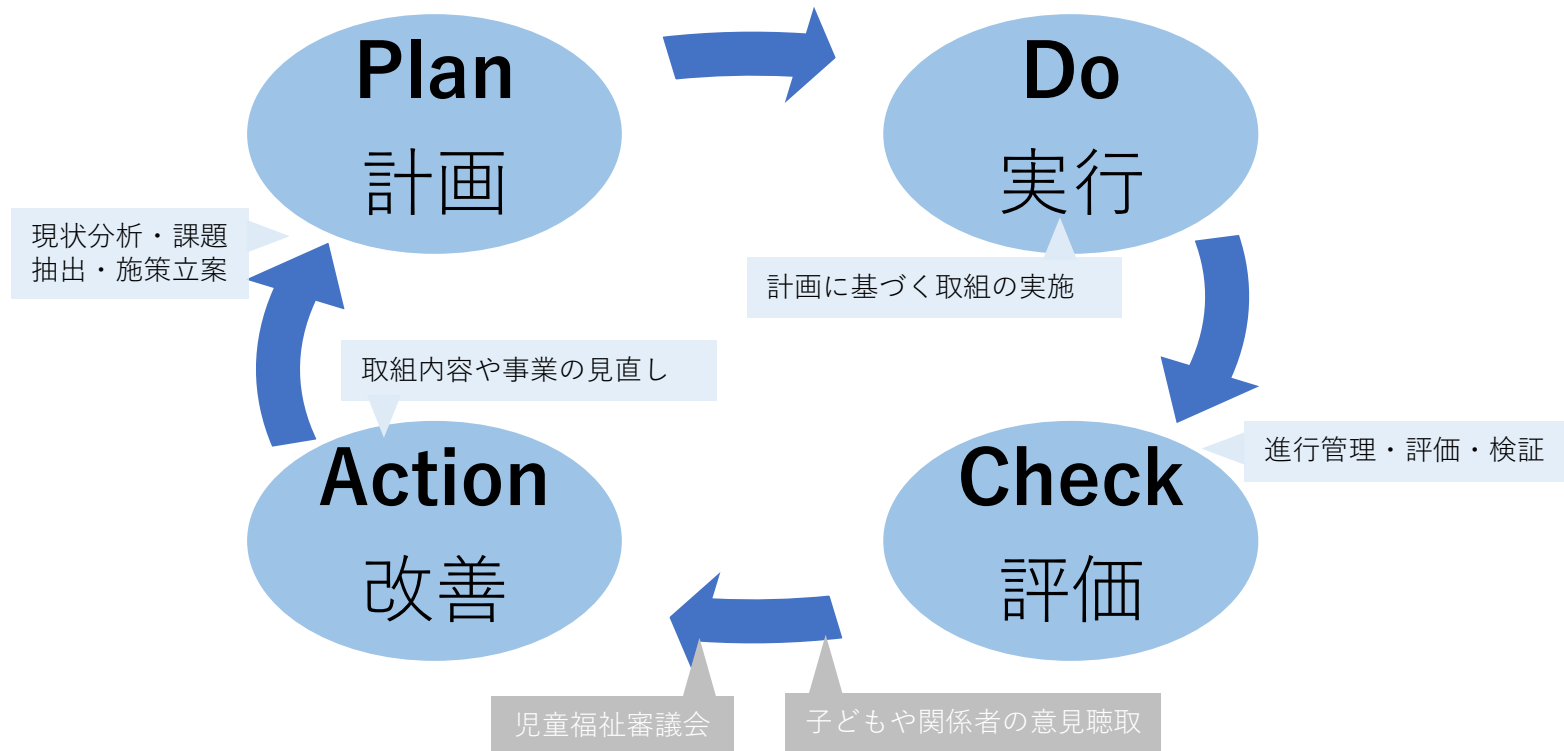
- 令和 7 年度から令和11年度までの 5 年間とします。
- 毎年、計画の点検・評価をPDCAサイクルを用いて計画の進行管理を行い、必要に応じて取組内容の修正等を行います。
- 計画最終年である令和11年度にそれまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、次期 5 年間の計画を策定します。



計画の進行管理

- 「都道府県社会的養育推進計画策定要領（令和6年3月）」に基づき、計画の進捗について、毎年度、「評価のための指標＝整備の指標」等により自己点検・評価を実施
- 自己点検時に当事者である子どもや里親、施設等関係者から意見聴取を実施
- その結果を児童福祉審議会に報告し、評価・検証を実施
- **自己評価及び児童福祉審議会の評価をもとに、必要に応じた事業の見直しを実施**
- **進捗状況を国に報告**

▼ 計画の点検・評価と進行管理におけるPDCAサイクルのイメージ





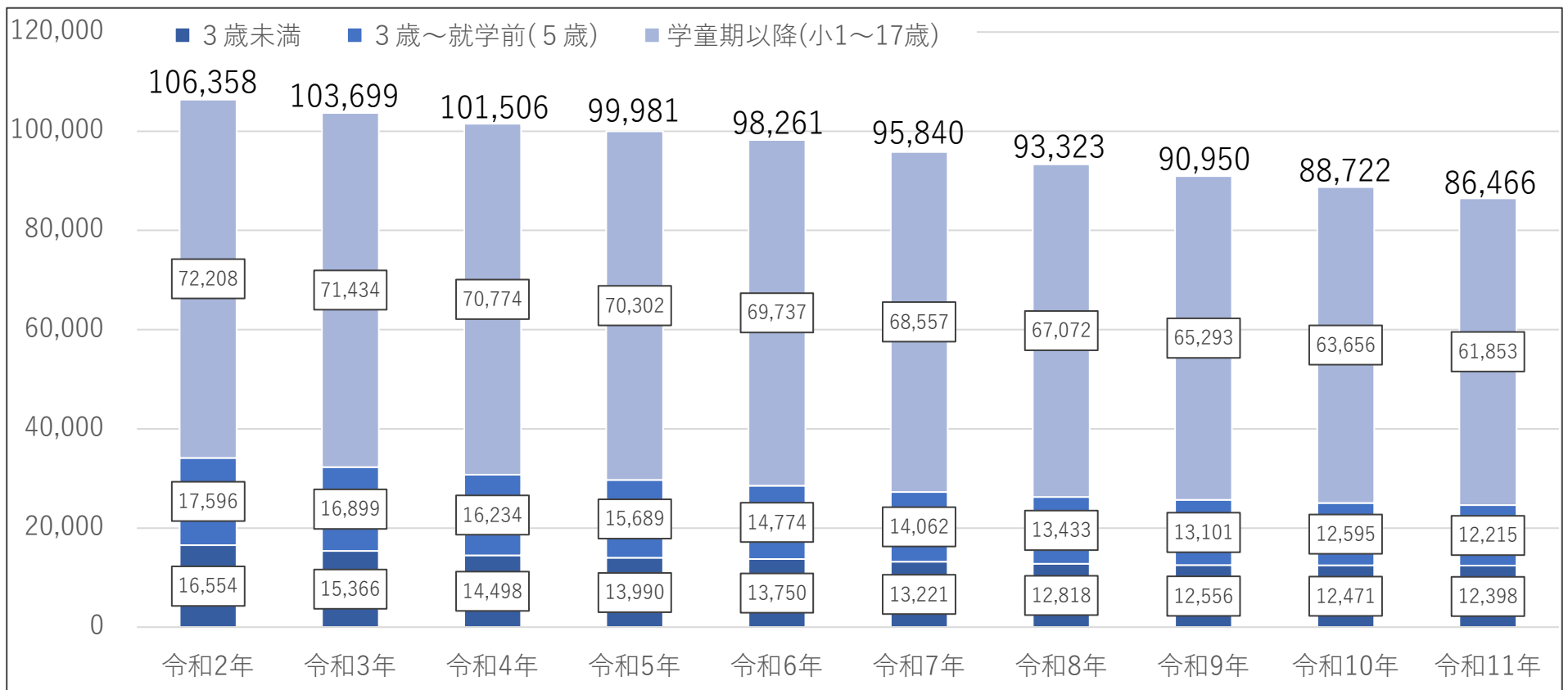
02

江戸川区の状況

児童人口の推移

毎年10月1日現在

(人)



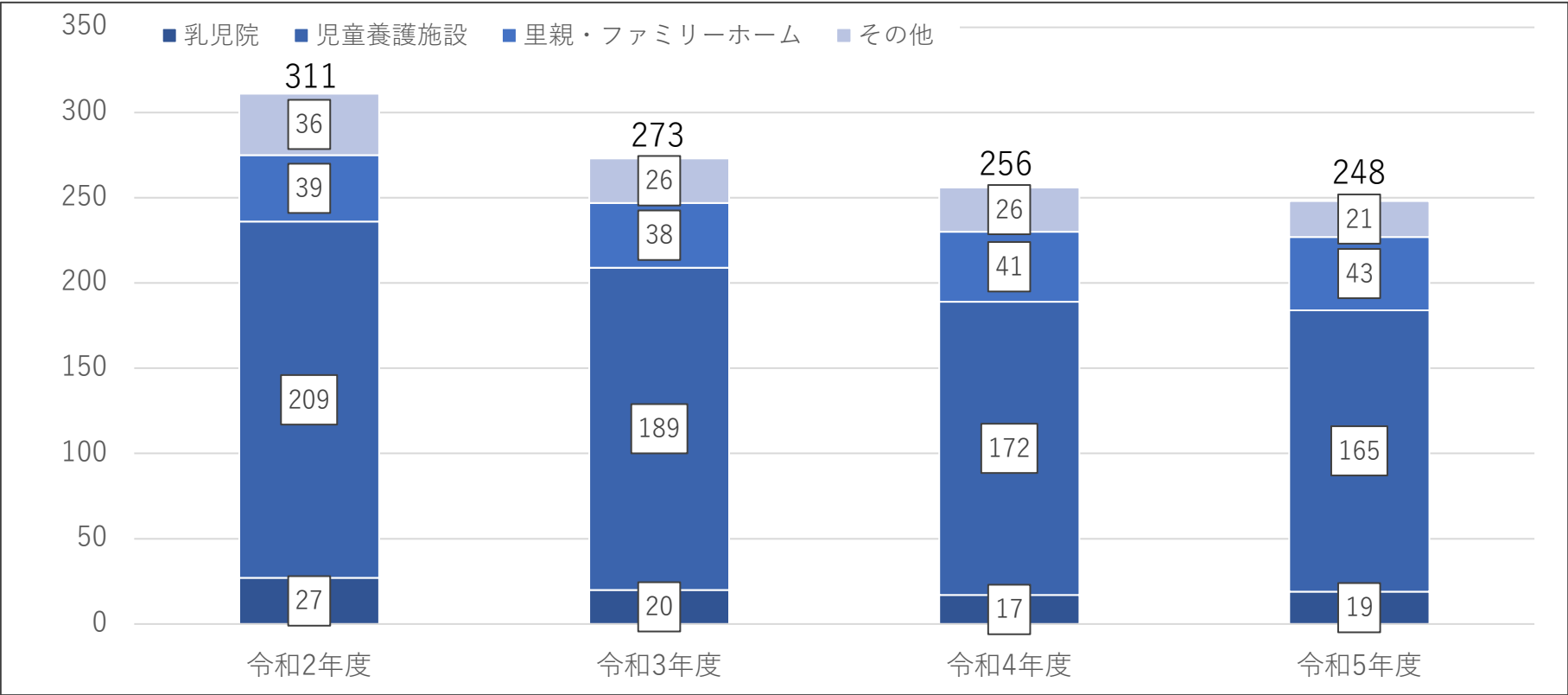
※ 令和2年から6年は住民基本台帳、令和7年から11年は「未来を支える江戸川こどもプラン～江戸川区こども計画～」から抜粋

- 令和2年から6年までに約8,100人減少しました。特に3歳未満の児童の減少率が大きく、約17%減少しています。
- 令和7年以降も減少していき、令和11年10月時点で86,466人となり、令和2年から令和11年までの10年間で約20,000人の減少を見込んでいます。

社会的養護のもとで育つ児童数の推移

施設種別の状況

(人)



※ 社会的養護のもとで育つ児童：0歳～17歳
※ その他：児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児入所施設、自立援助ホーム

- 児童養護施設入所児童の減少幅が大きく、令和5年度は令和2年度比44人減でした。
- 里親等委託児童は、微増ではあるものの増加傾向にあります。
- その他施設種別の主な増減理由は、障害児入所施設の措置児童数が減少しているためであり、令和5年度は令和2年度比15人減でした。

社会的養護のもとで育つ児童数の推移

年齢区分別の状況

(人)

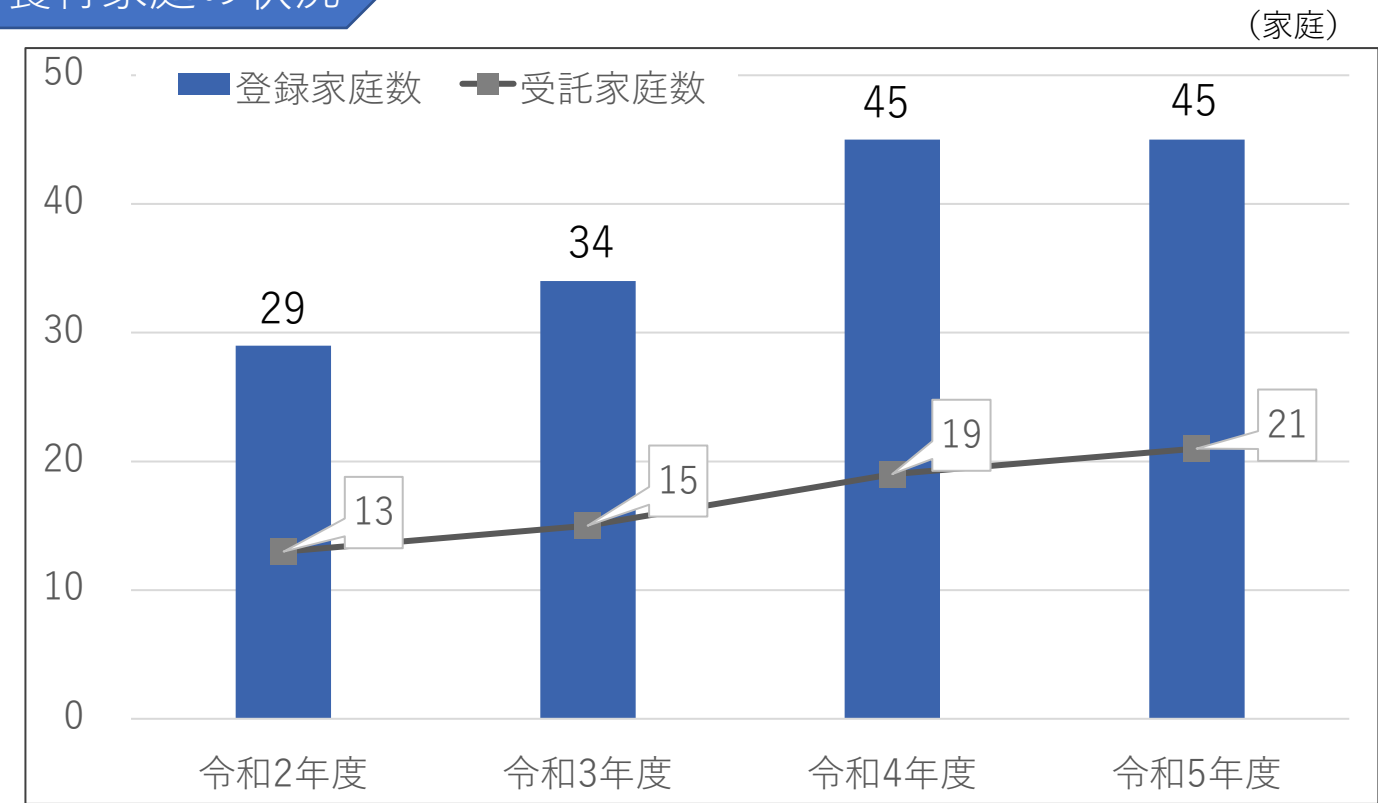
	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	3歳未満児	3歳～就学前	学童期以降	合計	3歳未満児	3歳～就学前	学童期以降	合計	3歳未満児	3歳～就学前	学童期以降	合計	3歳未満児	3歳～就学前	学童期以降	合計
乳児院	22	5	0	27	16	4	0	20	17	0	0	17	15	4	0	19
児童養護施設	3	28	178	209	0	23	166	189	1	17	154	172	0	16	149	165
里親等	1	7	31	39	2	9	27	38	2	8	31	41	1	5	37	43
その他	1	1	34	36	0	1	25	26	0	2	24	26	0	1	20	21
合計	27	41	243	311	18	37	218	273	20	27	209	256	16	26	206	248

- ※ 社会的養護のもとで育つ児童：0歳～17歳
- ※ 里親等：里親、ファミリーホーム
- ※ その他：児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児入所施設、自立援助ホーム

- 各施設種別ごとの年齢区分別割合は、どの年度もほぼ同様でした。
- 各年度合計の年齢区分別割合では、令和2年度からの4年間で、3歳未満児が△2.2%、3歳から就学前が△2.7%と減少傾向にあります。一方、学童期以降は、+5.0%であり全体に占める学童期の割合が増えています。
- 学童期の傾向として、児童養護施設やその他施設は減少していますが、里親等委託児童及び全体に占める里親等委託児童の割合は増えています。

里親等の状況

養育家庭の状況



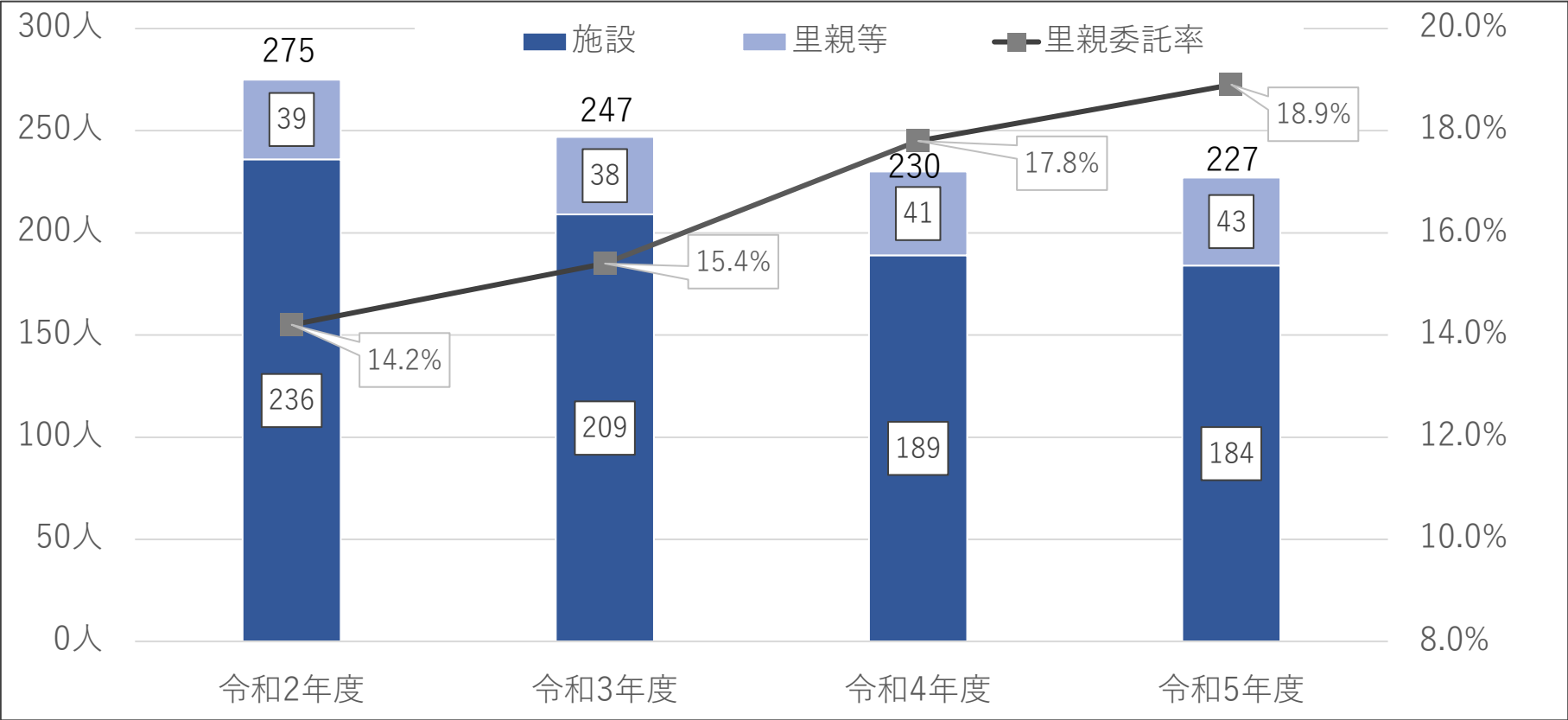
- 令和2年度から4年間で16家庭増加しました。
- 令和2年度から5年度までの新規登録家庭は、平均約8家庭でしたが、家庭の状況等により登録取消しとなっている家庭もあり、令和4年度から5年度末時点の登録家庭数は同数でした。
- 受託家庭数も微増ではありますが増加傾向にあります。

ファミリーホームの状況

- 令和5年10月に1か所開設しました。
- 開設当初から3名の児童を受託しており、令和6年11月現在、4名の児童を受託しています。

里親等の状況　－ 里親委託率の推移

区措置児童の状況



※ 施設：乳児院及び児童養護施設で生活する0歳～17歳の児童
※ 里親委託率 = (里親・ファミリーホーム委託児童数) ÷ (乳児院入所児童数 + 児童養護施設入所児童数 + 里親・ファミリーホーム委託児童数)

- 社会的養護のもとで育つ児童は減少傾向にありますが、里親等への委託児童数は増加傾向にあります。
- 里親等委託児童の約半数が区内の里親家庭で生活しています。

区内施設の状況

	施設数	定員	小規模化の状況
児童養護施設	1 施設	24人	本体施設に定員 6 人のユニットケア 4 か所を設置
乳児院	1 施設	35人	本体施設に定員 6 人以下のユニットケア 6 か所を設置
自立援助ホーム	2 か所	男女合計12人	—

- 乳児院は平成31年 4 月、児童養護施設は令和 3 年 4 月、自立援助ホームは令和 5 年 5 月、同年 8 月に各 1 か所開設しており、どの施設も比較的新しい施設です。
 - 令和 6 年11月現在の入所率は約90%であり、どの施設も定員まで受け入れている状況です。
 - 障害等がある児童の受入れ状況は、令和 4 年度の厚生労働省調査(※)では、児童養護施設が35.7%、乳児院が37.5%であり、児童養護施設は全国平均並みでしたが、乳児院は全国平均より約8%上回っている状況でした。
- (※)出典：令和 4 年度児童養護施設入所児童等調査(厚生労働省)

自立支援の状況

◎中学校卒業児童

	令和5年3月中学校卒業児童数		進学						就職		その他	
			高校等		専修学校等		合計					
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設	江戸川区	13人	13人	100.0%	0人	0.0%	13人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
	全国	2,079人	1,971人	94.8%	47人	2.3%	2,018人	97.1%	30人	1.4%	31人	1.5%
里親	江戸川区	3人	3人	100.0%	0人	0.0%	3人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
	全国	381人	372人	97.6%	5人	1.3%	377人	99.0%	2人	0.5%	2人	0.5%
(参考)全中卒者	江戸川区	5,313人	5,227人	98.4%	32人	0.6%	5,259人	99.0%	14人	0.3%	40人	0.8%
	全国	1,103千人	1,089千人	98.7%	4千人	0.4%	1,093千人	99.1%	2千人	0.2%	8千人	0.8%

◎高等学校等卒業児童

	令和5年3月高等学校 等卒業児童数		進学						就職		その他	
			大学等		専修学校等		合計					
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設	江戸川区	18人	4人	22.2%	3人	16.7%	7人	38.9%	8人	44.4%	3人	16.7%
	全国	1,697人	354人	20.9%	305人	18.0%	659人	38.8%	875人	51.6%	163人	9.6%
里親	江戸川区	1人	0人	0.0%	1人	100.0%	1人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
	全国	383人	131人	34.2%	91人	23.8%	222人	58.0%	119人	31.1%	42人	11.0%
(参考)全高卒者	江戸川区	2,998人	2,066人	68.9%	534人	17.8%	2,600人	86.7%	252人	8.4%	146人	4.9%
	全国	1,065千人	607千人	57.0%	215千人	20.2%	822千人	77.2%	161千人	15.1%	82千人	7.7%

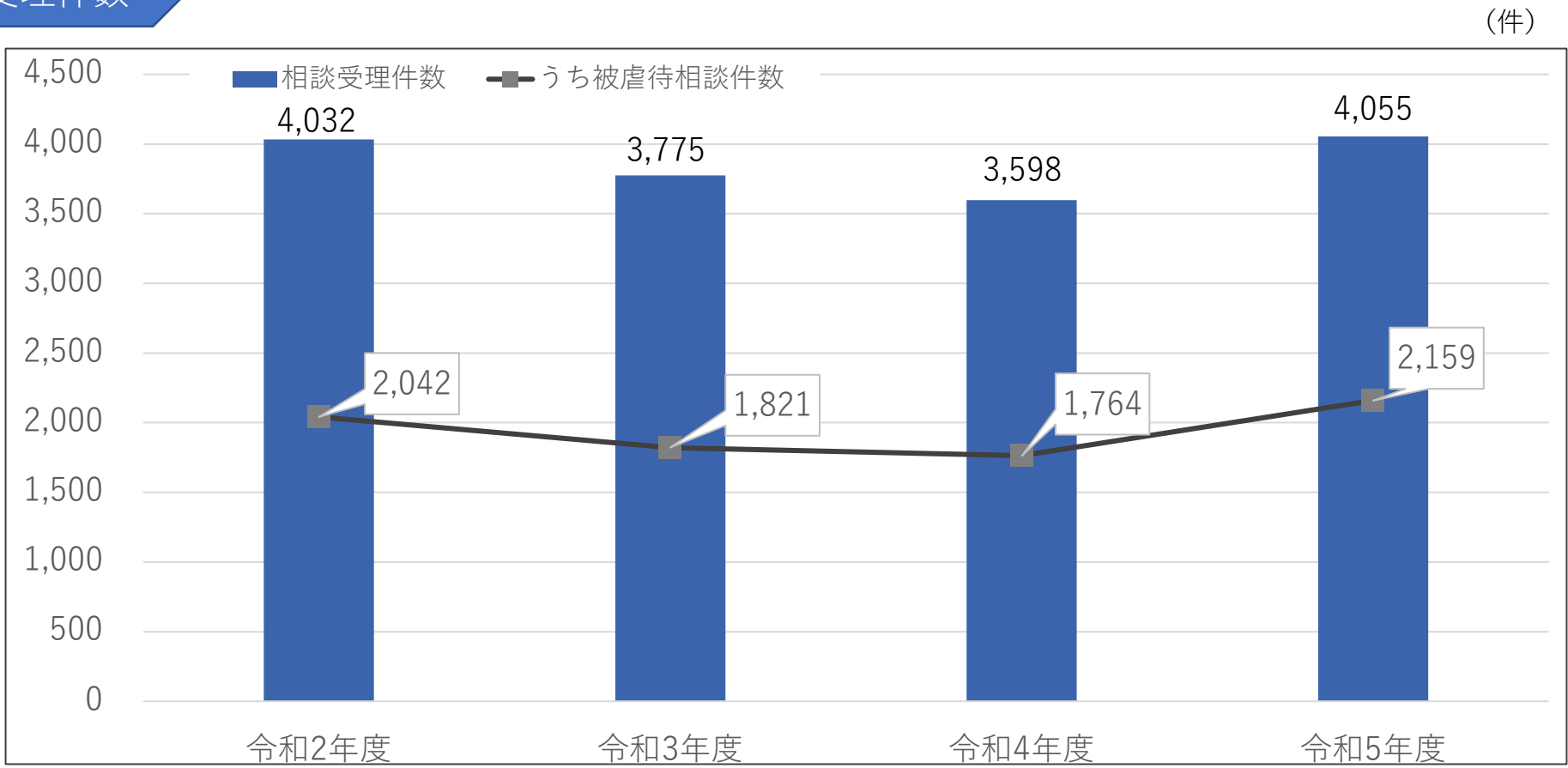
※ 出典：児童養護施設・里親は児童養護施設等入退所状況等調査（こども家庭庁）

※ 出典：全中卒者・全高卒者は学校基本調査（文部科学省）

- 令和5年3月に卒業した中学生全員が高校等に進学しており、全国平均を上回っていました。
- 令和5年3月に高校等卒業した児童養護施設入所児童の大学等進学率は38.9%であり、全国平均とほぼ同じでしたが、全高卒者に比べると約40%差がありました。また、進学、就職でない児童が16.7%おり、全国平均の約2倍でした。

児童相談所の運営状況 – 児童相談所の相談受理事件数

相談受理事件数



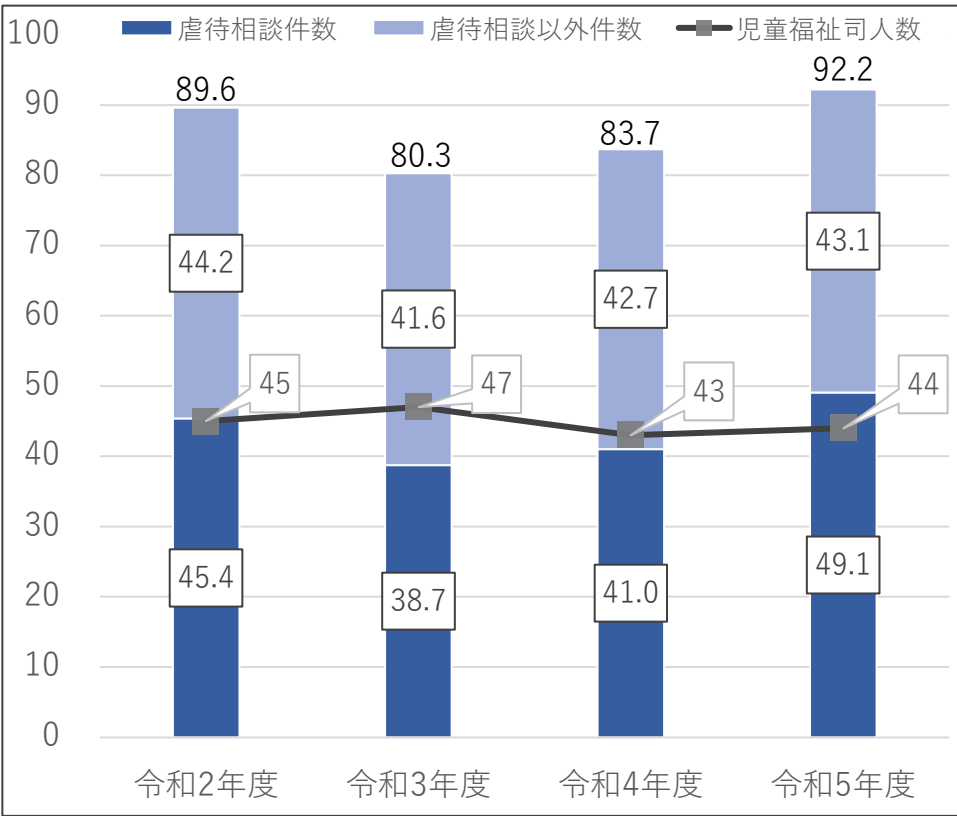
- 令和3年度、4年度と相談受理事件数、虐待相談件数とも減少していましたが、令和5年度はともに過去最高の件数でした。
- 令和5年度の相談件数が増加した要因として、コロナ禍を経てそれ以前の日常生活に戻ったことが要因の一つと考えられます。

児童相談所の運営状況 – 児童福祉司等配置数

4 月 1 日現在の配置数 (人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
児童福祉司	42	42	37	40	37
児童心理司	21	20	19	20	19
児童福祉司SV	3	5	6	4	6
医師	0	0	1	1	2
保健師	2	1	1	1	2
弁護士	1	0	0	0	1

児童福祉司一人当たりの平均相談対応件数 (件)



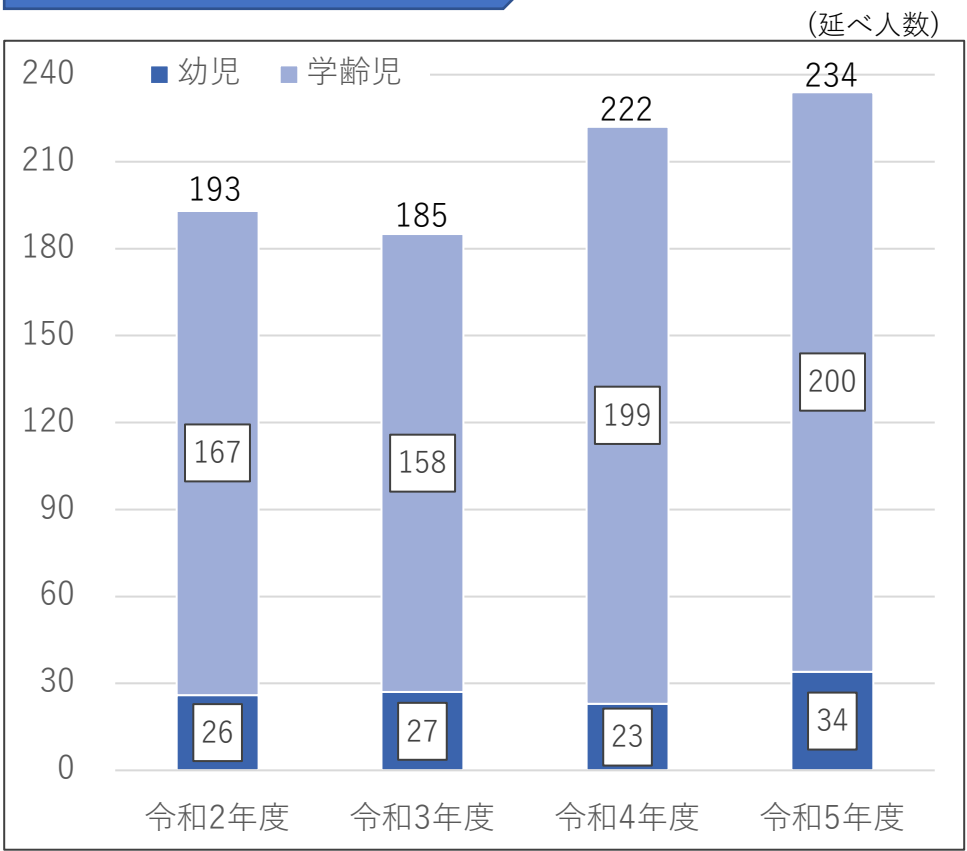
※ 児童福祉司数：毎年度 4 月 1 日現在の職員数

- 令和 3 年度、4 年度の児童福祉司一人当たりの平均相談件数は約80件でした。
- 令和 5 年度は、児童相談所開設後過去最高の相談件数であったため、児童福祉司一人当たりの平均相談件数が前年度比約10件増となっており、こちらも過去最高でした。
- 児童福祉司一人当たりの虐待相談件数は、過去 4 年間の平均45件前後でした。

児童相談所の運営状況

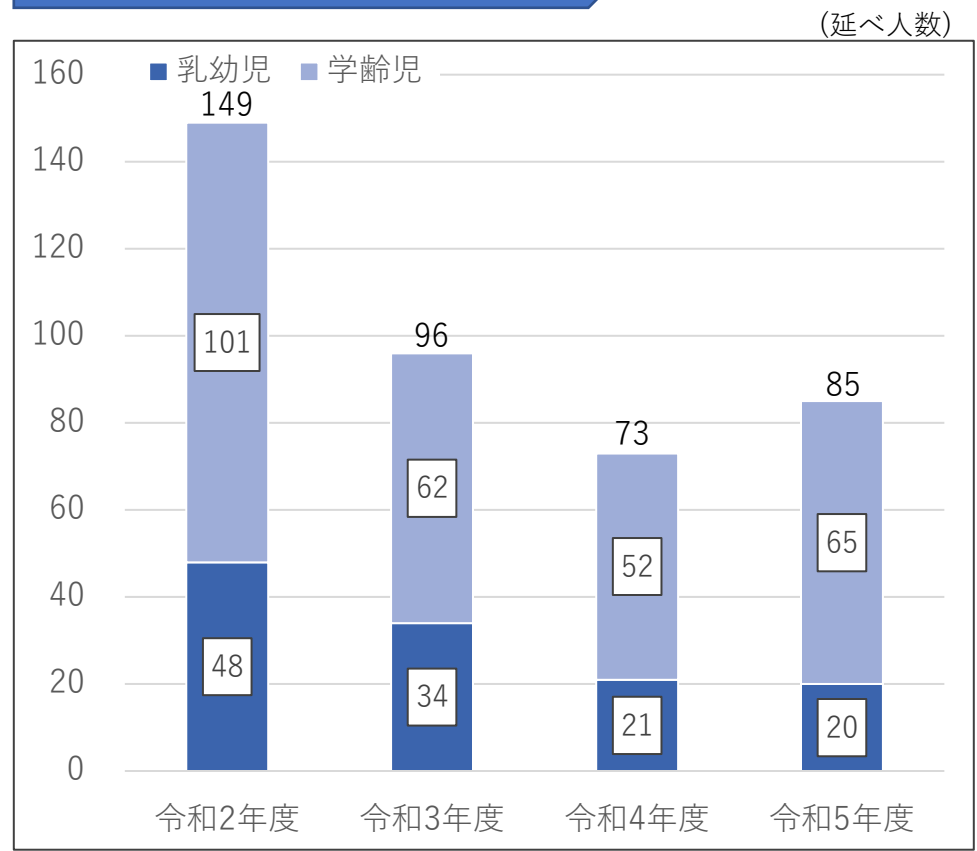
ー 一時保護の状況

一時保護所新規入所状況



- 新規入所件数は、令和3年度に減少したものの、その後は毎年増加しています。
- 幼児の新規入所状況はほぼ横ばいでしたが、学齢児では令和3年度を除き、増加傾向にあります。

一時保護委託での新規保護人数



- 令和2年度の新規保護人数が多い要因として、児童相談所開設当初であったため、東京都児童相談所一時保護所を利用していたことが主な要因です。
- 幼児の新規一時保護委託人数は減少傾向にあるものの、令和5年度の学齢児は前年度比13人増でした。

児童相談所の運営状況 – 一時保護所入所率、平均入所日数

	令和 2 年度				令和 3 年度				令和 4 年度				令和 5 年度			
	幼児	学齢 (男)	学齢 (女)	合計	幼児	学齢 (男)	学齢 (女)	合計	幼児	学齢 (男)	学齢 (女)	合計	幼児	学齢 (男)	学齢 (女)	合計
定員(A)【人】	7	14	14	35	7	14	14	35	7	14	14	35	7	14	14	35
1日当たりの平均 入所人数(B)【人】	4.2	12.4	11.4	28.0	3.4	11.5	9.9	24.9	3.6	10.9	10.0	24.5	4.5	11.8	11.4	27.7
平均入所率 (B)/(A)【%】	60.0	88.6	81.4	80.0	48.6	82.1	70.7	71.1	51.4	77.9	71.4	70.0	64.3	84.3	81.4	79.1
一人当たりの平均 入所日数【日】	64.5	63.8	51.2	58.3	41.6	51.4	53.8	51.0	56.3	39.5	38.2	40.6	50.5	37.2	41.1	40.6

- 学齢児に比べ幼児は平均入所率が低い傾向にあります。
- 学齢男児の平均入所率は令和 4 年度を除き80%以上と高い傾向にあります。
- 令和 5 年度の一人当たりの平均入所日数（全体）は、令和 2 年度に比べて17.7日短くなっており、令和 2 年度を除きどの年齢区分も平均入所日数は 2 か月未満となっています。

代替養育を必要とする児童数の推計 – 措置児童数の推計

■ 代替養育が必要な児童数とは

- 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であって、里親・ファミリーホームへの委託、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要な児童の数を言います。
- この計画で示す「代替養育が必要な児童数」は、里親、ファミリーホーム、乳児院及び児童養護施設で養育することが必要な0歳から17歳までの児童数とします。

■ 代替養育が必要な児童数の推計の背景と考察

- 児童相談所の相談受案件数は、全国的に増加している傾向にあります。江戸川区では令和2年の児童相談所開設から相談受案件数は、毎年約4,000件を推移しています。
- 相談受案件数に占める割合が多い虐待相談対応件数は、令和4年度に全国で約21.4万件であり、初めて10万件を超えた平成27年度から8年間で約2倍となっています。また、東京都（児童相談所を設置する特別区を含む）は約2.6万件であり、過去10年間で虐待相談対応件数は約2万件増加しています。
- 江戸川区では、令和5年度の虐待相談が児童相談所開設後、過去最高の2,159件でした。
- 江戸川区の代替養育されている児童数は年々減少しており、令和5年度は227人であり、令和2年度比約50人減少しています。そのうち、過去2年間の新規措置児童数及び退所児童数の平均は、前者が44人、後者が51人でした。
- 本来、里親や施設による代替養育が必要ではあるものの、児童本人が里親等での生活を希望しない、又は家庭での生活を希望するなど様々な理由により里親委託又は児童養護施設等への入所に至らなかった「潜在需要」が一定数存在すると見込んでいます。潜在需要は、児童相談所による在宅指導ケースや、健康サポートセンターが関わるケースのうち、児童虐待のおそれのある養育支援フォロー者であると想定しています。

➤ 上記を踏まえ、以下2点をもとに代替養育を必要な児童数の推計します。

- ① 虐待相談件数、虐待相談件数を含めた養護相談件数はともに増加していくことを見込み、新規措置児童数及び退所児童数を推計します。
- ② 潜在需要は、①在宅指導のうち、より児童相談所の関与が強い児童福祉司指導とし、かつ長期間にわたっての指導ケースである「児童福祉司指導のうち、180日超過件数」を、②健康サポートセンターが関わる養育支援フォロー者のうち、区作成「児童虐待の重症度を判断する基準」のうち、生命の危険度が高い又はその疑いのおそれがある「判断基準Ⅳ及びⅤの件数」の2つを潜在需要として推計します。

代替養育を必要とする児童数の推計 – 措置児童数の推計

推計方法

1 児童人口

令和7年から令和11年までの江戸川区の児童人口推計（0歳～17歳）

出典：「未来を支える江戸川こどもプラン～江戸川区こども計画～」

2 新たに代替養育が必要となる児童数（新規措置児童数）

推計方法：養護相談件数、養護相談件数に対する新規措置児童数の実績（区の比率）から推計

3 自立等により代替養育が不要となる児童数（退所児童数）

推計方法：在籍児童数に対する退所児童数の区の実績（区の比率）から推計

4 潜在需要を含まない措置児童数

推計方法：前年度措置児童数＋新規措置児童数－退所児童数

5 潜在需要

推計方法：①令和5年度の児童福祉司指導件数のうち、180日を超過している件数をもとに推計

②令和2年度から令和5年度の健康サポートセンター「児童虐待の重症度判断基準Ⅳ及びⅤの件数」をもとに推計

6 代替養育が必要な児童数

推計方法：1から5を踏まえ、各年度における代替養育が必要な児童数を推計

代替養育を必要とする児童数の推計 – 措置児童数の推計

1 児童人口

■ 出典：「未来を支える江戸川こどもプラン～江戸川区こども計画～」

(人)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
児童人口	98,261	95,840	93,323	90,950	88,722	86,466

2 新たに代替養育が必要となる児童数（新規措置児童数）

(1) 養護相談件数

■ 算出式

- ① 令和 3 年度から令和 5 年度の平均前年度増減数(46件) × 児童人口に占める養護相談件数の令和 2 年度から令和 5 年度の増加率(1.1234) = **52件・・・毎年の養護相談増加数**
- ② 前年度養護相談件数 + 毎年の養護相談増加数(52件)



【令和 6 年度推計】 前年度件数(2,725件) + 平均前年度増減数(52件) = (令和 6 年度)2,777件

(件)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
件数	2,777	2,829	2,881	2,933	2,985	3,037

- 児童人口は減少傾向にあったものの、令和 5 年度は、コロナ禍を経てそれ以前の日常生活に戻ったことにより、養護相談件数は児童相談所設置後、過去最高値を記録しました。
- 都内及び他道府県の状況に鑑みて緩やかではあるが今後も養護相談件数は増加していく見込みです。

代替養育を必要とする児童数の推計 – 措置児童数の推計

(2) 新規措置児童数

■ 算出式：養護相談件数見込×令和5年度養護相談件数に占める割合

	令和5年度
新規措置児童数	41
養護相談件数	2,725

令和5年度養護相談件数に占める割合：1.5%

【令和6年度推計】
養護相談件数(2,777件)×令和5年度養護相談件数に占める割合(1.5%)=(令和6年度) 42人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
新規措置児童数	42	43	43	44	44	45

- 令和4年度、5年度の新規措置児童数は、約40人でした。
- 令和7年度以降、養護相談件数が微増していくに伴い、新規措置児童数も微増していく見込みです。

3 自立等により代替養育が不要となる児童数（退所児童数）

■ 算出式

- ① 令和4年度、5年度の前年度措置児童に対する退所児童数に占める割合の平均(26.3%(R4)+16.1%(R5))÷2 = **21.2%…前年度措置児童数に占める割合の平均**
- ② 前年度措置児童数×前年度措置児童数に占める割合の平均(21.2%)



【令和6年度推計】前年度措置児童数(227人)×前年度措置児童に占める割合の平均(21.2%)=(令和6年度) 49人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
退所児童数	49	47	46	46	45	45

- 令和4年度、5年度の退所児童数の平均は、約50人でした。
- 令和10年度までは、退所児童数が新規児童数に比べ少し上回る傾向にありますが、令和11年度は同数となる見込みです。

4 潜在需要を含まない措置児童数

- 養護相談件数、新規措置児童数及び退所児童数をもとに算出

【令和 6 年度推計】前年度措置児童数(227人) + 新規措置児童数(42人) - 退所児童数(49人) = (令和 6 年度)220人

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
措置児童数	220	216	213	211	210	210

5 潜在需要

【潜在需要 1】

- 施設や里親委託ではなく、在宅で指導する「児童福祉司指導」のうち、指導期間が180日を超過して指導を継続している件(児童)数
- 算出式：養護相談件数 × 令和5年度養護相談件数に占める割合

	令和 5 年度
在宅指導件数(※)	61
養護相談件数	2,725

令和 5 年度養護件数
に占める割合：2.2%

【令和 6 年度推計】
養護相談件数(2,777件) × 令和 5 年度養護相談
件数に占める割合(2.2%) = (令和 6 年度) 61人

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
在宅指導件数(※)	61	62	63	65	66	67

(※) 在宅で指導する「児童福祉司指導」のうち、指導期間が180日を超過して指導を継続している件数

代替養育を必要とする児童数の推計 – 措置児童数の推計

【潜在需要 2】

- 健康サポートセンターが関わる養育支援フォロー者の児童虐待の重症度を判断する基準のうち、IV及びVの件数(児童数)
- 算出式：児童人口×令和2年度から5年度の児童人口に占める割合の平均

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	106,358	103,699	101,506	99,981
IV以上件数	17	34	19	21

…児童人口に占める割合の平均：0.02%



【令和6年度推計】児童人口(98,261人)×児童人口に占める割合の平均(0.02%)=(令和6年度) 20件(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
IV以上件(人)数	20	19	19	18	18	17

【潜在需要合計】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
潜在需要 1	61	62	63	65	66	67
潜在需要 2	20	19	19	18	18	17
合計	81	81	82	83	84	84

- 里親等委託や施設入所ではなく、児童相談所等による在宅での指導・支援が必要となる可能性がある潜在需要は、令和6年度以降、約80人で推移していきます。

6 代替養育が必要な児童数

- 1 から 5 で算出した推計をもとに、各年度の代替養育を必要とする児童数を推計
- 年齢区分別の児童数は、令和 5 年度の措置児童の年齢別構成比率を各年度の代替養育を必要とする児童数に乗じて算出
- 算出式：前年度措置児童数 + （新規児童数 - 退所児童数） + （潜在需要① + ②）

▼

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
3 歳未満	21	21	21	21	21	21
3 歳から就学前	33	32	32	32	32	32
学童期以降	247	244	242	241	241	241
合計	301	297	295	294	294	294

- 令和 6 年度以降、新規措置児童数及び潜在需要は養護相談件数の増加に比例して微増する見込みです。一方、退所児童数は微減していく見込みです。
- 潜在需要を含めた代替養育が必要な児童数は、令和 6 年度以降、約300人で推移していきますが、緩やかに減少していく見込みです。
- 代替養育が必要な児童の見込数には、潜在的な需要がある児童が約 3 割含まれており、その児童すべてが施設入所や里親委託ではなく、家庭で養育できるよう、家庭支援事業など家庭に寄り添う支援の強化が必要と考えています。

各項目の取組状況

■ 「定量的な整備目標」を設定する事業の取組状況について

項目	概要	令和 2 年度	令和 6 年度(※1)
こども家庭センターの設置	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ児童福祉と母子保健の一体的な相談支援機能を有するこども家庭センターを令和 6 年 4 月に設置	—	1 か所
ヤングケアラーに対する支援	ヤングケアラーを早期に把握し、他機関連携のもと多面的な支援につなぐため、コーディネーターの配置、ピアサポート等相談支援体制を推進	令和 4 年度から事業開始	・ コーディネーター配置数：1 人 ・ ピアサポート実施団体数：2 か所
子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業	児童福祉法上位置付けられている家庭支援事業：子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業(※2)、児童育成支援拠点事業(※2)、親子関係形成支援事業(※2)	・ 子育て短期支援事業：383人 ・ 一時預かり事業：109,827人 ・ 養育支援訪問事業：3 件	・ 子育て短期支援事業：429人 ・ 一時預かり事業：210,332人 ・ 養育支援訪問事業：17件
母子生活支援施設	母子家庭で、子どもの養育や生活上の問題を抱え、自立のために援助を要する方の生活する施設	・ 毎月初日入所延べ世帯数：186世帯 ・ 毎月初日入所延べ人数：389人	・ 毎月初日入所延べ世帯数：144世帯 ・ 毎月初日入所延べ人数：312人
妊婦全数面接	保健師等が妊婦と面接を行い、身体的・精神的・経済的状况等を把握し、必要な情報提供を行い、妊婦の不安や悩みの軽減を図る事業	・ 面接延べ件数：5,440件 ・ 継続支援延べ件数：1,186件	・ 面接延べ件数：5,362件 ・ 継続支援延べ件数：1,072件
産後ケア	母体の休養の確保や育児指導を行う中で、産婦の育児負担・育児不安の軽減を図り、安定した乳児の療育を支援	・ 宿泊型利用件数：事業中止 ・ 通所型利用件数：36件(※3) ・ 訪問型利用件数：94件(※4)	・ 宿泊型利用件数：400件 ・ 通所型利用件数：200件 ・ 訪問型利用件数：360件
入院助産申請件数	経済的な課題を抱える妊婦に対して出産費用を助成	45件	40件
特定妊婦等への支援に関係する職員に対する研修	子ども虐待・DV、家族問題・依存症(アディクション)等、専門講師を招き、特定妊婦のスクリーニングと支援や児童虐待の基礎知識を学ぶ研修を実施	・ 実施回数：12回 ・ 受講者数：155人	・ 実施回数：12回 ・ 受講者数：300人

(※1)令和 6 年度の取組状況は一部見込の数値を含む
(※2)令和 4 年改正児童福祉法において新たに創設された事業
(※3)令和 2 年 4 月～10月までコロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止
(※4)令和 2 年度10月より事業開始

各項目の取組状況

■ 「定量的な整備目標」を設定する事業の取組状況について

項目	概要	令和 2 年度	令和 6 年度(※1)
社会的養護関係者による子どもの権利等に関する研修等	各社会的養護関係者が、子どもの権利や権利擁護に関する研修内容を工夫して実施	・実施回数(※2)：2回 ・受講者数(※2)：43人	・実施回数(※2)：8回 ・受講者数(※2)：101人
意見表明等支援事業	意見表明等支援員が、児童相談所や里親宅等を訪問し、児童の意見・意向を聴き、意見表明支援を行う事業	令和 6 年度から事業開始	・利用可能な子どもの割合：61.2% ・事業を利用した子どもの割合：64.8%
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	子どもの支援方法に関する研修や、他部署、他区との交換研修、事例検討等を実施	・実施回数：21回 ・受講者数：623人	・実施回数：48回 ・受講者数：1,000人
一時保護施設の第三者評価受審状況	令和 2 年度の児童相談所開設後、2 回第三者評価を受審	1 回	－
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	委託一時保護が可能な里親、ファミリーホームを確保	15か所(里親15家庭)	36か所(里親35家庭、ファミリーホーム 1 か所)
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	令和 2 年度からCAREプログラム、虐待カウンセリング、令和 3 年度からDV被害者プログラム、DV加害者プログラム、令和 4 年度からペアレントトレーニングを実施	18回	58回
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	ケースワーク全般や児童の発達、心理的支援等に関する研修	・実施回数：15回 ・受講者数：157人	・実施回数：22回 ・受講者数：245人
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	－	0 件	1 件

(※1)令和 6 年度の取組状況は一部見込の数値を含む
 (※2)社会的養護関係者(児童相談所職員(一時保護施設職員を含む)、里親・ファミリーホーム、意見表明等支援事業受託事業者)に対する研修実施回数及び受講者数の合計

各項目の取組状況

■ 「定量的な整備目標」を設定する事業の取組状況について

項目	概要	令和 2 年度	令和 6 年度(※1)
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	—	0 人	1 人
里親委託率	代替養育が必要な児童(※2)のうち、里親等に委託している児童の割合	14.2%	18.3%
養育家庭、専門養育家庭、養子縁組里親の登録数	・養育家庭：養子縁組を目的とせずに、一定期間子どもを養育する里親 ・専門養育家庭：専門的ケアを必要とする被虐待児や障害等を有する子ども等を、養子縁組を目的とせずに、一定期間子どもを養育する里親 ・養子縁組里親：養子縁組を目的として、子どもを養育する里親	・養育家庭：29家庭 ・専門養育家庭：0 家庭 ・養子縁組里親：10家庭	・養育家庭：50家庭 ・専門養育家庭：2 家庭 ・養子縁組里親：23家庭
里親のリクルーター活動	区民まつり等の参加、養育家庭体験発表会の実施及び里親制度説明会等を実施し幅広く里親制度の普及啓発活動を実施	・区民まつり等の参加(※3)：中止 ・養育家庭体験発表会(※3)：中止 ・里親制度説明会：7 回	・区民まつり等の参加：3 回 ・養育家庭体験発表会：1 回 ・里親制度説明会：10回
養育家庭等に対する支援事業	小学生以下の児童を受託している家庭に家事等支援員を派遣する「さとおや・おたすけ事業」、障害児等の養育不安を抱える家庭に支援を行う「障害児里親等委託推進モデル事業」を実施	・さとおや・おたすけ事業：5 家庭 障害児里親等委託推進モデル事業は令和 3 年度から開始	・さとおや・おたすけ事業：6 家庭 ・障害児里親等委託推進モデル事業：5 家庭
里親支援センター、民間フォostリング機関の設置数	令和 2 年度の児童相談所開設時からフォostリング機関を導入し、里親委託の推進、里親家庭への訪問支援等を実施	1 か所	1 か所
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	認定前、更新時、登録後、受託後などのステップごとの研修のほか、個別のニーズに合わせた研修	・実施回数：8 回 ・受講者数：17人	・実施回数：2 回 ・受講者数：8 人

(※1)令和 6 年度の取組状況は一部見込の数値を含む
(※2)里親、ファミリーホーム、乳児院及び児童養護施設で養育することが必要な 0 歳から17歳までの児童
(※3)新型コロナウイルス感染拡大のため、区内各種イベントの開催は中止していました。

各項目の取組状況

■ 「定量的な整備目標」を設定する事業の取組状況について

項目	概要	令和 2 年度	令和 6 年度(※1)
養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員を配置している区内施設及びその職員数	・加配施設数：1 施設 ・加配職員数：2 人	・加配施設数：2 施設 ・加配職員数：4 人
養育機能強化のための事業の実施施設数	養育機能強化のための事業：親子支援事業、家族療法事業	0 施設	1 施設
家庭支援事業を委託されている施設数	子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業のいずれかを実施している施設	1 施設	2 施設
児童自立生活援助事業実施箇所数	令和 5 年に自立援助ホーム(Ⅰ型)が 2 か所開設。令和 4 年児童福祉法改正に伴うⅡ型(児童養護施設等)及びⅢ型(里親等)は実施していない	0 か所	2 か所
社会的養護自立支援拠点事業整備箇所数	令和 6 年度に、社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互交流ができる場所、相談支援する事業所の整備を実施	0 か所	2 か所
児童相談所の第三者評価受審状況	児童相談所開設 3 年目の令和 4 年度に第三者評価を受審	—	—
子ども家庭福祉行政に携わる職員における研修の受講者数	児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の受講状況	・実施回数：39回 ・受講者数：736人	・実施回数：82回 ・受講者数726人

(※1)令和 6 年度の取組状況は一部見込の数値を含む

03

江戸川区における 具体的な取組

計画の方向性

- 基本方針
- 各項目の取組方針

■ 基本方針

児童虐待のない安全安心な環境で子どもたちが生活できる家庭への支援をすすめます。

「家庭養育優先原則」「パーマネンシー保障の理念」に基づき、代替養育が必要な子どもができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、支援を充実していきます。

基礎的自治体が児童相談所を持つメリットである3つの一元化（指揮系統、支援対応、窓口）により、きめ細かい重層的な支援を展開するとともに、本区ならではの「地域力」を活かした取組に力を入れていきます。

基本方針実現のための「4つの柱」

1 子どもの権利擁護の取組強化

当事者である子どもの意見を大切にしていくため、子どもの権利擁護に係る環境整備の強化に努めます。

2 家庭支援事業の強化

子どもたちが、その家庭で生活できるよう、寄り添い型の家庭支援事業の強化に努めます。

3 里親委託の促進

家庭養育優先原則に則り、良好な家庭的環境である、里親・ファミリーホームへの委託を推進していきます。

4 自立支援の強化

社会的養護のもとで生活している児童が、自立後行く先がなく困ることがないように、自立に向けた支援を強化していきます。

各項目の取組方針

計画策定項目	取組方針
子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	・ 児童福祉部門、母子保健部門との連携強化 ・ 家庭支援事業の更なる強化
支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	児童福祉部門、母子保健部門との連携強化、重層的な支援
当事者である子どもの権利擁護の取組	・ 子どもの意見聴取体制、意見表明支援の強化 ・ 社会的養護関係者の更なる理解促進
一時保護改革に向けた取組	子どもの最善の利益を保障する一時保護施設の運営、一時保護体制の強化
代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	・ パーマネンシー保障理念に基づくケースマネジメントの強化 ・ 寄り添い型の親子再統合支援事業の実施
里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	・ 里親委託率37.8%を達成するための体制強化 ・ 里親制度理解促進のための普及啓発活動の推進
施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	区内施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組の支援
社会的養護自立支援の推進に向けた取組	社会的養護自立支援拠点事業所と連携した自立支援の強化
障害児入所施設における支援	施設に入所する子どもの最善の利益を保障するための支援の充実
児童相談所の強化等に向けた取組	多様化、複雑化するケースに対応するための職員体制の強化、専門性の向上

子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

- 相談支援体制の整備に向けた取組
 - こども家庭センターの体制整備
 - ヤングケアラーに対する支援
- 家庭支援事業等の整備に向けた取組
 - 家庭支援事業等の整備・充実
 - 母子生活支援施設の取組

解説

こども家庭センターとは？

- すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援をする機関を言います。

ヤングケアラーとは？

- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことを言います。

子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

■ 子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組について

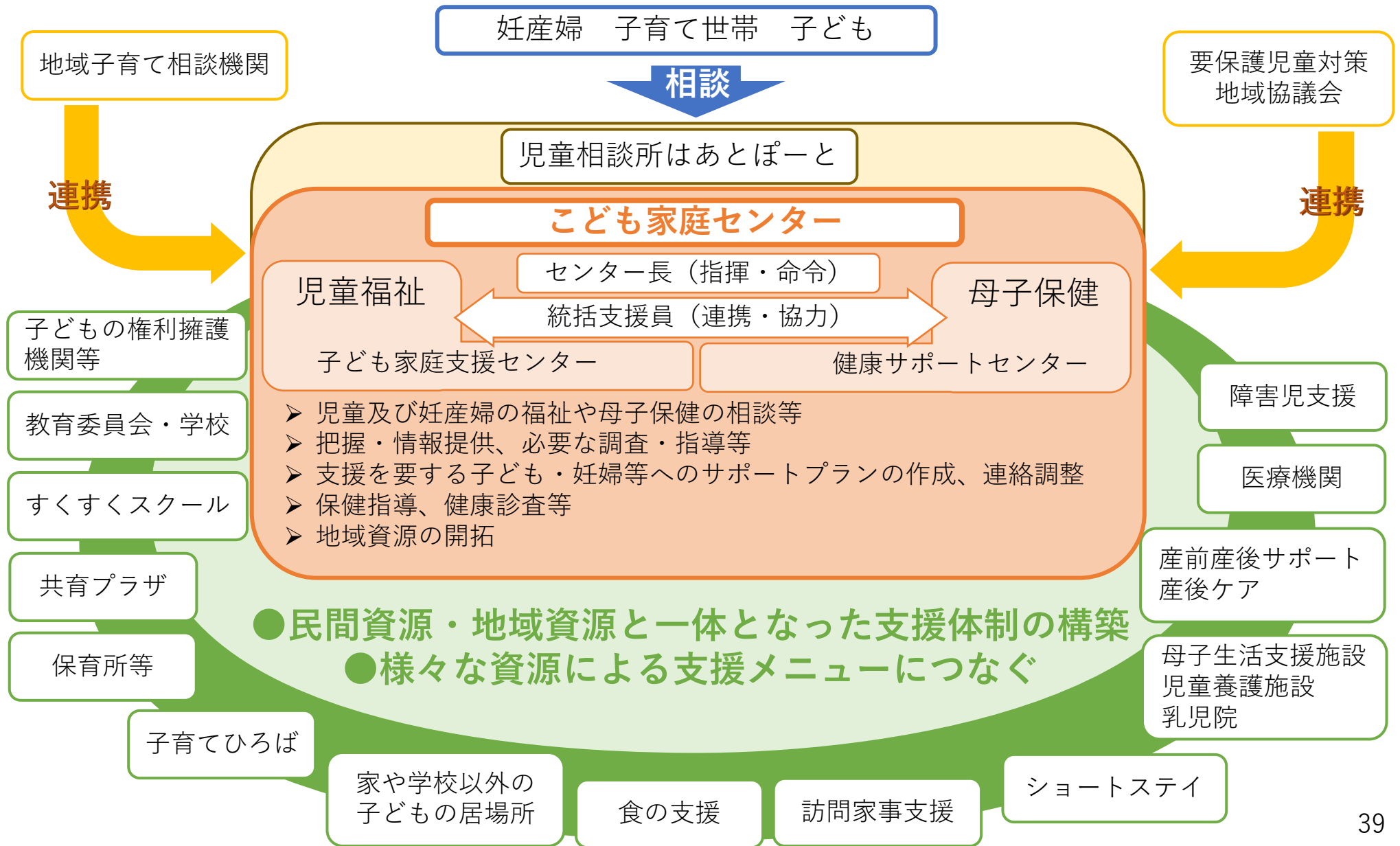
- 令和4年改正児童福祉法において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世帯包括支援センターの設立意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市区町村の努力義務とされました。
- こども家庭センターの設置とともに、新たに創設された子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業に、子育て短期支援事業、一時預かり事業及び養育支援訪問事業を加えた6事業が児童福祉法上の家庭支援事業と位置付けられ、市区町村による利用勧奨・措置が可能となりました。
- 区はこれまで、すべての子どもの育ちを支える取組みとして、子育て短期支援事業、一時預かり事業及び養育支援事業をはじめとした子育て支援事業、子どもや家庭への相談支援、母子が分離せず安全安心な環境で生活できる母子生活支援施設による援助を行ってきました。
- 改正児童福祉法の施行を受け、令和6年にこども家庭センターを設置し、児童福祉機能と母子保健機能による一体的な支援を行っています。引き続き、家庭支援事業の充実をはじめ、基礎的自治体の特性を活かした子ども・子育て家庭に対する総合的・専門的な支援を行っていきます。



■ 計画4つの柱「家庭支援事業の強化」の実現

- こども家庭センターを中心とした相談支援の強化
- 家庭支援事業の充実

子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組



■ 事業概要

- 子ども家庭総合支援拠点であった子ども家庭部相談課（児童福祉機能）と子育て世代包括支援センターであった健康サポートセンター 8 か所（母子保健機能）が一体的な支援を行うために、相談課長をセンター長とし、相談課に新たに設置した母子保健連携係に統括支援員を配置しました。

■ 令和 7 年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：こども家庭センターの設置数

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
設置数	1	1	1	1	1



■ 現状と課題

- サポートプランの策定
 - 支援対象者個々の状況に応じたサポートプランを児童福祉、母子保健相互の視点から統一的に策定し、統括支援員の進捗管理のもと、必要に応じて更新し、サポートプランの効果等を検証、評価します。サポートプランに基づいた支援ができるようサポートプラン内容の確立、策定支援の人員配置が必要です。
- こども家庭センターの体制整備
 - 平成17年度より、区作成の『養育支援マニュアル』を基本に旧子ども家庭支援センター(現：児童相談所)と健康サポートセンター共通のアセスメント指標や通告・情報提供シートを用いて、切れ目ない支援と連携を深めてきました。これにより両部門の連携基盤はできていますが、虐待の予防的支援を一体的に行うための体制整備、合同ケース会議のしくみを新たに構築する必要があります。

■ 取組方針

- 従来行ってきた支援のメリットを活かしつつ、児童福祉、母子保健両機能による一体的、重層的な支援のため、ケースワークから合同ケース会議、サポートプランへと効果的なサイクルを早期に確立していきます。

■ 事業概要

- ヤングケアラーを早期に把握し、多機関連携のもと多面的な支援につなげるため、下記事業を実施しています。
- ヤングケアラー・コーディネーターの配置
- ピアサポート等相談支援体制の推進
- 多言語映像通訳タブレットの導入
- 関係機関職員研修の実施

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標
- ① ヤングケアラーコーディネーターの配置数
 - ② ピアサポート等の相談支援の実施団体数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①コーディネーター配置数	1	1	1	1	1
②実施団体数	2	2	2	2	2



■ 現状と課題

- ヤングケアラー支援に係る本区の全体状況を把握する必要があります。
- 様々な課題を抱えているヤングケアラーとその家庭に対して、重層的かつ多面的な支援が必要です。

■ 取組方針

- 実態調査や研修等を通して「気づき」「情報共有」「支援」「見守り」というヤングケアラー支援の流れを更に効率化し、効果的な支援の実施を図っていきます。

■ 児童福祉法上位置付けられた家庭支援事業

事業名	概要	現状と課題
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の仕事等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、宿泊を伴う保育を行う事業	- 減免制度の見直しを行ったことで支援を必要とする家庭に支援が届きやすくなった結果、年々利用が増加しています。 - 利用枠の安定的な確保が課題です。
養育支援訪問事業	不適切な養育状況にある等、虐待のリスクを抱える家庭等に対して、保健師等が訪問を行い、専門的な相談支援を行うことで、養育状況の改善や養育力の向上を図る事業	要支援家庭及び要保護家庭に対し専門職による相談支援を行うことで、養育上の諸問題の改善を行っています。
一時預かり事業	幼稚園、認可保育園、ファミリーサポート事業及びベビーシッター等において、保護者のリフレッシュ目的や保護者の多様なニーズに対応し一時的に預かる事業	- 子育て世帯の核家族化や孤立化が進む中、レスパイトや突発的な保育を行う当事業の需要が高まっています。 - 保育士不足等により実施施設等が不足しているため、受皿確保についての施策を進めていく必要があります。
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みに対応するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業	ヤングケアラーを含む対象家庭に育児支援ヘルパーを派遣することで、養育上の諸問題の改善や、負担の軽減を行っています。育児支援ヘルパーの安定的な確保が課題です。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供する事業	令和7年度以降実施予定
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行う事業	- 参加者の満足度は高い一方、事業の周知不足により、支援を必要とする家族に広く事業が行き届いていない側面があります。 - 親子再統合支援事業を含めた事業の再構築が必要です。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

➤ 整備(評価)の指標：各種支援事業の利用見込数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て短期支援事業 (延べ日数)	1,560	1,519	1,480	1,444	1,407
養育支援訪問事業 (延べ件数)	3	3	3	3	3
一時預かり事業 (人日)	5,375	5,749	6,184	6,593	7,015
子育て世帯訪問支援事業 (世帯)	15	15	15	15	15
児童育成支援拠点事業 (人)	36	38	39	41	43
親子関係形成支援事業 (延べ人数)	198	198	198	198	198

※ 親子関係形成支援事業：一部親子再統合支援事業と重複する事業があります。

- 取組方針
- **子育て短期支援事業**
 - 児童虐待の予防にも効果の見込める事業であり、引き続き、母子生活支援施設、乳児院、協力家庭において実施していきます。
 - **養育支援訪問事業**
 - 特に、出産直後等で育児ストレスにより安定した養育が行えない家庭へ支援していきます。
 - **一時預かり事業**
 - 様々なニーズに対応できるよう、今後も継続して未実施施設への働きかけを行うとともに、ベビーシッター利用補助等の既存事業の利便性の向上等を図ります。
 - **子育て世帯訪問支援事業**
 - 家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭に訪問支援員が訪問し、支援していきます。
 - **児童育成支援拠点事業**
 - 児童相談所による対応状況も勘案し、事業の実施に向けて具体的な内容の検討を進めていきます。
 - **親子関係形成支援事業**
 - 事業の周知方法を工夫し、支援を必要とする家庭に広く事業が行き届くよう努めます。
 - 区内関係各所との協働や役割分担を検討していきます。

■ 母子生活支援施設

- 子どもの養育や生活上の問題を抱えていて、自立のために援助を要する母子家庭のための入所施設です。
- 自立のための様々な支援を受けながら生活することができます。

■ 現状と課題

- 解決困難な問題を抱え入所する母子世帯に、子育て、就労、学習などの支援や、生活相談、心理相談を行い、自立促進を図っています。また、退所した後も相談に応じています。
- 養育機能強化のため、保育士、心理療法担当職員、被虐待児個別対応職員を配置しています。
- 子どもショートステイ事業なども実施していますが、更なる多機能化が求められています。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

➤ 整備(評価)の指標

- ① 設置数(年度末)
- ② 定員(世帯)数(年度末)
- ③ 毎月初日入所延べ世帯数
- ④ 毎月初日入所延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①設置数	1	1	1	1	1
②定員(世帯)数	20	20	20	20	20
③毎月初日入所延べ世帯数	173	180	187	192	200
④毎月初日入所延べ人数	374	390	406	412	418

■ 取組方針

- 課題を抱える母子を一体的に支援するセーフティネットとして、安心して生活できる設備と機能を維持します。
- 連携先各所にチラシ配布や事業説明を行い、施設を必要とする方への情報提供を促進していきます。

支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- こども家庭センターでの取組
- 健康サポートセンターでの取組及び助産施設・助産制度
- 妊産婦等支援体制の強化
- 妊産婦等生活援助事業

解説

特定妊婦とは？

- 出産後の子どもの養育について、妊娠期から継続的な支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことを言います。

支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

■ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組について

- 令和4年改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を都道府県等（児童相談所設置市を含む）が行うことができる業務として位置付けられ、その体制整備や支援を必要とする特定妊婦等への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくことが求められています。
- 経済的課題を抱える妊婦の助産制度を担う助産施設の確保、支援を必要とする特定妊婦等への制度周知、支援を担う人材の育成が重要とされ、取り組むことが求められています。
- 区はこれまで、妊娠期から乳幼児期まで、母子の健康づくりを切れ目なく支援し、その保護者が地域で孤立することなく子育てができるよう、妊婦全数面接や産後ケアをはじめとした妊娠・出産期のサポート、子ども・子育て支援事業により、妊産婦等を支援を行ってきました。
- 令和6年に設置したこども家庭センターをはじめ、児童福祉部門と母子保健部門が一体的、重層的な支援を行っていきます。



■ 計画4つの柱「家庭支援事業の強化」の実現

- こども家庭センターによる支援の充実
- 母子保健部門による支援の強化
- 妊産婦等支援を担う人材の育成

こども家庭センターでの取組

■ こども家庭センターが担うべき主な役割（こども家庭センターガイドライン抜粋）

- 従前の子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点が果たしてきた機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、②子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供する。
- 妊産婦、子どもやその家庭の課題・ニーズを、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取る。
- 個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、家庭支援事業や母子保健サービス、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てる。
- サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施する。
- 地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘・育成し、地域資源のネットワークを形成していくなかで、既存のサービスや団体とつなげることや、マッチングをさせていく。
- 地域資源を開拓し、関係機関間の連携を高めることにより、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する子どもの権利や育児方法などについての普及啓発を地域に向けて行い、子育てしやすい環境を整備する。

■ 現状と課題

- 妊産婦を含めたすべての子育て家庭に対して、ショートステイ事業をはじめとした家庭支援事業など、必要な支援を切れ目なく提供することが求められています。
- 虐待に至る前の予防的支援における児童福祉、母子保健両部門での連携が課題であり、その体制整備が必要です。
- 合同ケース会議の開催やサポートプランの作成、プランに沿った支援の実施のための人員配置が課題です。



■ 取組方針

- 児童福祉部門と母子保健部門の連携によるすべての妊産婦、子育て家庭、子どもに対しより良い支援を行うため、両部門による合同ケース会議や、作成したサポートプランに沿った支援ができるよう組織体制を構築していきます。

健康サポートセンターでの取組及び助産施設・助産制度

■ 事業概要

- 妊婦全数面接

- 保健師等が妊婦と面接を行い、身体的・精神的・経済的状况等を把握し、必要な情報提供を行うことにより、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みを軽減し、支援が必要な妊婦については継続支援につなげています。

- 助産施設・助産制度

- 入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な方に対し、出産にかかる費用を公費で負担する制度です。

- 産後ケア

- 母体の休養の確保や育児指導を行う中で、産婦の育児負担・育児不安の軽減を図り、安定した乳児の療育を支援しています。

- 1歳6か月児歯科健診・3歳児健診における子育て相談

- 心理士が、1歳6か月児歯科健診及び3歳児健診に出向き、心理職の専門性を生かした子育てに関する相談を受けています。

■ 現状と課題

- 妊婦全数面接

- 妊娠期からの児童福祉との連携の充実が求められています。

- 助産施設・助産制度

- 支援を必要としている方への的確に支援を届けるため、医療機関や生活援護、健康サポートセンターの保健師との更なる連携が必要です。

- 妊婦全数面接

- 妊娠期からの児童福祉との連携の充実が求められています。

- 1歳6か月児歯科健診・3歳児健診における子育て相談

- 虐待を未然に防ぐためには、保健師や心理士の子育てに関する悩み相談は重要であり、母子保健部門、児童福祉部門の連携が求められています。

健康サポートセンターでの取組及び助産施設・助産制度

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

➤ 整備(評価)の指標

- ① 妊婦全数面接：面接延べ件数、継続支援延べ件数
- ② 入院助産申請件数
- ③ 産後ケア：宿泊型利用件数、デイサービス型利用件数、訪問型利用件数

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①	面接延べ件数	5,007	4,992	4,977	4,962	4,947
	継続支援延べ件数	1,001	998	995	992	989
②	申請件数	40	40	40	40	40
③	宿泊型利用件数	460	456	454	451	448
	デイサービス型利用件数	218	216	215	214	212
	訪問型利用件数	374	371	369	367	365



■ 取組方針

- 妊婦全数面接
 - 産前・産後の支援体制を構築し、妊娠から出産、育児へ切れ目ない支援を行っていきます。
 - 母子保健と児童福祉の一体的な運営を通じて、包括的な支援を提供していきます。
- 助産施設・助産制度
 - 関係機関と連携を密に行い、経済的困窮により出産費用を負担できない方に対して出産費用を一部又は全額を公費で負担することで、安心安全に出産できるよう支援していきます。
- 産後ケア
 - 利用できる施設を確保しつつ地域の偏在を減らすことで産婦がより使いやすい制度にしていきます。
- 1歳6か月児歯科健診・3歳児健診における子育て相談
 - 引き続き、心理士による子育て相談を行い、虐待の兆候などを早期に捉え、必要な支援につなげていきます。

妊産婦等生活援助事業

■ 事業概要

- 家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等が安心して生活を行うことができるように、一時的な住まいや食事の提供、養育等の相談・助言や、医療機関等の関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報提供その他必要な支援を行う事業です。

■ 支援の流れ

	産前等 （妊娠葛藤、中絶に 悩むものを含む。）	産前	産後	自立支援	アフターケア
相談 支援	妊娠葛藤相談		養育相談		相談支援
	自立支援相談				
	生活相談				
	支援計画の策定				
	関係機関との連絡調整				
生活 支援	食事、住まい等の支援				

■ 現状と課題

- 事業体系として、相談支援と生活支援に大きく分かれています。相談支援では、支援コーディネーターの育成、配置が必要であり、また、予期しない妊娠にならないための啓発が必要です。一方、生活支援では、施設の確保、助産師等の配置、宿泊、通所を含めた受け入れ体制の整備が必要となります。自立支援に向けた関係機関との連携体制等を構築していく必要があります。

■ 取組方針

- 相談支援体制の早期構築を図ると同時に、産前から様々な困難を抱える妊婦等の相談を受け、支援できる人員の育成を行います。
- 生活支援を担える事業者、施設の確保の検討をしていきます。

妊産婦等支援体制の強化

■ 事業概要

- 特定妊婦等への支援に関する職員に対する研修
 - 子ども虐待・DV、家族問題・依存症（アドિકション）などのカウンセリング、介入を行っている専門講師から、特定妊婦のスクリーニングと支援や児童虐待の基礎知識などを学ぶ研修を実施しています。
 - 事例検討のスーパーバイズを受けることで、より実践的なスキルアップを図っています。

■ 現状と課題

- 予期しない妊娠、若年妊娠、DV、被虐待歴、精神疾患等リスクのある特定妊婦に対し、妊娠から出産、子育てにおいて、切れ目ない支援と保健・医療・福祉の連携、早期支援が必要です。
- アセスメント能力と虐待のリスク判断のスキルアップが常に求められています。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：特定妊婦等への支援に関する職員研修の実施延べ回数、受講者数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施延べ回数	12	12	12	12	12
受講者数	160	160	160	160	160



■ 取組方針

- 専門の講師による講義、事例検討などを継続実施し、特定妊婦等への支援を行う職員の人材育成に努めていきます。

当事者である子どもの権利擁護の取組

- 子どもの権利擁護に係る環境整備
 - 当事者である子どもへのアンケート調査結果
 - 子ども本人の認知度等の確認体制
- 子どもへの意見聴取等措置
 - 児童相談所の取組
 - 社会的養護関係者に対する支援
- 意見表明等支援事業

解説

江戸川区子どもの権利条例

子どもは、生まれた時から大切な権利を持っています。

その権利を江戸川区全体で大切に守っていくために、「江戸川区子どもの権利条例」ができました。

子どもは一人ひとりが権利を持ち、その権利が大切に守られます。

当事者である子どもの権利擁護の取組

■ 当事者である子どもの権利擁護の取組について

- 令和4年改正児童福祉法において、里親等委託や施設入所、一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する子どもの意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会等による調査審議・意見具申することが、都道府県等（児童相談所設置市を含む）の業務として位置付けられました。
- 国においては、子どもの権利擁護に係る環境整備について都道府県等（児童相談所設置市を含む）の業務に位置付けるとともに、里親等委託や施設入所等の措置、一時保護決定時等の意見聴取等措置、さらには子どもの意見表明等支援事業の創設等、子どもの権利擁護に関する取組について拡充が図られました。
- 区においても、当事者である子どもの権利を大切にしていくため、子どもの権利擁護に関する取組を実施し、その一環として、「江戸川区子どもの権利条例」の制定、一時保護所へのアドボケイトの導入、意見表明等支援事業の創設など取り組んできました。
- 引き続き、子ども自身に、子どもの権利や権利擁護の仕組みを丁寧に説明しつつ、意見表明しやすい環境の整備に取り組んでいきます。



■ 計画4つの柱「子どもの権利擁護の取組強化」の実現

- 権利擁護機関の整備
- 意見聴取等措置の体制強化
- 意見表明等支援事業の強化

子どもの権利擁護に係る環境整備

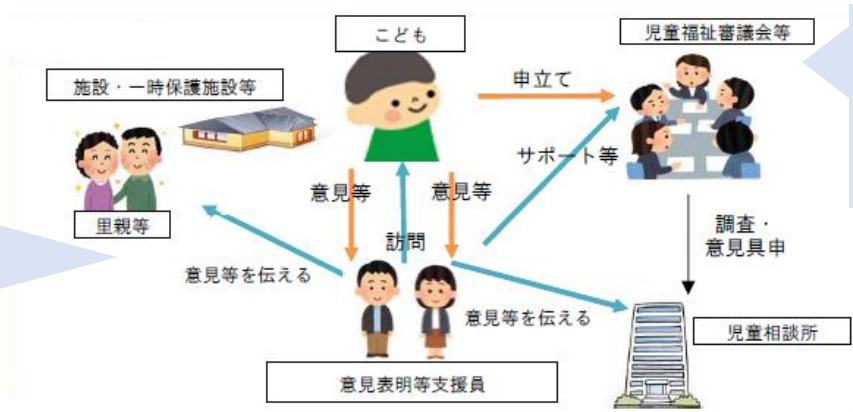
■ 子どもの権利擁護に係る環境整備のための取組について

- 令和4年改正児童福祉法において、子どもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、子どもの権利擁護に係る環境整備が都道府県等（児童相談所設置市を含む）の業務として明確化されました。
- 区は令和2年4月の児童相談所開設以降、子どもの最善の利益を保障するため、措置や一時保護に係る決定時に子どもの意見を聞きながら進めてきました。
- 令和3年7月に、区全体で子どもの権利を大切にしていくため、「江戸川区子どもの権利条例」を制定しました。また、同年6月から一時保護所にアドボケイトが訪問し、子どもと遊ぶなど一緒に過ごす中で、子どもの希望に応じて意見表明支援を行う訪問アドボケイトを先進的に導入しました。
- 令和4年改正児童福祉法の施行に伴い、区として子どもの権利を擁護する取組を強化するため、児童相談所による意見聴取等措置の実施、専門性の高い第三者による意見表明等支援事業の実施、当事者である子どもが児童福祉審議会に対して意見表明できる環境整備を行いました。

■ 子どもの権利擁護に係る環境整備イメージ図

■ 意見表明等支援事業

- 意見表明等支援員が、児童相談所や里親宅等を訪問し児童の意見・意向を聴き、意見表明支援を行う



■ 権利擁護機関の整備

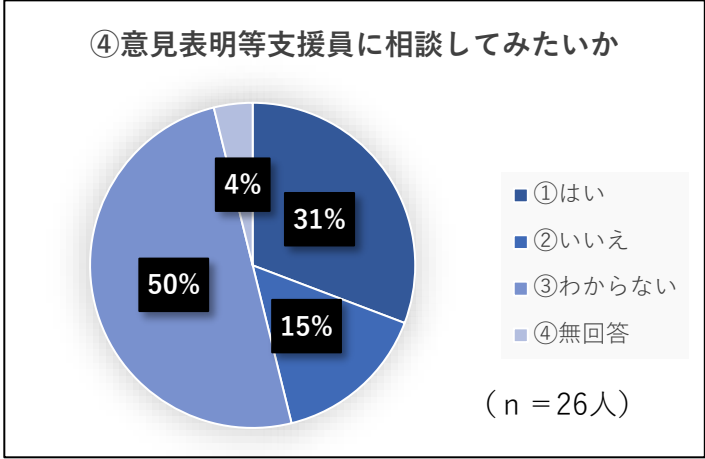
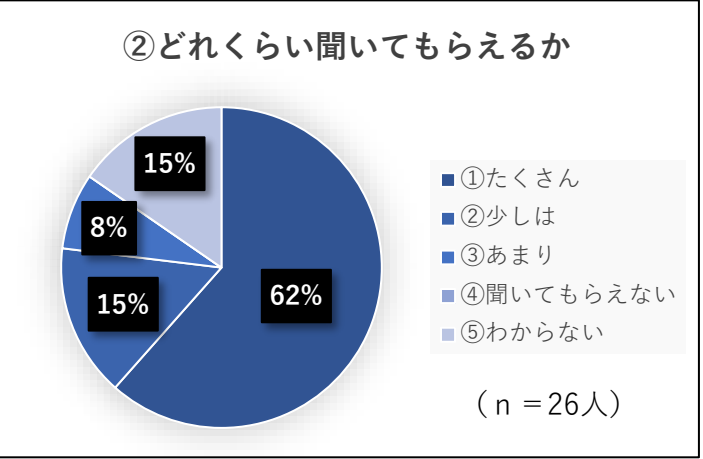
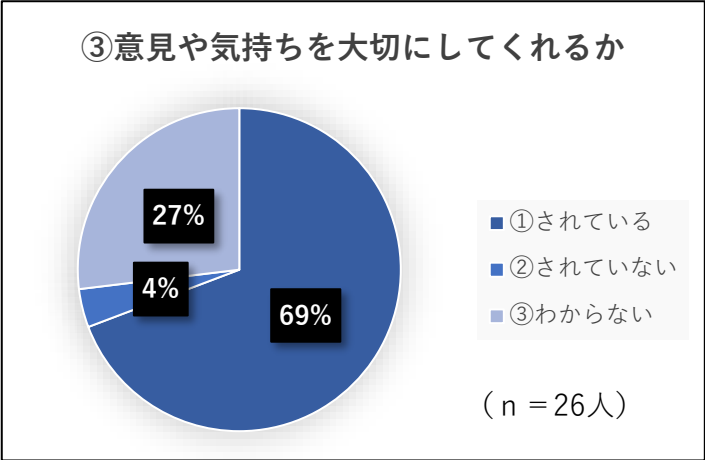
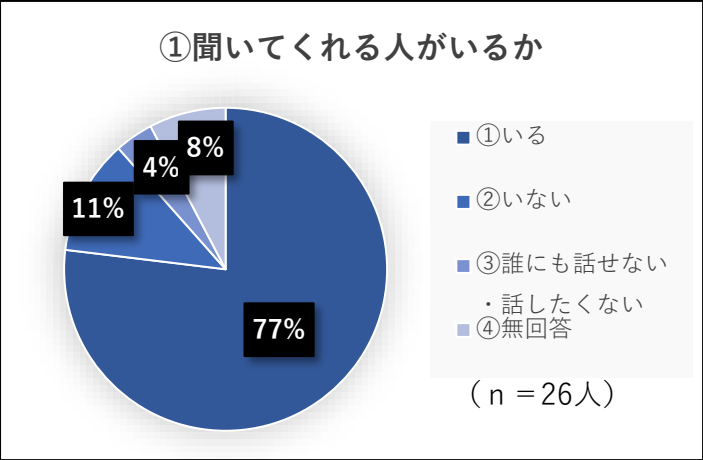
- 児童本人からの申立てについて、児童福祉審議会子どもの権利擁護部会が調査審議し関係機関へ意見具申する

■ 意見聴取等措置

- 児童相談所職員が、児童の意見や意向を勘案して措置を行うため、意見の聴取を行う

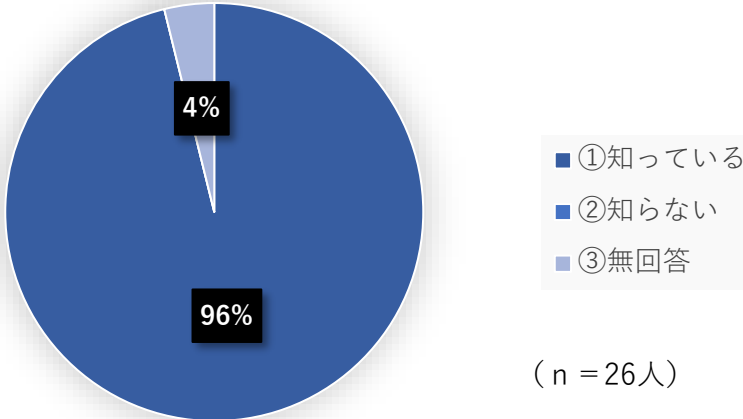
■ 当事者である子どもへのアンケート結果

※ 対象：区内施設及び里親家庭で生活する小学校４年生以上の児童
- 「あなたの気持ちや意見について」「子どもの権利について」

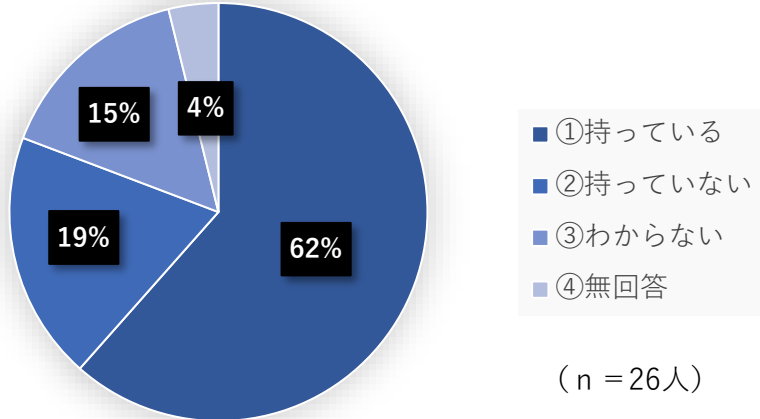


- 約 8 割が「意見や気持ちを聞いてもらえる人がいる」と回答
- 話を聞いてくれる人は誰かとの問いに、「施設の先生・里親」と回答した児童が多く、「友だち」「兄相の人」が続いた
- 約 6 割が「たくさん聞いてもらえる」と回答があったものの、約 2 割の子どもが「聞いてもらえない」「わからない」と回答
- 約 7 割が「意見や気持ちを大切にされている」と回答があったものの、「意見を大切にされていない」「わからない」と回答した子どもが約 3 割であった
- 意見表明等支援員への相談については、「わからない」「無回答」が約半数であった

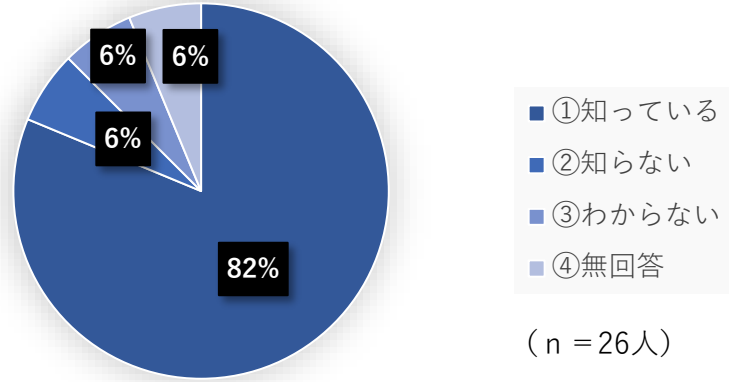
⑤子どもに権利があることを知っているか



⑥子どもの権利ノートを持っているか

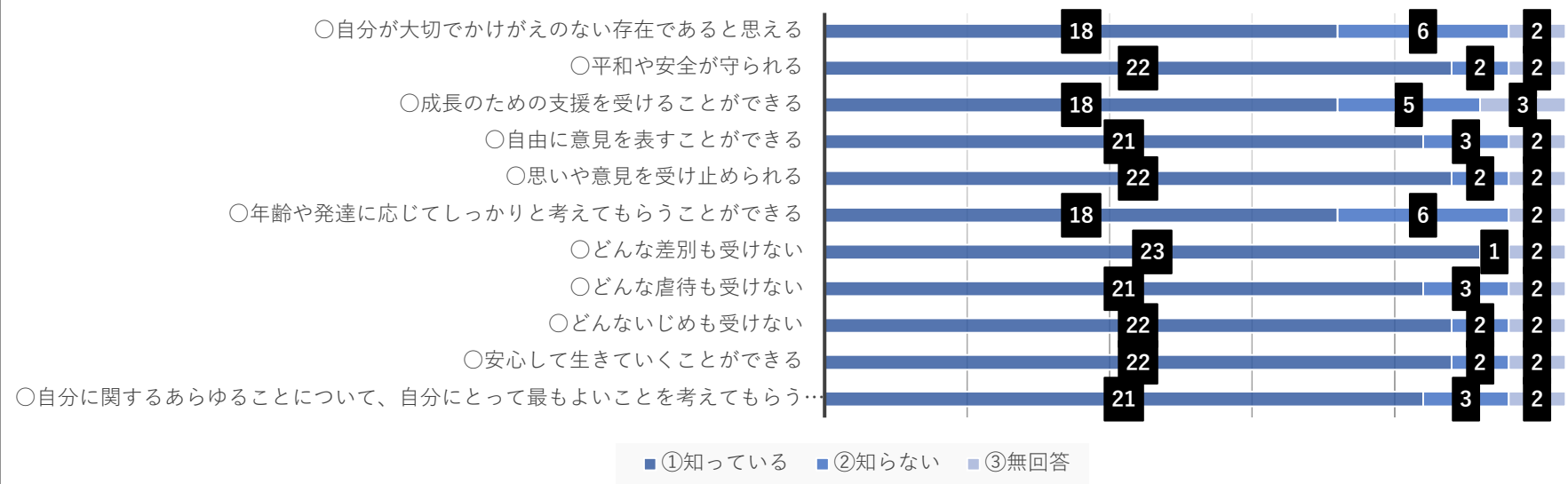


⑦内容を知っているか



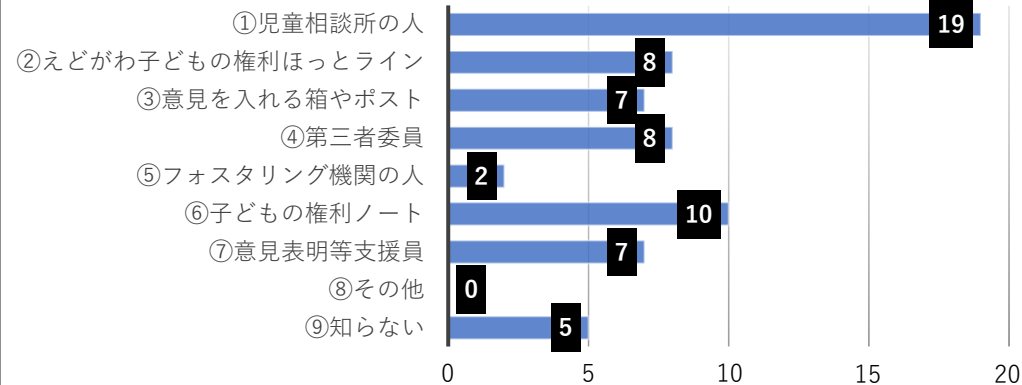
- ほぼすべての子どもが「権利があること」を知っている結果であった
- 「子どもの権利ノート」は6割が所持、内容は8割の子どもが知っていると回答
- 一方、残りの4割が「持っていない」「わからない」と回答しているため、里親委託や施設入所の際に、より丁寧な説明が必要となる結果であった

⑧「子どもの権利」の認知状況（複数回答）（n = 26人）



⑨子どもの権利を守るための相談先で知っているもの

（複数回答）（n = 26人）



- 子どもの権利に関するほとんどの項目で高い認知率があるが、一部若干知られていない項目もある
- 相談先は、「児童相談所の人」が一番多く、続いて「子どもの権利ノート」を使って相談できることを認知している子が多かった
- 相談先として、「知らない」と回答も一定数いる結果であった

■ 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又は子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制

■ 現状と課題

- 児童福祉審議会子どもの権利擁護部会において、児童本人からの申立てについての調査審議を行っています。
- 審議会で受け付けた申立てについては、部会への児童の出席や委員が児童のもとへ訪問するなどの方法で意見聴取を行っています。
- 児童福祉審議会への児童本人からの申立てについて、措置児童等への周知が課題です。



■ 取組方針

- 子どもにわかりやすい形で児童福祉審議会の役割や申立ての方法等について、周知啓発を行うとともに、施設等の関係者にも権利擁護の仕組み等について理解醸成を図っていきます。

■ 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子どもの委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制

■ 現状と課題

- 日ごろのケースワーク等により見聞きしたことをもとに施策策定を行っていますが、当事者である子どもが検討の場に参加し、意見を言える環境を整備することが求められています。



■ 取組方針

- 当事者である子どもの意見を施策に反映させるため、日ごろのケースワーク等での情報収集や、アンケート、ヒアリング等を実施し、子どもが意見を言える環境づくりに励んでいきます。

■ 措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る子ども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制

■ 現状と課題

- 区内施設に措置されている児童など、一部に意見表明等支援事業の認知度の確認を行うアンケートを実施していますが、それ以外に認知度・利用度・満足度の確認ができていないことが課題です。



■ 取組方針

- 年1回程度措置児童等に対するアンケートやヒアリング等を実施し、認知度や利用度、満足度等について確認し、認知度等の向上に努め、事業の内容改善を図っていきます。

■ 措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する理解度の確認体制

■ 現状と課題

- 一時保護時や意見表明等支援事業の実施等により子どもの権利擁護に関しての理解を深める取り組みは行っていますが、理解度についての確認はできていないことが課題です。



■ 取組方針

- 年1回程度措置児童等に対するアンケートやヒアリング等を実施し、権利擁護に関する理解度を確認し、権利擁護に関する理解醸成に努めていきます。

■ 措置児童等を対象とした日ごろから意見表明できる子どもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制

■ 現状と課題

- 区内施設に措置されている児童など一部にアンケートを実施していますが、措置児童の大半には確認ができていないことが課題です。



■ 取組方針

- 年1回程度措置児童等に対するアンケートやヒアリング等を実施し、日ごろから意見表明ができるかや、意見表明に係る満足度等について確認し、事業の内容改善を図っていきます。

子どもへの意見聴取等措置 – 児童相談所の取組

■ 基本的な考え方

- 平成28年度の改正児童福祉法の理念に則り、すべての子どもが等しく持つ権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）を保障するため、「江戸川区の子どもは江戸川区で守る」をモットーに、子どもの最善の利益を優先した相談援助活動を展開していきます。
- 子どもの権利擁護の取組に当たっては、子どもも大人も「子どもの権利」について理解するとともに、子どもが意見を形成し、安心して自由にその意見を表明できるよう努めます。

■ 現状と課題

- 当事者である子どもへのアンケート調査の結果、子どもの権利ノートを「所持していない」と回答した子が約4割、所持しているものの「内容がわからない」と回答した子が約2割おり、子どもの権利ノートについて認知していない児童が一定数おり、子どもに対して丁寧な説明が求められています。
- 現在、児童を一時保護する際に児童相談所が一時保護することについて、一時保護解除後の支援の方向性が決まった段階においても、それぞれ、児童に意見聴取等措置を実施しています。
- 一方で、施設等に措置されている児童のうち、家庭復帰や施設からの自立予定がない児童に対する意見聴取等措置の実施ができていないことが課題です。



■ 取組方針

- 里親委託や施設入所となるすべての児童に、子どもの権利ノートについて認知してもらえよう、子どもの年齢や発達状況に応じて、丁寧かつ分かりやすい説明を行っていきます。
- 児童を一時保護する際、一時保護解除後の支援の方向性が決まった段階において、引き続き、児童に意見聴取等措置を実施し、子どもの意見・意向を適切に把握していくよう努めます。
- 施設等に措置されている児童については、毎年度、自立支援計画書を作成する段階で児童への意見聴取等措置が適切に実施されるよう、体制を整備していきます。
- 子どもから聴取した意見、意向を支援や施策に適切に反映させていく仕組みづくりを検討していきます。

■ 事業概要

- 児童相談所職員による、子どもの権利や権利擁護に関する研修
 - 令和6年度からは子どもの権利擁護について、児童相談所の「子どもアドボカシー」を受託している団体の代表者を講師に招き、実態に即した権利擁護についての研修を実施しています。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：実施延べ回数、受講延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施延べ回数	2	2	2	2	2
受講延べ人数	30	30	30	30	30



■ 現状と課題

- 主に新任者に対する研修の一環で上記研修を実施しており、毎年ほぼ同内容で実施しています。
- 児童福祉司等の経験年数毎に内容の異なる研修を実施する必要があり、研修内容の再編が課題です。

■ 取組方針

- これまでの新任者向けの研修を維持すると同時に、他の視点も取り入れるために別の講師の研修についても検討し、職員の研鑽のために研修を継続して実施していきます。

■ 事業概要

- 児童相談所一時保護所職員による、子どもの権利や権利擁護に関する研修
 - 新転任者研修において「子どもの権利擁護」について研修を実施しています。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：実施延べ回数、受講延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施延べ回数	4	4	4	4	4
受講延べ人数	55	55	55	55	55



■ 現状と課題

- 施設の基本理念として権利擁護を掲げ、開設当初より子ども中心の施設運営を行っており、日々、権利擁護について職員間で共有しています。
- 現在は権利擁護についての研修は新転入者を対象に研修を実施しています。
- 令和6年度より権利擁護プロジェクトチームを設置しました。

■ 取組方針

- 新転任者に限らず全職員を対象に研修を実施していきます。
- 権利擁護プロジェクトチームを中心に職員向けの啓発を行います。

子どもへの意見聴取等措置 – 社会的養護関係者に対する支援

■ 事業概要

- **里親、ファミリーホーム職員に対する子どもの権利や権利擁護に関する研修**
 - 令和4年度から、里親登録更新時研修で子どもの権利や権利擁護に関する項目を追加し、区内里親及びファミリーホーム職員の子どもの権利に関する知識を深めています。
 - 令和3年度は「被措置児童等虐待について」、令和4年度以降は「措置されている子どもの権利擁護（子どもの権利条約や子どもの権利ノート、アドボカシーの取組、体罰によらない子育て等）」を里親登録更新時研修に盛り込んでいます。
- **児童養護施設等職員に対する子どもの権利や権利擁護に関する研修**
 - 施設独自で子どもの権利等に関する研修への参加、施設内研修を実施し、子どもの権利について理解を深めています。

■ 現状と課題

- **里親、ファミリーホーム職員に対する研修**
 - 里親登録更新時研修に組み込むことで、全家庭が2年に一度受講できる状況にあり、再確認の機会になっているほか、訪問等の際に、「里親家庭のための子どもの権利ノート」を里親に渡して案内、指導をしています。
 - 更新時研修や訪問等の機会だけではなく、更なる指導の徹底が必要です。
- **児童養護施設等職員に対する研修**
 - 区内施設の自主性に任せており、施設に対して、研修の受講勧奨や、区主催研修ができていないことが課題です。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：実施延べ回数、受講延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施延べ回数	4	4	4	4	4
受講延べ人数	50	50	50	50	50



■ 取組方針

- **里親、ファミリーホーム職員に対する研修**
 - 意見聴取等の取組も始まったため、事例等にも触れながら研修内容の充実化を図っていきます。
 - 研修、訪問等以外にも、案内、指導の機会を更に増やすことを検討していきます。
- **児童養護施設等職員に対する研修**
 - 東京都等が主催する子どもの権利擁護に関する研修への積極的な受講を促すとともに、区内施設の意向を踏まえ区主催の研修開催を検討していきます。

■ 事業概要

- 意見表明等支援事業受託事業者に対する子どもの権利や権利擁護に関する研修
 - 意見表明等支援事業を実施する意見表明等支援員（アドボケイト）は、アドボケイト養成講座の中で「子どもの権利条約と権利擁護について」「意見表明等支援について」など、子どもの権利や権利擁護についての研修を受講しています。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：実施延べ回数、受講延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施延べ回数	1	1	1	1	1
受講延べ人数	12	12	12	12	12



■ 現状と課題

- 養成講座における受講に加え、アドボケイトとして活動をする者について子どもの権利や権利擁護に関する講座を毎年受講勧奨しています。

■ 取組方針

- 意見表明等支援事業の実施にあたり、意見表明等支援員の子どもの権利や権利擁護に関する理解を深めていくことは必要不可欠であるため、引き続き研修の受講等による子どもの権利に関する理解醸成に努めていきます。

■ 事業概要

- 児童相談所から独立した立場の意見表明等支援員が、児童相談所や施設、里親宅等を訪問し、児童相談所が行う意見聴取等措置の対象となっている児童の意見・意向を聴き、意見表明支援を行うことにより、児童の意見・意向を適切に関係者等へ届けることで、児童の権利擁護を図っています。

■ 事業実施体制及び児童相談所等関係機関との連携

- 意見表明等支援を適切に行うことができる事業者に、事務局機能も含め事業を委託し実施しています。
- 意見表明等支援員が定期的に児童相談所を訪問し、一時保護中の児童の意見表明等支援を行うほか、施設・里親宅に措置中の児童は訪問等により意見表明等支援を行います。事務局は児童相談所・施設関係者等との訪問にかかる連絡調整、児童から出た意見やフィードバックの結果についての確認等を行います。

■ 現状と課題

- 意見表明等支援員が定期的に児童相談所を訪問し、一時保護中の児童に対し権利に関するワークショップの開催、面談を実施しています。また、区内の里親・施設に措置している児童についても訪問してワークショップ・面接の実施を開始しました。
- 一方で、区外措置・一時保護委託の児童については訪問等の実施ができていないことや、事業に関しての児童からの評価の把握、事業の周知等が課題です。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数(延べ数)及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子どもの総数	1,580	1,578	1,580	1,584	1,588
利用可能な子どもの総数	1,071	1,170	1,272	1,376	1,422
事業を利用した子どもの人数	696	772	852	936	981
利用可能な子どもの割合	67.8%	74.1%	80.5%	86.9%	89.5%
事業を利用した子どもの割合	65.0%	66.0%	67.0%	68.0%	69.0%

■ 取組方針

- 区外施設・里親についても事業の趣旨等の説明を行い、すべての児童が事業を利用可能となるよう取り組んでいきます。
- 事業の実施方法等についても、児童・関係者等の意見を踏まえて改善を図っていきます。

一時保護改革 に向けた取組

- 一時保護施設の運営
- 一時保護体制の整備

解説

一時保護施設とは？

- 主に2歳から18歳未満の子どもを、虐待や非行などを理由に一時的に預かる施設です。また、入所することのこれから生活に備えて、生活状況の把握や生活指導なども行います。

一時保護改革に向けた取組

■ 一時保護改革に向けた取組について

- 令和4年改正児童福祉法を踏まえ改正された「一時保護ガイドライン」では、平成28年改正児童福祉法等に定める家庭養育優先原則を踏まえ、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置を講じることが一時保護の目的に追加されました。
- 上記に加え、令和4年改正児童福祉法による意見聴取等措置について追記されたとともに、一時保護施設は、意見聴取等措置で表明されたものを含め、児童の意見又は意向を尊重した支援を行うことが規定されました。
- 一時保護においては、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう必要な措置を講じることが求められており、特に乳幼児の一時保護については、愛着形成に重要な時期であることを踏まえ、家庭養育優先原則を踏まえる必要があるとされています。
- 区においては、子どもの権利及び子どもの安全を第一とした支援を行う一時保護施設（所）の運営を心掛け取り組んできました。また、その子の状況に鑑みて可能な限り家庭的環境で養育されるよう里親等への一時保護先の変更や早期の家庭復帰に取り組んできました。
- 多種多様化するニーズに対応するため、子どもの最善の利益を守るため、一人一人の子どもの状況に応じた一時保護施設（所）の運営、一時保護先の確保及び一時保護中の支援に努めていきます。



■ 計画4つの柱「子どもの権利擁護の取組強化」の実現

- 一時保護施設（所）の体制強化
- 里親・ファミリーホームを中心とした一時保護先の確保

一時保護施設の運営

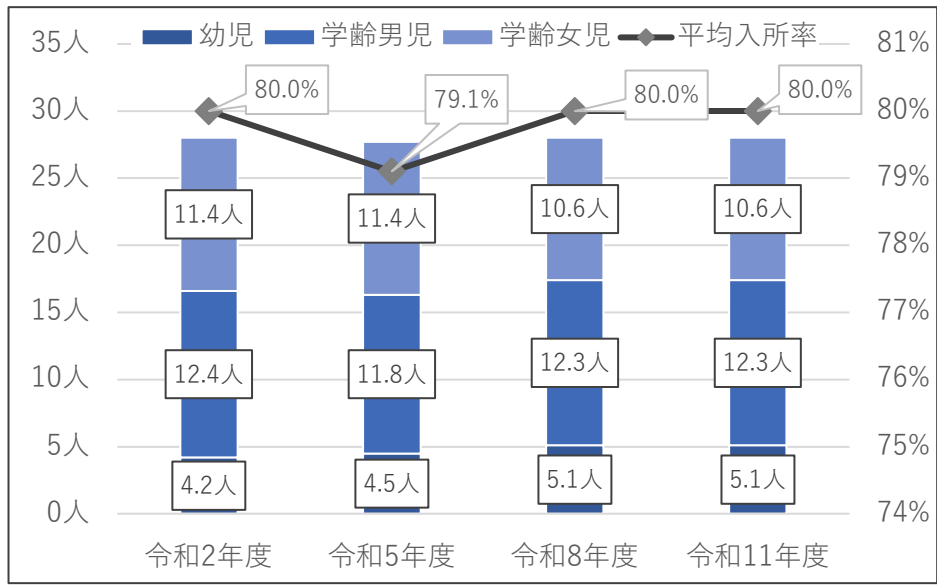
■ 一時保護所の理念

- 一時保護所に入所する児童が、安心安全に生活できるよう、以下4つの理念のもと支援しています。
- 子どもの権利擁護を第一とする一時保護所であること
- 子どもの安全が守られる一時保護所であること
- 明るく温もりを感じることに
- 心穏やかに過ごせる場

■ 現状と課題

- 一時保護所における入所児童の受入体制
 - 令和3年度、4年度と一時保護所の一日当たりの平均入所児童数は減少傾向にあったものの、養護相談件数と比例して、令和5年度は増加しており、学齢児は男女それぞれ1日当たりの平均入所率が80%超であり、100%を超過した日もあり、個室での対応が難しい日がありました。
 - ぐ犯、触法と、その他の理由による入所児童との混合処遇に苦慮することが多く、その対応が課題です。

■ 一時保護所入所状況



※ 令和8年度、11年度は見込数

■ 取組方針

- ケースによって、個別対応や居室の割り当てを工夫し対応していきます。
- 学習支援を始めとする日課の充実化、外出機会の提供等により、児童の情緒の安定を図っていきます。
- 職員のスキルアップと体制強化に努め、児童一人ひとりに寄り添う支援の提供を目指します。

■ 子どもの最善の利益を保障する取組

- 子どもの意見表明への支援

- 外部委託のアドボケイトが週2、3回来所しています。平日は入所直後や退所を控えた子どもを対象に任意で面接を実施。週末は遊びや生活の中に入って関係性を構築しながら子どもからの希望制で面接を実施し、また、隔週でワークショップを行っています。出た意見や要望は子どもの希望に応じて対象者に伝えています。
- 月1回の子ども会議や子ども給食会議を実施しています。意見箱は8か所に設置し、いつでも投函できるようにしています。

- 第三者評価の受審

- 一時保護所の業務の質の評価を行うとともに、定期的に第三者による評価を受け、業務改善を行うことによって、一時保護所の質を高めるため、令和2年度開設当初から第三者評価の受審を実施しています。

- 入所児童の学習支援

- 所内での学習は、プリント学習と授業形式での学習を織り交ぜ、「わかる」体験を積むことができる支援を行っています。入所時に進度テストを実施し、子どもに合ったプリントを用意したり、希望制で個別学習を行ったりしています。
- 在籍校への通学については個別に対応しています。高校生は単独通学させ、小中学生は、児童福祉司等が付き添い、式典や退所に向けた登校を例外的に対応しています。

■ 現状と課題

- 子どもの意見表明への支援

- 平日午後の訪問時の面接については、アドボケイトへの認知度が低いため、面接を希望する児童が少ないことが課題です。
- 子ども会議で職員の検討事項になったことについて、係会議にて討議し子どもたちにフィードバックしています。

- 第三者評価の受審

- 3年に一度受審し、課題の改善に取り組んでいきます。改善に向けた体制を整備し、継続していくことが課題です。

- 入所児童の学習支援

- 一時保護所から在籍校までの距離、登下校時を含む安全確保等から、小中学生の通学は例外的な対応となっており、在籍校への通学支援が課題となっています。

一時保護施設の運営

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

➤ 整備(評価)の指標：第三者評価の受審回数

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
受審回数	1	0	0	1	0



■ 取組方針

- 子どもの意見表明への支援

- 子どもの意見表明の意義を子どもたちに理解してもらうとともに、職員による子どもの意見を聞くスキルの向上に努めていきます。
- 「子ども会議」「子ども給食会議」は継続して行い、子どもの意見が反映されるようにしていきます。

- 第三者評価の受審

- 第三者評価は3年度ごとに実施、職員自己評価は毎年実施していきます。
- 指摘事項については職員間で共有し改善に努めていきます。

- 入所児童の学習支援

- 所内学習支援の充実を図るとともに、児童の状況に配慮した通学支援について検討していきます。
- 一時保護児童の安全管理に関する課題を解決するための方策を確立できるか精査した上で、通学支援を実施する体制づくりをオンライン授業への参加を含め、検討していきます。

一時保護施設の運営

■ 一時保護施設職員の取組

- 子どもの支援方法に関する研修、他部署、他区との交換研修、事例検討等を毎年実施しています。
- 隔週で課長を講師とする研修や職員による実例研修を行い、職員に学びと気づきを提供することで、実務に活かしています。

■ 現状と課題

- 研修参加の機会は全職員に保障しているものの、児童対応に当たる職員数も不足している中、研修参加を見送る職員が一定数いることが課題です。
- 開設から5年が経ち、職員のスキルが習熟してきたことから、現状、課内研修の実施回数が開設当初に比べ減少しています。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：実施延べ回数、受講延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施延べ回数	48	48	48	48	48
受講延べ人数	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000



■ 取組方針

- 職員の知識や経験を積み重ねられるような質を重視した所内研修を引き続き行っていきます。

一時保護体制の整備

■ 一時保護体制の整備

- 令和6年3月に改正された「一時保護ガイドライン」に、一時保護を行う場合は、代替養育の場という性格も有することから、家庭養育優先原則を踏まえ、「家庭における養育環境と同様の養育環境」を検討することが追記されました。
- 一時保護が長期化している児童や、愛着形成において重要な時期である乳幼児は、家庭養育優先原則を踏まえ、里親やファミリーホームに一時保護委託することが望ましく、委託一時保護が可能な里親、ファミリーホーム、ユニットケアを推進し個別的な対応が可能な児童福祉施設の確保が求められています。

■ 現状と課題

- 里親登録している家庭で一時保護が可能な登録家庭は一定数いるが、現状、登録家庭の状況や児童が抱える課題などを理由にすべての家庭で一時保護児童を受託できておらず、そのことが課題となっています。
- 区内の児童養護施設等は、一時保護専用ユニットケアはなく、一時保護施設以外のケアニーズが高い児童の受託が可能な一時保護先の確保が課題です。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：一時保護施設以外の一時的保護先の確保(か所)数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時保護先の確保(か所)数	41	46	51	56	61



■ 取組方針

- 家庭養育優先原則を踏まえると、里親家庭での一時保護が望ましいことから、一時保護が可能な里親家庭を増やしていきます。
- ケアニーズが高い児童の受託が可能な一時保護先として、児童福祉施設をはじめとした児童の受託可能な場所の確保に努めます。

代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

- 親子関係再構築に向けた取組
- 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
- 特別養子縁組等の推進体制
 - 児童相談所の取組
 - 民間あっせん機関との連携

解説

パーマネンシー保障とは？

- 社会的養護において、子どもに安定的なケアを保障することを言います。子どもが家庭で育つ権利を保障し、養育者や養育環境との永続的な関係を重視する考え方を言います。

代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

■ 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組について

- 平成28年改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であることが明確化され、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念が規定され、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することが明確にされました。
- 支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が必要であり、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持に最大限努力するとともに、代替養育を必要とする子どもに対しては、児童相談所において、実親に不安を抱かせないための説明上の工夫や委託後の交流確保等を通じ、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、子どもの意向や状況等を踏まえつつ、その子にとって最良の養育先を検討することが求められています。
- 代替養育を開始する時から児童相談所が中心となり、子どもの意向等を踏まえつつ、早期の家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合は、親族等による養育や特別養子縁組等を検討する必要があります。また、新たに創設された、親子関係の再構築を支援するための支援メニューや体制の強化を図るための事業である、親子再統合支援事業の実施に努めることとされています。
- 早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐ進行管理を行う専門チームや、子どもの最善の利益の実現を目的とし、児童相談所による支援のほか、里親や施設等、自治体内の他部署等を含めた関係機関との重層的・複合的・継続的な支援が行える体制の構築について求められています。
- 区においては、パーマネンシー保障の理念に基づき、子どもの最善の利益を第一に代替養育先の選定や、早期の家庭復帰を実現するための手段の一つとして、親子再統合支援事業に取り組んでおり、引き続き、同様の取組を進めつつ、パーマネンシー保障理念に基づく支援の進行管理や親子再統合支援事業を行う専門的なチーム体制の構築に向けた検討が必要であり、それらについて取り組んでいきます。



■ 計画4つの柱「子どもの権利擁護の取組強化」の実現

- 親子再統合支援事業の再構築
- 家庭養育優先原則の徹底及び子どものパーマネンシー保障の考えに基づくケースマネジメントの強化

親子関係再構築に向けた取組

■ 親子再統合支援事業（＝親子関係再構築支援事業）

- 親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。
- 令和2年の児童相談所開設当初から、保護者が子どもとのかかわり方を学ぶ「CAREプログラム」等親子再統合支援事業を実施し、その一部を民間事業者に委託しています。

■ 現状と課題

- 様々なニーズに応じた各種事業を実施していますが、事業周知が不足しており、各事業の特性を十分にケースワークへ生かし切れていないことが課題です。
- 新たに創設された家庭支援事業の一つである親子関係形成支援事業を含めた親子再統合支援の取組について、事業の再構築が必要です。
- 児童心理司が中心に親子再統合支援事業を実施しており、当該支援の専任職員及び専門チームの設置を含めた体制強化の検討並びに職員の専門性の向上が課題です。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：親子支援プログラム、親子支援プログラム及び虐待カウンセリングの実施延べ回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
親支援プログラム	28	28	28	28	28
親子支援プログラム	12	12	12	12	12
虐待カウンセリング	18	18	18	18	18

■ 取組方針

- 事業の周知方法を工夫し、各事業の利用を広めるとともに、虐待予防の観点で支援することも視野に入れ、児童相談所だけでなく他部署との協働を検討していきます。
- 当事者である親子が主体的に課題へ取り組むことができるよう支援していきます。
- 研修実施やライセンス取得に向けた体制を整備するとともに、より専門性の高い民間団体への委託を検討していきます。
- 参加者のニーズをより丁寧に把握し、それらを着実に民間団体へ伝え、共通理解を図っていきます。

親子関係再構築に向けた取組

■ 事業概要

- 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備
 - 児童心理司等職員が、より専門的な個別若しくはグループ支援を実施するため、民間の事業者・団体が実施する研修等に参加し、スキルアップやライセンスの取得に取り組んでいます。

■ 現状と課題

- まめの木式ペアレントトレーニングリーダー養成研修、P E E R S 指導者研修、P C I T のインシタルワークショップを順次受講していますが、ライセンス取得後のスキルアップ及び実践を積む体制づくりが課題です。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

➤ 整備(評価)の指標：ライセンス取得数

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
ライセンス 取得数	2	2	2	2	2



■ 取組方針

- ライセンス取得者を増やすため、児童心理司を中心に、民間団体等が実施する研修を受講し、より良い支援につなげていきます。
- 順次ライセンスの取得を進めるとともに、ライセンス取得者のスキルアップ、実践を積むフォローアップ体制の構築に努めていきます。

親子関係再構築に向けた取組

■ 事業概要

- 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
 - ケースワーク全般や児童の発達、心理的支援等に関する研修など多岐にわたるテーマを取り扱い、様々な観点から職員の専門性向上を目指しています。

■ 現状と課題

- 職員の経験年数に応じた各種研修を実施していますが、職員が日常業務に追われ研修参加が難しくなることがあるため、研修参加時間の確保が課題となっています。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

➤ 整備(評価)の指標：実施延べ回数、受講者数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施延べ回数	22	22	22	22	22
受講者数	245	245	245	245	245



■ 取組方針

- 必要に応じてオンライン研修等を活用しながら、職員が研修に参加しやすくなるよう工夫していきます。
- 職員の専門性向上及びメンタルヘルスのためにも研修機会の確保に努めます。

児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

■ 子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備

- 毎週実施しているブロック会議（係会議）や里親マッチング会議(※)、所内協議の場で、担当児童福祉司、児童心理司が日ごろのケースワーク上で検討した内容を共有し、児童相談所として方針を決定しています。

(※)里親マッチング会議：児童相談所長、援助課長、副参事（法務担当）、各援助係長、一時保護課長、保護係長、里親支援係（フォスティング機関職員を含む）が出席し、未委託里親の現状、交流報告、委託候補児と里親のマッチング、一時保護所の入所状況等の確認を実施する会議

■ 現状と課題

- 現状、専門チームや担当係の配置はしていませんが、各子ども担当が、子どもの課題に鑑みて、里親等委託、施設養育のどちらが良いか方針を検討しています。里親等委託に当たっては、里親担当とも情報共有しつつ委託先を検討しています。
- 代替養育が必要な子どもは、子どもの発達などに課題があり、その家庭の養育力も課題があるなど困難を抱えていることが多いです。その親子に適した措置先や支援につなぐことが重要であり、その調整を行う専門チーム等があることが望ましいですが、現状体制が整っていないことが課題です。
- 里親と児童相談所が希望する委託期間が合わなかったり、発達上様々な困難がある児童の受入れが難しいという考えの里親などの理由により、委託に至らない未委託里親が一定数いることが課題です。
- 里親には、年齢や委託期間等の希望条件と合わない児童の委託を打診することもあります。その場合は了承を得ることが基本的に難しく、里親委託に至らないケースが多いことが課題です。

■ 取組方針

- 里親マッチング会議や所内協議の場等において、子どもとその家庭にとって適切な相談援助活動に努めていきます。
- 委託できる里親を増やすため、訪問やフォローアップ研修を利用するなど、児童の受託について、里親が不安な点や不明な点を丁寧に説明し、里親の不安を解消できるよう働きかけていきます。
- 受託児童の希望条件の幅を広げてもらうことも積極的に提案していき、委託児童が増えるよう取り組んでいきます。

特別養子縁組等の推進体制　－ 児童相談所の取組

■ 児童相談所の取組

－ 特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方

- 長期的に実親の養育が望めないことや、他の親族等がない又はその親族による養育が望めないことから、親子再統合が困難となった場合に、特別養子縁組を検討しています。
- 検討に当たっては、常勤弁護士（副参事(法務担当)）や協力弁護士に相談の上、行っています。

－ 縁組成立後の支援

- 児童福祉法により都道府県等（児童相談所設置市を含む）の業務として規定されている、養子、養親、父母その他養子縁組に関する者への支援を行っています。また、児童相談所運営指針に規定されている、縁組成立後、半年間は児童福祉司指導により、必要な情報の提供、助言その他援助を行っています。

■ 現状と課題

－ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制

- 必要事例発生時に、担当係と常勤弁護士（副参事(法務担当)）、協力弁護士にて対応を協議・検討しています。
- 適格確認の審判の申立に至るまでの対応や検討体制が整理されてないことが課題です。

－ 特別養子縁組等に関する研修

- 特別養子縁組に関する研修について、令和5年度は里親支援担当職員1名の受講にとどまっており、養子縁組里親に関わる職員全員が、里親及び制度への理解を深めるためには研修受講が必要ですが、全職員の受講には至っておらず、研修受講者を増やしていき、理解を深めていくことが課題です。

－ 縁組成立後の支援

- 児童相談所運営指針に沿って、半年間、養子縁組が成立した児童の養育環境の見守り、児童とマッチングした区内養子縁組里親に対して、養育家庭同様に支援しています。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

➤ 整備(評価)の指標

- ① 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- ② 児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数
- ③ 特別養子縁組等に関する研修受講者数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①成立件数	3	3	3	3	3
②申立件数	1	1	1	1	1
③受講者数	2	2	2	2	2



■ 取組方針

- **特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制**
 - 児童相談所職員の理解を深めるための研修実施や、特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の構築に向け、検討していきます。
- **特別養子縁組等に関する研修**
 - 受講案内のある研修以外に、職員が受講できる研修について積極的に情報収集し、養子縁組里親に関わる職員全員が受講できるよう努めていきます。
- **縁組成立後の支援**
 - これまでと同様に養子縁組した児童が安心安全な養育環境で生活できるよう支援していきます。
 - 養子縁組里親登録家庭においても、きめ細やかな支援を行っていきます。

■ 事業概要

- 民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制
 - 特別養子縁組等においては、民間フォostタリング機関を含む民間団体との連携が重要とされており、フォostタリング機関の協力のもと相談支援を実施しています。
- 民間あっせん機関に対する支援
 - 特別養子縁組を希望する家庭を対象に、民間あっせん機関の利用に係る負担軽減のための補助を実施しています。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：民間団体等（里親支援センター、民間フォostタリング機関等を含む）による特別養子縁組等の相談支援件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
相談件数	4	5	6	6	6



■ 現状と課題

- 民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制
 - 縁組成立に向けて、フォostタリング機関職員の協力を得ながら、登録されている養子縁組里親への相談支援を行っていますが、フォostタリング機関に養子縁組里親担当が配置されていないため、主として児童相談所が関わっており、相談支援体制の見直しが課題です。
 - 養子縁組里親がエントリーしても選定外となることが続き、長い期間マッチングできていない（未委託）里親が多くいることが課題です。
- 民間あっせん機関に対する支援
 - 民間あっせん機関や対象家庭からの相談がないと対象者の把握が困難であることが課題です。

■ 取組方針

- 民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制
 - 未委託訪問等で、養子縁組里親への支援を実施し、マッチングにつなげるために、希望児童の年齢等を広げることの提案を積極的に行うほか、マッチング後の養育での不調を防ぐため、未委託の間でもスキルアップできるように研修等を実施していきます。
- 民間あっせん機関に対する支援
 - 対象家庭についての相談、情報共有があったときは速やかに補助金交付の手続を案内し、連携を深めていきます。

里親・ファミリー ホームへの委託推 進に向けた取組

- 里親委託の促進に向けた取組
 - 里親等委託児童数及び委託率の推計
 - 養育家庭等の登録数及び受託児童数の推計
 - 養育家庭等登録数を増やす取組
 - 養育家庭等に対する支援
- 里親支援業務の包括的な実施体制

解説

ファミリーホームとは？

- 様々な理由で家族と暮らすことができない子どもを、里親経験者など経験が豊かな家庭が、養育者として子どもを迎え入れて育てていくことを言います。里親との違いとして、委託される子どもが5人若しくは6人であり、里親より大きな家庭となります。

里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組

■ 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組について

- 代替養育が必要な児童に対して、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討することとされており、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、平成28年改正児童福祉法公布通知において、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託が原則とされました。
- 国が示す新しい社会的養育ビジョンでは、令和11年度までに、すべての都道府県において、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現することを目標としています。
- 令和2年度の区児童相談所開設から、里親委託を進めているものの、令和5年度末の里親等委託率は、3歳未満6.3%、3歳から就学前20.0%、学童期以降19.9%であり、国が掲げる目標値を下回っています。
- 引き続き、里親委託を進めていくとともに、養育家庭等登録家庭を増やす取組やその家庭を支援する取組を充実させていき、里親委託率の向上に努めていきます。



■ 計画4つの柱「里親委託の促進」の実現

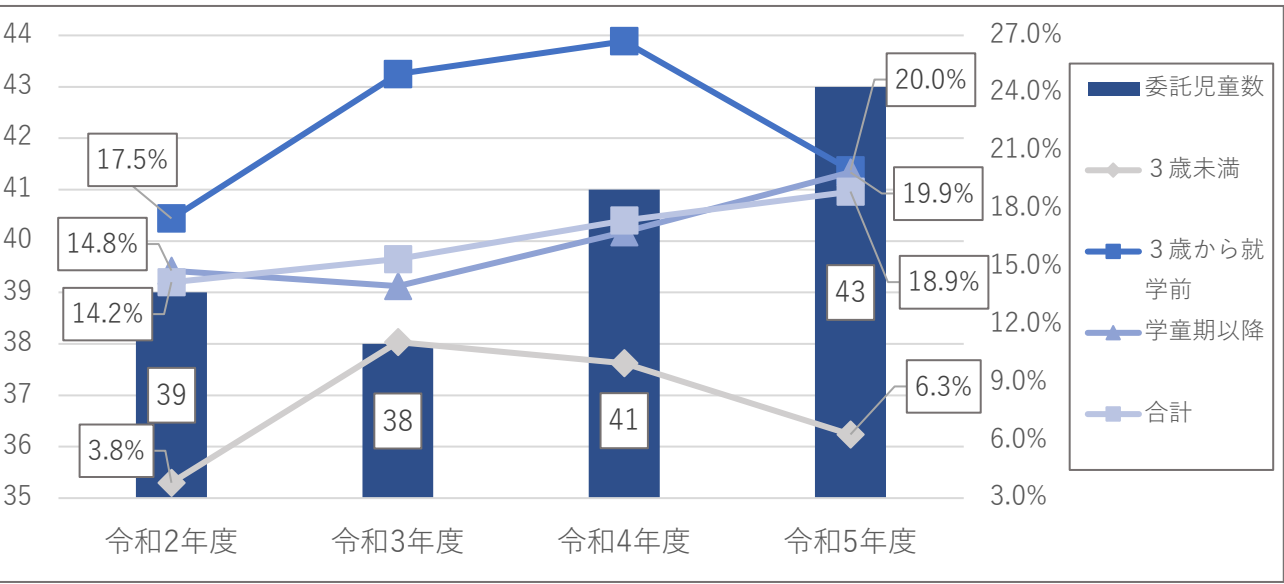
- 里親委託率向上への取組（18.9%→37.8%）
- 養育家庭登録数を増やすための取組強化
- 養育家庭への支援事業の充実

里親委託の促進に向けた取組

－ 里親等委託児童数及び委託率の推計

■ 令和2年度からの年度末里親等委託児童数及び委託率の推移

(上段：委託児童数、下段：委託率)



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3歳未満児	1人 3.8%	2人 11.1%	2人 10.0%	1人 6.3%
3歳から就学前	7人 17.5%	9人 25.0%	8人 26.7%	5人 20.0%
学童期以降(※)	31人 14.8%	27人 14.0%	31人 16.8%	37人 19.9%
合計	39人 14.2%	38人 15.4%	41人 17.4%	43人 18.9%

(※)学童期以降は17歳までの児童

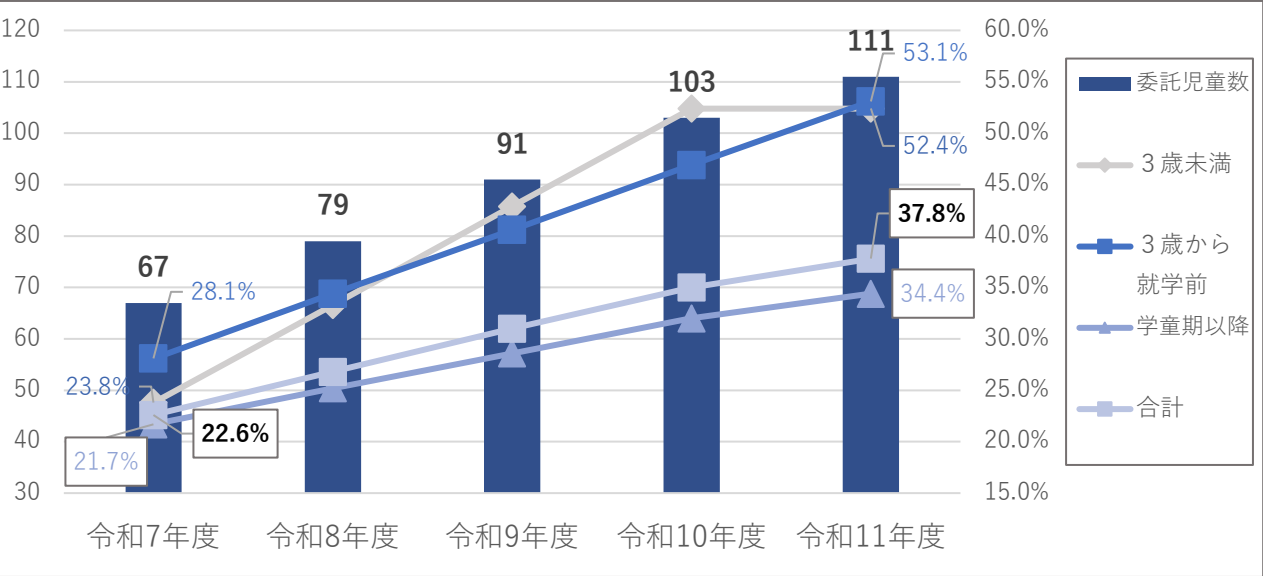
- 令和2年度から委託児童数は約40人で推移しており、委託率は微増ではありますが、年々増加しています。
- 年齢区分別でみると、就学前の児童は全体数が少ないため、年度によって増減しているものの、令和5年度の委託率は、令和2年度比約5%増加しています。
- 学童期は、令和3年度は減少したものの、令和4年度、5年度と微増ではありますが増加しており、令和5年度の委託率は令和2年度比約5%増加しています。

里親委託の促進に向けた取組

－ 里親等委託児童数及び委託率の推計

令和7年度以降の年度末里親等委託児童数及び委託率の推計

(上段：委託児童数、下段：委託率)



	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満児	5人 23.8%	7人 33.3%	9人 42.9%	11人 52.4%	11人 52.4%
3歳から就学前	9人 28.1%	11人 34.4%	13人 40.6%	15人 46.9%	17人 53.1%
学童期以降(※)	53人 21.7%	61人 25.2%	69人 28.6%	77人 32.0%	83人 34.4%
合計	67人 22.6%	79人 26.8%	91人 31.0%	103人 35.0%	111人 37.8%

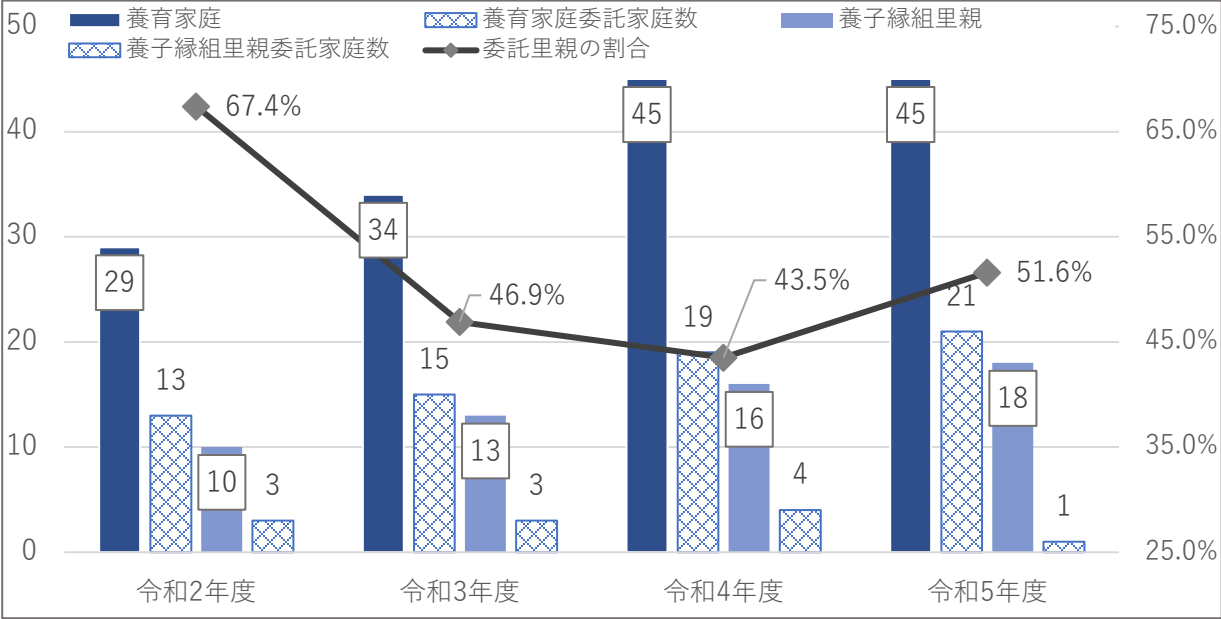
(※)学童期以降は17歳までの児童

- 児童福祉法における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念のもと、更なる里親等委託を推進し、令和11年度に、令和5年度の委託率18.9%の2倍である、37.8%を目標とします。
- 特に愛着関係の基礎を作る時期である乳幼児期は、温かく安定した家庭で養育されることが重要であると考えられていることから、里親やファミリーホームにおいて生活することが望ましいため、代替養育が必要な児童の約半数である、3歳未満児の委託児童数11人、委託率52.4%、3歳から就学前の委託児童数17人、委託率53.1%を目指します。
- 学童期以降の児童は、発達に課題を抱えている場合や、家族に対するトラウマを抱えている場合が多く、新たに里親・ファミリーホームでの養育が難しいことが想定されるため、その子の状況に鑑みて里親等委託を進めていきます。
- 里親委託等を推進していくためには、十分な受け皿が必要であり、養育家庭等の登録家庭を増やしていく必要があると考えています。

里親委託の促進に向けた取組

－ 養育家庭等の登録数及び受託児童数の推計

■ 令和2年度からの年度末養育家庭等登録数及び委託家庭数の推移



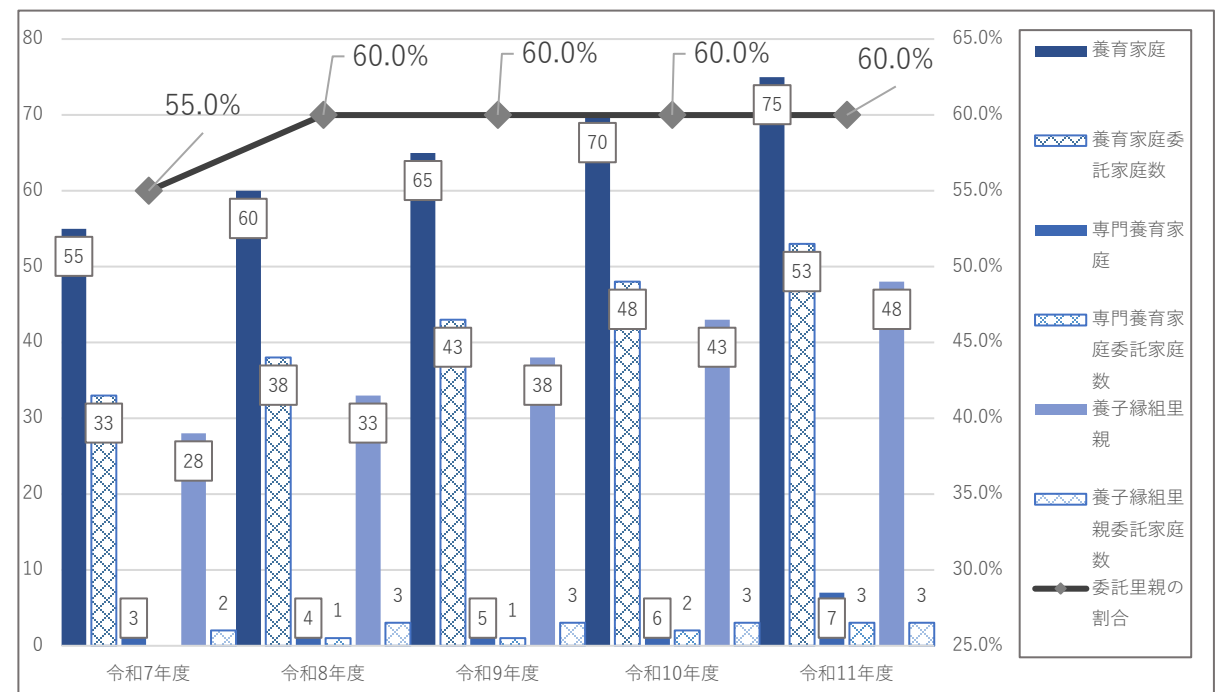
※ 養育家庭及び養子縁組里親登録数には、養育家庭と養子縁組里親の二重登録している里親がそれぞれに含まれています。

▼ 新規登録家庭数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養育家庭	6	8	14	3
専門養育家庭	0	0	0	1
養子縁組里親	2	4	7	5
ファミリーホーム	0	0	0	1

- 令和2年度の児童相談所開設以降、養育家庭、養子縁組里親とも増加しており、養育家庭は令和2年度比16家庭の増、養子縁組里親は8家庭の増でした。
- 養育家庭は、特に令和3年度から4年度にかけて登録家庭数の伸び幅が大きかったです。また、令和5年度に新たに専門養育家庭1家庭が認定され、ファミリーホームが1か所開設しました。
- 毎年、新規登録家庭は一定数存在するものの、登録家庭の家庭状況の変化などを理由に、認定取消の里親が一定数おり、令和5年度は前年度から増減数0家庭となっています。
- 養育家庭の増加に伴い、委託家庭数は増加しているものの、未委託里親の割合も増えているため、未委託里親の活用が今後の課題と考えています。

令和7年度以降の年度末養育家庭等登録数及び委託家庭数の推計



新規登録家庭数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育家庭	5	5	5	5	5
専門養育家庭	1	1	1	1	1
養子縁組里親	5	5	5	5	5

ファミリーホーム

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置数	1	1	1	1	1
委託児童数(延べ人数)	48	60	72	72	72

- ※ 養育家庭及び養子縁組里親登録数には、養育家庭と養子縁組里親の二重登録している里親がそれぞれに含まれています。
- 令和11年度の里親等委託率37.8%を目指すため、里親登録家庭を更に増やしていく必要があります。また、様々な課題を抱えている児童を受託するためには専門養育家庭が有効と考えており、その登録家庭数も増やしていきます。
 - 養育家庭は、令和2年の区児童相談所開設時に掲げた区内小学校1学区域に1家庭（合計70家庭）を目標に、登録家庭を増やす取組を実施してきました。区が推計する代替養育が必要な児童を受入れるために、養子縁組里親を含めた里親登録家庭の実数（養育家庭と養子縁組里親の二重登録家庭を除く実登録家庭数）が、令和2年度比約50家庭増やしていく必要があります、令和11年度の養育家庭の登録家庭数75家庭を目標に、里親登録家庭を増やす取組を推進していきます。
 - 養育家庭等里親を増やす取組と併せて、新たなファミリーホームの開設に向け、関係機関等の意見を踏まえつつ、検討していきます。
 - 登録家庭を増やす取組と並行して、未委託里親の割合を減らす取組も必要であり、代替養育が必要な児童と登録家庭とのマッチングの促進、その後の里親への支援が課題であり、その取組が課題であると認識しています。

■ 事業概要

- 区児童相談所開設前から、里親家庭を温かく見守る地域社会づくりを目指し、里親が地域で当たり前の存在となるように、里親制度周知用チラシの配布や、区内各種団体への説明、広報紙及びビデオ広報を活用して里親制度の普及啓発活動を実施してきました。
- 児童相談所開設後は、フォスタリング機関と連携し、開設前に実施していた取組に加え、江戸川区民まつりや地域祭りへの参加、里親制度説明会の開催、SNSを活用し広く普及啓発活動を実施しています。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

➤ 整備(評価)の指標

- ① 区民まつり等の参加数
- ② 養育家庭体験発表会実施回数
- ③ 里親制度説明会実施回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①区民まつり等参加数	3	3	3	3	3
②実施回数	1	1	1	1	1
③実施回数	12	12	12	12	12



■ 現状と課題

- 令和5年度からは、SNSの活用により、チラシ配布先の子育て世代に限らず、幅広い層に情報発信を行っていますが、施設等関係者にSNSによる普及啓発活動が認知されていないなど、一部にしか届けられていないことが課題です。
- 里親の登録数の増加に伴う質の担保及び委託可能な里親の育成が課題です。
- 里親が受入れを希望する児童は年少児が多いため、中学生以上の高齢児の受入れが可能な里親が少ないことが課題です。

■ 取組方針

- インテーク等の登録前から、里親を志望する理由や受託希望等を確認し、里親の想像と現実の乖離を防ぐため、リクルート、研修、マッチングの各ステップで十分な説明、確認を実施していきます。
- 新規登録の里親については、レスパイト・ケアや一時保護委託など、短期間の預かりから始めて、養育経験を積むことができるようにしていきます。
- 説明会や里親カフェ等の情報をSNSで定期的に発信し、より多くの方に里親制度を知っていただけるよう、普及啓発活動を実施していきます。
- 中学生以上の高齢児の受入が可能な里親を含め、里親登録家庭が増えるよう取り組んでいきます。

里親委託の促進に向けた取組

－養育家庭等に対する支援

■ 里親委託までの流れ

里親委託は、子ども担当の児童福祉司や心理司、里親担当職員等が、里親に事前に子どもについての説明を行った上で、里親と子どもとの交流の機会を設け、顔合わせ、外出、外泊とステップを踏んだ上で実施しています。しかし、子どもと里親の調整を十分に行った上で委託し、委託後も児童相談所や里親支援機関等が援助を行った場合においても、子どものそれまでの養育環境の影響や子どもの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が大きくなり、子どもとの関係がうまくいかなくなるといった様々な状況が起こりうることから、子どもと里親が不調になり、やむを得ず委託が継続できないことがあります。



■ 里親委託を継続させるための取組

- 子どもを委託する前に、丁寧に事前交流を行うことで、里親に委託する子どもの特性を理解してもらうよう努めています。
- 委託中の支援として、不調の兆しがある場合は、速やかに里親担当職員と子ども担当職員の双方が里親家庭の状況を共有し、家庭訪問や、里親が休息を取るレスパイト・ケア事業の利用の案内等を里親へ行っています。
- このほか、区独自の事業として、里親家庭へ、家事や育児を行う支援員を派遣する「さとおや・おたすけ事業」や、障害児等の養育について不安や負担を感じている里親へ、訪問支援等を行う「障害児里親等委託推進モデル事業」を実施しています。
- 里親が子どもへの理解を深められるよう、認定前などのステップごとの研修や、個別のニーズに合わせた研修を実施しています。

■ 養育家庭等に対する支援

- 委託前、委託後も児童福祉司や心理司、里親担当職員、フォスターリング機関などが、家庭訪問や電話連絡などにより、里親家庭のフォローをしています。
- さとおや・おたすけ事業：小学生までの児童を委託中の里親の負担を軽減するため、家事や育児などを行う支援員を派遣する事業です。
- 障害児里親等委託推進モデル事業：障害児等の養育について不安や負担を感じている里親へ、訪問支援、ペアレントトレーニング、研修等を実施する事業です。

■ 養育家庭等に対する研修

- 認定前、更新時、登録後、受託後などのステップごとの研修のほか、個別のニーズに合わせた研修を実施しています。

■ 現状と課題

■ 養育家庭等に対する支援

- 様々な状況により、交流期間を十分に取ることができずに委託となったときは、里親が子どもの背景や特性を十分に理解できておらず、想定と異なる子どもの言動が表出したときに、対応が困難となることがあります。
- 事業の仕組みが、里親が求める多様なニーズに必ずしも合致していないため、事業を利用する里親が限られていることが課題です。

■ 養育家庭等に対する研修

- 講義形式の研修が多く、実践に活かせる内容が必要であり、研修内容の再編が課題です。

令和 7 年度から11年度までの整備目標

整備(評価)の指標

- ① さとおや・おたすけ事業の利用家庭数
- ② 障害児里親等委託推進モデル事業利用家庭数
- ③ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用家庭数	8	10	12	14	16
②利用家庭数	6	7	8	9	10
③実施延べ回数	2	2	2	2	2
③受講者数	10	10	10	10	10

取組方針

養育家庭等に対する支援

- 事前の情報共有及び里親と子どもとの事前交流を丁寧に行い、委託後の里親が想定していた子どもとのギャップを防ぎます。
- 里親受託経験の浅い里親家庭への支援として、里親会と協力して、先輩里親などにつなぎ、里親同士でも相談、助言等ができるような関係構築に取り組みます。
- 委託開始時に改めて事業を周知して利用を案内するほか、里親の負担が見込まれるときには積極的に活用を促していきます。

養育家庭等に対する研修

- 里親の養育力を高めるため、演習形式（事例検討、ロールプレイ、グループワーク等）の研修を強化し、里親が子どもへの理解を深め、子どもの成長や変化に対応できるように、より実践的な研修を実施していきます。

里親支援業務の包括的な実施体制

■ 児童相談所における里親等支援体制の整備（フォスタリング機関、里親支援センター設置等）

- 里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親等委託中における里親養育への支援、里親等委託の解除後における支援に至るまで一貫した里親等支援を行うため、専門的な知見を備えた民間フォスタリング機関による支援を児童相談所開設当初から実施しています。
- フォスタリング機関職員5名が常勤しており、研修やトレーニング等の里親委託推進のための支援のほか、訪問支援や相互交流支援等の里親の負担を軽減するための支援等、様々な支援を行っています。

■ 現状と課題

- 現状は、フォスタリング機関による里親支援を行っていますが、里親の登録数の増加や里親が受け入れる児童の課題の複雑化に伴い、必要な支援も多岐にわたることが課題です。
- 令和4年改正児童福祉法において、児童福祉施設に位置付けられた里親支援センターの設置・移行について求められています。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：民間フォスタリング機関及び里親支援センターの設置数、民間委託数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置数	1	1	1	1	1
民間委託数	1	1	1	1	1



■ 取組方針

- 引き続き、フォスタリング機関によるきめ細かい里親支援に取り組んでいきます。
- 里親支援センターの設置に向け、他自治体の動向を注視し、里親支援センターの開設に向け検討していきます。

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ケアニーズの高い子どもに対する支援
 - 施設で養育が必要な児童数の推計
 - 児童自立支援施設及び児童心理治療施設
- 区内施設に対する支援

解説

乳児院とは？

- おおむね0歳から2歳の乳幼児が生活している施設です。

児童養護施設とは？

- おおむね2歳から18歳の子どもが生活している施設です。

児童自立支援施設とは？

- おおむね小中学生を対象とした、生活指導を必要とする子どものための施設です。

児童心理治療施設とは？

- 心理治療を必要とする子どもを入所・通所させて治療を行う施設です。

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

■ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について

- 新しい社会的養育ビジョンでは、家庭養育優先原則を進める中においても、施設養育を必要とする子どもを養育するに当たっては「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を図ることにより、専門性を高めていくことが期待されています。その取組を円滑に進められるよう、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」が平成30年7月に厚生労働省から通知されました。
- 区内には、平成31年4月に乳児院が、令和3年4月に児童養護施設が開設し、それぞれ6名以下の小規模ユニットケアが実施されている施設であり、家庭的な養育が実施されています。
- 今後は、施設の小規模かつ地域分散化、施設内において里親支援センターの併設及び一時保護専用施設の整備について検討するとともに、家庭支援事業を積極的に実施することなど、施設の専門性を活かした、多機能化・機能転換を図ることが期待されており、区内施設にあった取組を施設運営者と連携しながら検討していきます。



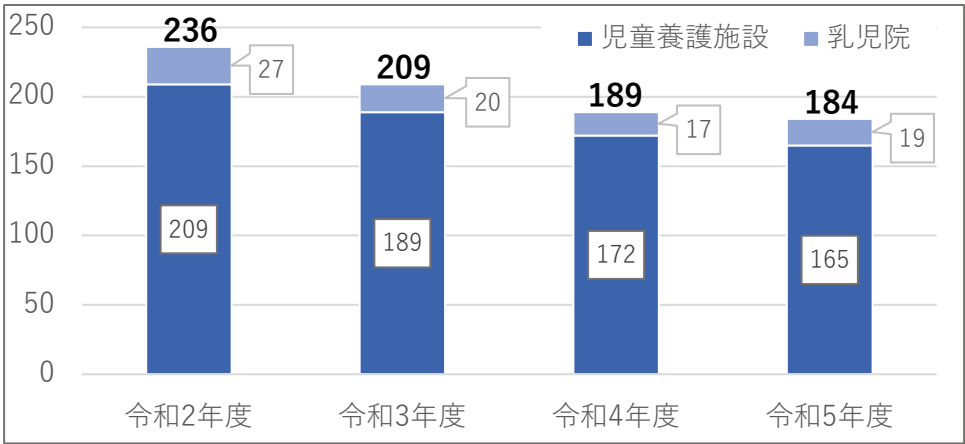
■ 計画4つの柱「子どもの権利擁護の取組強化」「家庭支援事業の強化」「自立支援の強化」の実現

- 養育機能強化のための職員配置、小規模ユニットケアの維持のための財政支援
- 養育機能強化のための事業、家庭支援事業充実のための支援
- 高機能化及び多機能化・機能転換の取組のための支援

■ 施設で養育が必要な児童について

- 代替養育が必要な児童について、家庭養育優先原則のもと、里親、ファミリーホームへの委託を進めていきますが、発達に課題がある子や、家族に対するトラウマを抱えている子も一定数いることから、施設での養育が必要な児童が一定数います。
- 施設での養育が必要な児童は、できる限り良好な家庭的な環境に近い、小規模ユニットケアを実施している児童養護施設や乳児院への入所が求められています。
- 愛着関係の基礎を作る時期である乳幼児期の児童は、温かく安定した家庭で養育されることが望ましいため、施設養護から早期に里親・ファミリーホーム委託へ切り替えることが求められています。
- 施設入所児童に対して、家庭養育優先原則に則り、早期の家庭復帰を目指す取組が必要となります。また、家庭復帰が見込めない場合は、児童の状況に鑑みて、養子縁組を含めた里親委託への切り替えを検討していく必要があります。

■ 令和2年度からの年度末施設養護児童数の推移



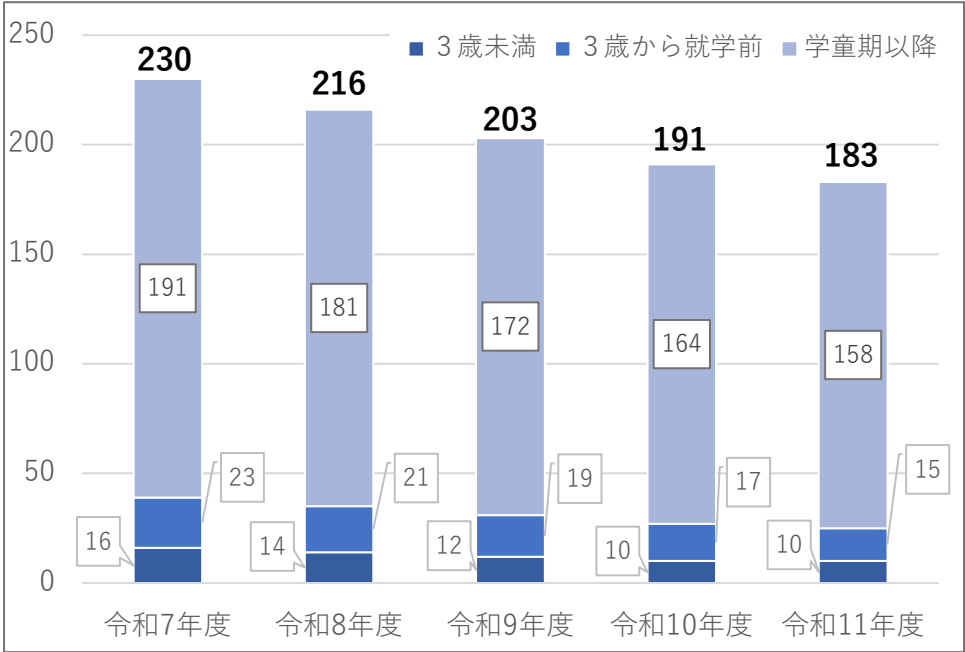
(上段：乳児院、下段：児童養護施設)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3歳未満児	22 3	16 0	17 1	15 0
3歳から就学前	5 28	4 23	0 17	4 16
学童期以降(※)	0 178	0 166	0 154	0 149
合計	27 209	20 189	17 172	19 165

(※)学童期以降は17歳までの児童

- 令和2年度に乳児院及び児童養護施設に236人入所していましたが、令和5年度は184人と52人減となっています。特に学童期以降の児童養護施設入所児童の減少幅が大きい傾向にあります。
- 各年齢区分とも里親委託が進んでいないことが課題です。

令和7年度以降の年度末施設養護児童数の推計



(上段：乳児院、下段：児童養護施設)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満児	160	140	120	100	100
3歳から就学前	518	417	415	314	312
学童期以降(※)	0191	0181	0172	0164	0158
合計	21209	18198	16187	13178	13170

(※)学童期以降は17歳までの児童

- 令和7年度以降、代替養育が必要な児童は約300人で推移していく見込みであり、里親委託率37.8%を達成するため、令和11年度は、令和7年度比約45人が施設養護から里親、ファミリーホームへの委託に変更していくよう取り組んでいきます。
- 家庭養育優先原則のもと、代替養育が必要な児童については、里親、ファミリーホームへの委託を進めていきます。一方で、児童が抱える課題により、里親等での養育が難しい児童は、小規模ユニットケアを実施している施設や地域分散化された家庭的な養育環境にある乳児院、児童養護施設への入所を進めていきます。
- 施設養護の児童数を減らす取組として、親子関係の再構築を図る取組やその家庭にあった家庭支援を実施し、早期の家庭復帰を目指していきます。また、家庭復帰が難しい場合は、養子縁組や、家庭と同様の養育環境である里親、ファミリーホームへの委託に変更していきます。
- 代替養育が必要な児童の受け皿として、区内施設では補いきれないこと、また、東京都及び児童相談所設置区で施設を共有していることから、施設確保数については、東京都及び他の児童相談所設置区と協議していきます。

■ ケアニーズの高い子どもに対する支援

- 非行を主訴とする児童が入所する施設である児童自立支援施設は、地方自治法上の事務の委託という手法を取り、東京都に児童自立支援施設に関する事務を委託し都立施設を活用しています。
- 児童自立支援施設への入所児童は、令和5年度まで毎年6人程度います。
- 児童心理治療施設は東京都内になく、利用する際は他道府県の施設を利用しています。また、東京都が、虐待等による重篤な症状を持つ児童に対して支援を行う事業も活用しています。

■ 現状と課題

- 児童自立支援施設入所児童の傾向として、非行を主訴として入所する児童においても、被虐待経験や発達障害等ケアニーズが高い児童が多い傾向にあります。
- 東京都の事業である、虐待等による重篤な症状を持つ児童に対して、生活支援、医療、教育を一体的に提供する連携型専門ケア機能モデル事業を利用する児童も一定数います。
- 児童自立支援施設及び児童心理治療施設への入所が必要な児童は一定数いるものの、区単独で施設を設置することは、施設運営等様々な課題があります。



■ 取組方針

- 児童自立支援施設入所を要する児童や、被虐待経験等に伴うケアニーズの高い児童は一定数いることが見込まれるため、引き続き、都立施設や都実施事業を利用していきます。
- 児童心理治療施設は、東京都及び児童相談所を設置する特別区と必要性を含め研究していくとともに、代替となる事業も併せて研究していきます。

区内施設に対する支援

■ 区内施設の状況

- 乳児院

- 区内に1施設あり、平成31年の開設当初から定員6名以下のユニットケア、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施しています。
- 養育機能強化のための職員として、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員を配置しています。
- 令和4年度から家族療法事業、5年度から親子支援事業を開始し、養育機能強化のための取組も積極的に実施しています。
- 人材確保、人材育成は、運営法人を含め工夫して取り組んでいます。

- 児童養護施設

- 区内に1施設あり、令和3年の開設当初から定員6名のユニットケア、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施しています。
- 養育機能強化のための職員として、心理療法担当職員、自立支援担当職員を配置しています。
- 人材確保については、同じ運営法人が他区で運営する児童養護施設と合同で実施しています。また、人材育成は、施設で工夫して取り組んでいます。

■ 現状と課題

- 「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方（平成30年7月6日付け子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）」では、乳児院、児童養護施設自らの強みを活かした「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となることが求められています。
- これまで、区内にある乳児院、児童養護施設とも開設から約5年程度と開設から間もないことから、入所児童への支援に重きを置き、施設運営をしてきました。そのことから、養育機能強化のための事業や家庭支援事業の実施メニューが少ないことが課題です。
- 代替養育が必要な児童を減らすためには、乳児院、児童養護施設の専門性を活かした取組が重要であり、在宅支援や特定妊婦への支援等、施設と区が連携して事業に取り組むことが求められています。
- 養護相談件数が増加する見込みであり、一時保護の需要も引き続き高いことが想定されます。また、代替養育が必要な児童も現状から減る見込みがないことから、措置入所枠は、現在と同様かそれ以上の確保も必要であり、一時保護委託専用施設又は、一時保護委託専用ユニットの設置に向けた検討が必要となります。
- 児童相談所を含め、区と区内施設間の意見交換や情報共有の場が不足していることが課題です。

区内施設に対する支援

令和7年度から11年度までの整備目標

整備(評価)の指標

- ① 養育機能強化のための専門職の加配施設数、職員数
- ② 養育機能強化のための事業実施施設数
- ③ 家庭支援事業の受託施設数

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①施設数	2	2	2	2	2
①職員数	4	4	4	4	4
②実施施設数	1	1	2	2	2
③受託施設数	2	2	2	2	2



取組方針

- 区内施設が現在実施している養育機能強化のための事業の継続実施、小規模ユニットケアを維持できるよう、引き続き、財政面を含め支援していきます。
- 代替養育が必要な児童を減らすため、施設の強みを活かした養育機能強化のための事業の拡充、児童育成支援拠点事業や親子関係形成支援事業、妊産婦等生活援助事業等、在宅支援や特定妊婦への支援の実施に向け、施設との連携を図っていきます。
- 高まる一時保護の需要に対応するため、一時保護委託専用施設等の設置について研究していきます。
- 区内施設の今後の高機能化及び多機能化・機能転換の取組について、令和7年度以降、ヒアリング・各施設による計画策定ができるよう支援していきます。
- 施設運営等、区と施設が意見交換できる場として、定期的な意見交換会を実施していきます。

社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 社会的養護経験者の実態把握
 - 自立支援を必要とする社会的養護経験者数の見込
 - 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実態把握
- 社会的養護経験者等の自立に向けた取組
 - 当事者である子ども、区内施設及び里親へのアンケート調査結果
 - 児童自立生活援助事業
 - 社会的養護自立支援拠点事業
 - 自立支援の取組

解説

社会的養護経験者とは？

- 里親家庭や児童養護施設等で育った方を言います。

自立援助ホームとは？

- 義務教育を終了した子どもで共同生活を営みながら生活支援、就業支援を行い、自立を目指す支援を行うところです。

社会的養護自立支援の推進に向けた取組

■ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組について

- 令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことが、都道府県等（児童相談所設置市を含む）の業務として位置付けられた上、児童自立生活援助事業の実施場所や一律の年齢制限の弾力化が図られたほか、社会的養護経験者等が相互交流できる場を開設し、必要な情報の提供、相談等支援を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されました。
- 区は、児童相談所開設後、自立に向けた取組として、令和3年度に社会的養護自立支援コーディネーターを配置し、児童福祉司と連携し対象児童の支援を行ってきました。また、東京都が実施している自立支援事業の広域利用、里親委託解除後のアフターケアも東京都及び他の児童相談所設置区同様に実施してきました。
- 自立援助ホームの高い需要に対応するため、令和5年度に自立援助ホームを開設し、令和4年改正児童福祉法施行に合わせて、令和6年度に社会的養護自立支援拠点事業所を整備しました。
- 改正児童福祉法で業務の一つとして位置付けられた、社会的養護経験者等の実情の把握は、児童福祉司が日ごろのケースワークの中で把握するとともに、社会的養護自立支援拠点事業受託事業者や関係機関との連携を図りながら実情把握に努めていきます。

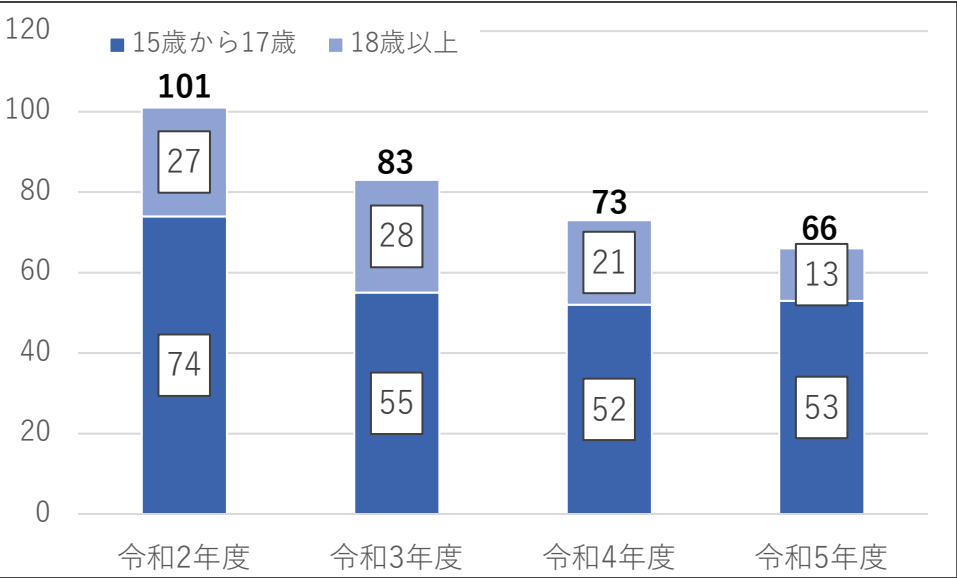


■ 計画4つの柱「自立支援の強化」の実現

- 社会的養護経験者の実態把握の実施
- 児童自立生活援助事業の充実
- 社会的養護自立支援拠点事業の充実
- 新たな自立支援の取組の創設

■ 令和2年度からの15歳以上の児童数の推移

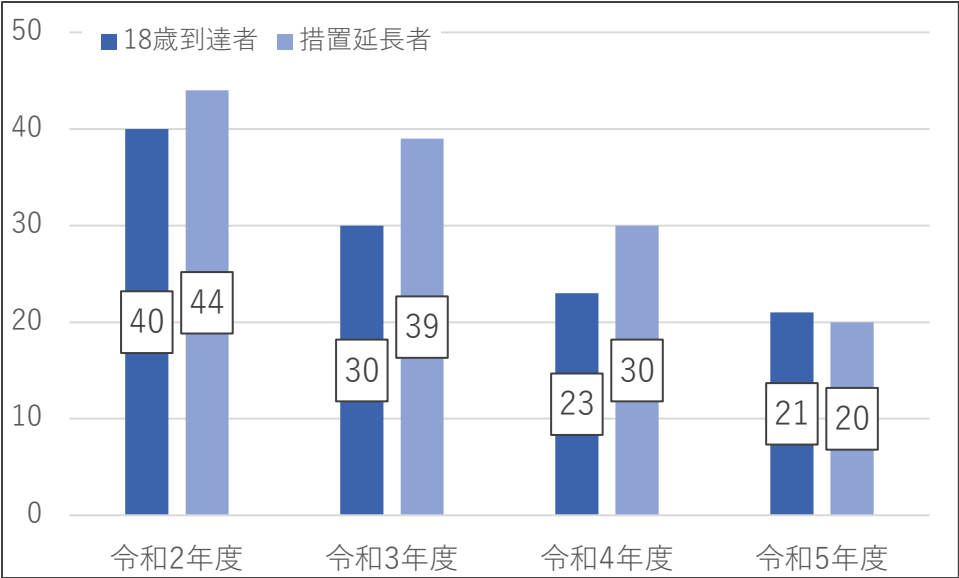
(単位：年度末人数)



※ 対象：児童養護施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム入所児童

■ 令和2年度からの18歳到達者及び措置延長者の推移

(単位：年度内延べ人数)

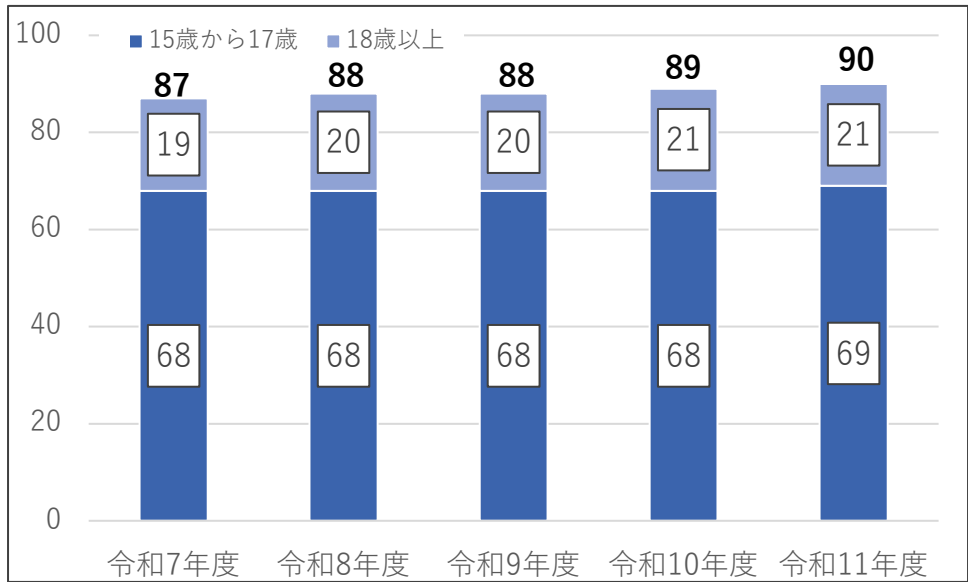


※ 対象：児童養護施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム入所児童

- 15歳以上の児童数、18歳到達者及び措置延長者とも、措置児童数の減少と比例して年々減少しています。
- 15歳以上の児童のうち、18歳以上の児童は、令和2年度から4年度は約3割でしたが、令和5年度は約2割でした。令和2年度は、18歳以上の児童のほとんどが児童養護施設で生活していましたが、令和3年度以降、年々、自立援助ホームで生活している児童の割合が増えており、令和5年度は約半数が自立援助ホームで生活していました。
- 令和4年度までは、18歳到達者と措置延長者は若干措置延長者の方が多い傾向にありましたが、令和5年度はほぼ同数でした。
- 児童養護施設、里親、ファミリーホーム及び自立援助ホームで生活している児童の約3割が15歳以上の児童でした。

■ 令和7年度以降の15歳以上の児童数の推移

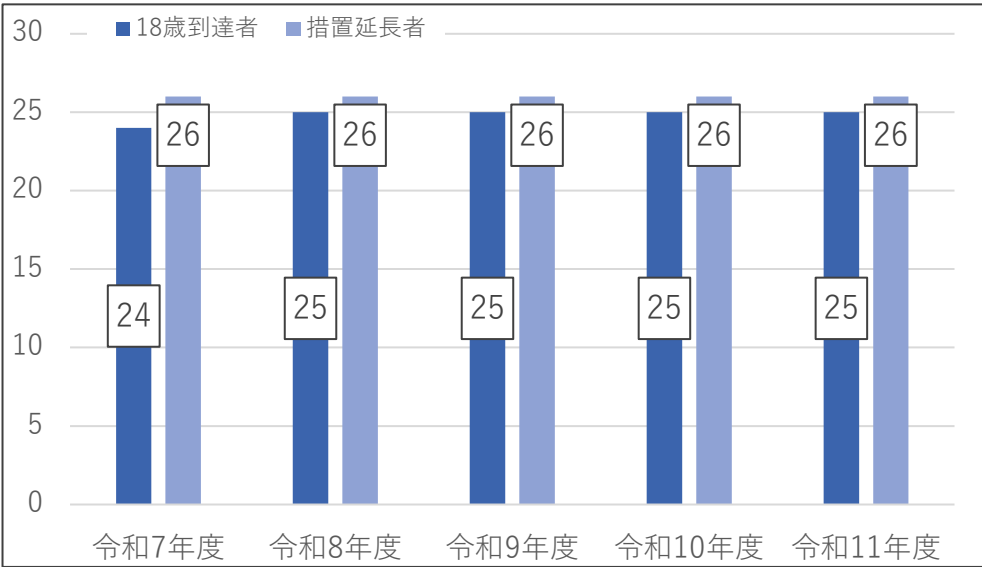
(単位：年度末人数)



※ 対象：児童養護施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム入所児童

■ 令和7年度以降の18歳到達者及び措置延長者の推移

(単位：年度内延べ人数)



※ 対象：児童養護施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム入所児童

- 15歳以上の児童数、18歳到達者及び措置延長者とも、微増ではあるが年々増えていく見込みであり、令和11年度は15歳以上の児童が90人、18歳到達者が延べ25人、措置延長者が延べ26人となる見込みです。
- 特に、18歳以上の児童は、自立援助ホーム入所児童が多くなる見込みであり、18歳以上の児童数に占める割合も約半数が自立援助ホーム入所児童となる見込みです。
- 15歳から17歳の高校生年齢の児童が、毎年約70人程度いることが見込まれるため、その児童が高校等を卒業する際の進路について、施設や里親等と協力の上、早期から支援していくことが求められます。
- 令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者の実態把握、その者の支援が都道府県等（児童相談所設置市を含む）が行う業務として位置付けられたため、社会的養護経験者にとってより良い支援の実施が必要です。

■ 社会的養護経験者等の実態把握について

- 令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことが、都道府県等（児童相談所設置市を含む）の業務として位置付けられました。
- 児童相談所開設から5年経過し、開設後、施設や里親宅から自立した方も多くいることから、その方たちの実態把握や、その後の支援が必要であると考えています。

■ 現状と課題

- 児童福祉司の施設訪問等による面接や、社会的養護自立支援拠点事業受託事業者による支援等により実態把握をしています。
- 一方、区として施設退所者や里親委託解除者すべてを対象とした実態調査ができていないことが課題です。

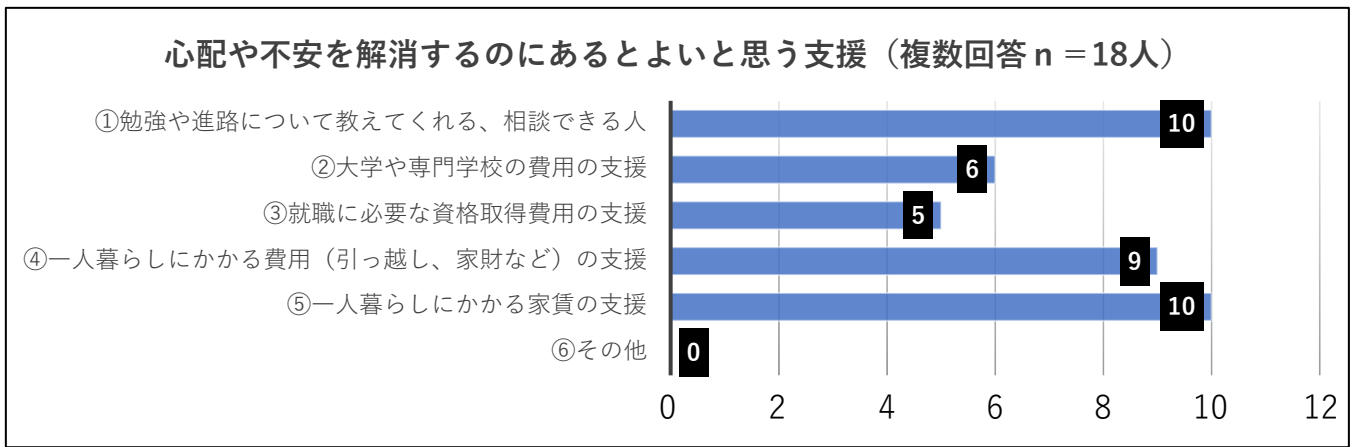
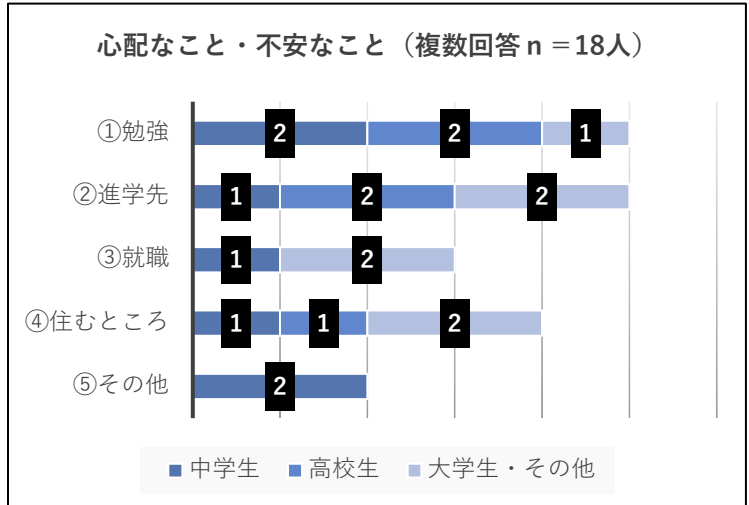
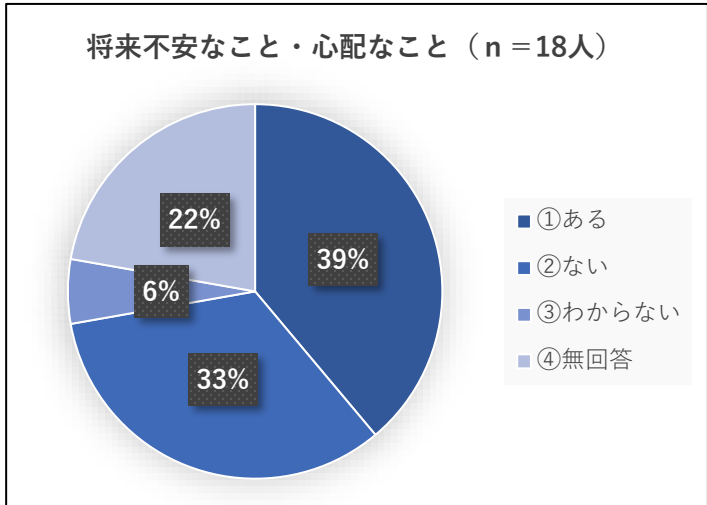
■ 取組方針

- 児童福祉司の施設訪問等による面接や社会的養護自立支援拠点事業受託事業者による支援、関係機関との情報共有等により実情を把握していきます。
- 今後の自立支援の取組をはじめ、代替養育が必要な児童への支援その他事業の検討の参考とするため、社会的養護経験者等の意見聴取と併せて、全措置等解除者の実態把握調査の実施について、実施方法も含め検討していきます。

■ 当事者である子どもへのアンケート結果

※ 対象：区内施設及び里親家庭で生活する中学生以上の児童

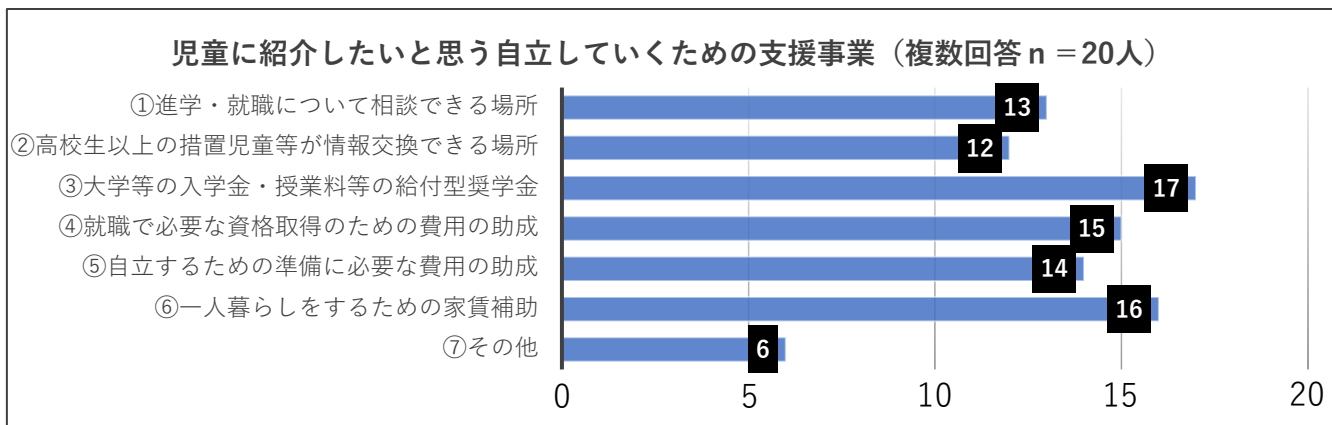
- 「将来への不安・心配について」



- 「将来に不安がある」と4割弱が回答
- 不安なことは、中学生は学校等の「勉強」、学年が上がるにつれて進路や一人暮らしの「住居」となっていく傾向であった
- 支援については、一定数の必要性はある。内容としては、今後の進路（進学、就職）に関わらず共通して「相談できる人」「一人暮らしにかかる費用」との回答が多かった

■ 区内施設及び里親へのアンケート結果

- ※ 対象：区内施設職員及び区内里親のうち児童を受託している家庭
- 「児童に紹介したいと思う自立していくための支援事業」



- 「大学等の入学金・授業料等の給付型奨学金」「一人暮らしをするための家賃補助」「就職に必要な資格取得のための費用の助成」「自立するための準備に必要な費用の助成」と経済的な支援があれば紹介したいという回答が多かった
- その他と回答があった中には、「24時間対応可能な相談先（電話・SNS）」があれば良いという回答があった

- 当事者である子ども、区内施設職員及び里親とも、一人暮らしをするための家賃補助や大学等の入学金・授業料等補助など、経済的な支援を求めている声が多くありました。
- 当事者である子どもからは、経済的な支援とほぼ同程度、「勉強や進路について教えてくれる、相談できる人」との回答が多く、区内施設職員及び里親からも「相談できる場所」「24時間相談対応可能な相談先」との回答が多く聞かれ、相談支援、経済的な支援両面で取り組んでいくことが求められています。

■ 区内施設の状況

- 児童自立生活援助事業所Ⅰ型(実施場所:自立援助ホーム)
 - 令和5年に2か所が開設しました。
 - 定員は男性6名、女性6名のホームであり、開設当初から入居者がおり、両ホームとも入居者に寄り添いながら丁寧に支援しています。
- 児童自立生活援助事業所Ⅱ型(実施場所:児童養護施設等)、Ⅲ型(実施場所:里親、ファミリーホーム)
 - 現在区内にはⅡ型、Ⅲ型とも実施している事業所はありません。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：児童自立生活援助事業所Ⅰ型、Ⅱ型及びⅢ型の設置数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
Ⅰ型	3	3	3	3	3
Ⅱ型	0	0	0	0	0
Ⅲ型	0	0	1	2	3



■ 現状と課題

- 現在開設している2か所の自立援助ホームはどちらも開設間もないことから、丁寧な相談支援が必要です。区は、随時、ホームと連携を取りながら後方支援をしています。
- 代替養育が必要な児童のうち、高校生年齢以上の児童が多く、児童自立生活援助事業所のニーズもあることから、令和11年度までに新たな事業所の開設等、受け皿の確保が必要です。
- 児童自立生活援助事業の目的は、児童の自立を図る観点から、里親や施設等の措置解除後、共同生活を通して入居者の自立を支援することとされていますが、現状、里親委託や児童養護施設入所が叶わなかった高校生年齢の児童が多く入居しており、ホームとして支援に苦慮していることが見受けられます。

■ 取組方針

- 現在開設している2か所については、引き続き丁寧な相談支援、必要な財政支援を講じていきます。
- 児童自立生活援助事業所の高いニーズに対応するため、令和11年度までに計6か所の事業所の整備を進めていきます。
- 区内事業所と連携し、自立支援の取組を強化していきます。

■ 事業概要

- 令和4年児童福祉法改正により、社会的養護経験者等に必要の援助を行うことが都道府県業務として位置づけられたとともに、新たに社会的養護自立支援拠点事業が創設されました。
- 社会的養護自立支援拠点事業は、社会的養護経験者等を必要の支援に適切につなぐため、相互交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、社会的養護経験者等の支援に関連する関係機関との連絡調整を行う事業です。
- 令和6年度に区内に事業所を設置し相談支援を行う「区内設置型」、主に区外に措置されている児童を対象に支援を行う「広域対応型」をそれぞれ1か所整備しました。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

- 整備(評価)の指標：社会的養護自立支援拠点事業所数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業所数	2	2	2	2	2



■ 現状と課題

- 事業者に業務委託しており、区外の児童養護施設等に訪問し、施設職員等関係者や本人と面談し、状況確認及び相談対応を行っています。
- 現時点で相互交流の場の提供については、セミナーやイベント等を実施しているが、施設や対象者への周知及び関係機関との連携が不足していることが課題となっています。

■ 取組方針

- 複合的な困難を抱える対象者に対して、生活相談や就労相談、相互交流の場の提供等の支援を確実にを行うため、施設等の関係機関との情報提供を充実するとともに円滑な連携を推進していきます。また、個々の状況に応じた支援、指導を強化していきます。

■ 自立支援の取組

- 令和3年度から、社会的養護自立支援コーディネーターを配置し、児童福祉法改正に伴い創設された社会的養護自立支援拠点事業所を整備し、相談支援を行ってきました。
- 令和2年度の区児童相談所開設当初から、東京都が従前から実施していた里親等解除者のアフターケアを行う養育家庭等自立援助事業を実施し、里親による相談支援、一定期間の家賃補助を実施しています。また、施設解除者においては東京都が実施している自立支援の事業により、施設職員によるアフターケアや、一定期間の家賃補助を利用してきました。
- 当事者である子ども、区内施設職員及び里親へのアンケートでは、大学等への進学に係る費用の補助を望んでいる声が多く聞かれました。

■ 現状と課題

- 就労自立を目指す児童等に対して、共同生活により、相談や就業に向けた支援を行う自立援助ホーム、社会的養護経験者等が相互交流できる場の提供、相談支援を行う社会的養護自立支援拠点事業の整備を進めてきました。
- 経済面の支援として、東京都及び他の児童相談所設置区と同様に養育家庭等自立援助事業を実施しています。
- 当事者である子ども、区内施設職員及び里親へのアンケートで多かった、大学等進学に係る費用面の支援ができていないことが課題です。
- 自立支援の取組が確実に対象者に提供されるよう、社会的養護経験者等をはじめ、児童養護施設、里親等、社会的養護自立支援拠点事業所、医療機関、就労支援機関等の関係機関からなる社会的養護自立支援協議会の設置が求められています。



■ 取組方針

- 法改正で業務として位置付けられた社会的養護経験者等への必要な援助として、社会的養護自立支援拠点事業所に対象者を積極的につなげていきます。
- 養育家庭等自立援助事業や東京都が実施している自立支援の事業を、必要な児童が利用できるよう、周知徹底を図っていきます。
- 大学等進学に係る入学金や授業料その他自立に向けた経済面の支援事業の創設に向け検討を進めていきます。
- 今後、自立に向けた支援策の検討やそのための実態把握の実施などを検討する機関として、社会的養護自立支援協議会は有効であると考えており、他自治体の動向も踏まえつつ、協議会の設置に向け検討していきます。

障害児入所施設 における支援

- 障害児入所施設への入所児童の支援

解説

障害児入所施設とは？

- 障害のある子どもを入所させて、福祉サービス・治療を提供する施設を言います。施設の類型として、医療を提供する「医療型障害児入所施設」とそれ以外の「福祉型障害児入所施設」があります。

障害児入所施設への入所児童の支援

■ 障害児入所施設への入所児童の支援

- 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」において、「障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要がある。」と明記されており、良好な家庭的環境において養育されるよう小規模ユニットケアを実施している施設での生活が望ましいと考えています。
- 福祉型障害児入所施設は、区内にはなく都内8施設、都外9施設を東京都と児童相談所設置区で入所枠を共有し利用しています。



■ 取組方針

- 計画4つの柱「子どもの権利擁護の取組強化」を実現するため、引き続き、施設入所に当たっては、子どもの最善の利益を考えながら良好な家庭的環境の中で養育される施設を選定していきます。

児童相談所の強化 等に向けた取組

- 児童相談所設置に向けた取組
- 児童相談所の体制強化
 - 児童相談所の運営
 - 児童相談所における人材確保及び育成

解説

江戸川区児童相談所「はあとポート」

～子どもと保護者が気軽に立ち寄れる「心の港」を目指して～

児童相談所をより身近に感じてもらおうと、令和元年に施設の愛称を公募し、「はあとポート」が選ばれました。

児童相談所「はあとポート」は、本区のすべての子どもたちの健やかな育ちを見守り支える施設です。子どもと保護者が気軽に立ち寄れる「心の港」となるよう、様々な相談に応じながら子育て家庭への援助を行い、子どもの権利を守ります。

児童相談所の強化等に向けた取組

■ 児童相談所の強化等に向けた取組について

- 平成28年改正児童福祉法において、政令で定める特別区が児童相談所を設置することが可能となり、令和2年4月に特別区で初めて区児童相談所を開設しました。
- 子どもやその家族を取り巻く環境が年々複雑かつ多様化している中、全国の児童虐待相談対応件数は増加の一途を辿っており、当区の令和5年度虐待相談件数は区児童相談所開設後最多の2,159件でした。
- 虐待相談件数増加に伴い、児童福祉司1人当たりの対応件数が多くなっていることや、勤務経験が浅い職員が多いことから、複雑かつ困難なケースに対応するための専門性の向上が課題であり、その対応が求められています。
- 令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査や子どもの意見聴取等措置など、より一層、専門性の向上及び関係機関との連携が必要となっており、そのための体制整備や人材育成が必要です。
- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和5年12月改定児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議）」において、児童相談所の体制強化策として、児童福祉司等の負担の軽減、児童相談所職員の専門性の向上を図ることが求められています。
- 区として、改正児童福祉法や複雑かつ困難なケースに対応すべく、ICTを活用した児童福祉司等の負担軽減の取組、研修等を活用した制度理解の醸成を図るなど、児童相談体制の強化に努めていきます。



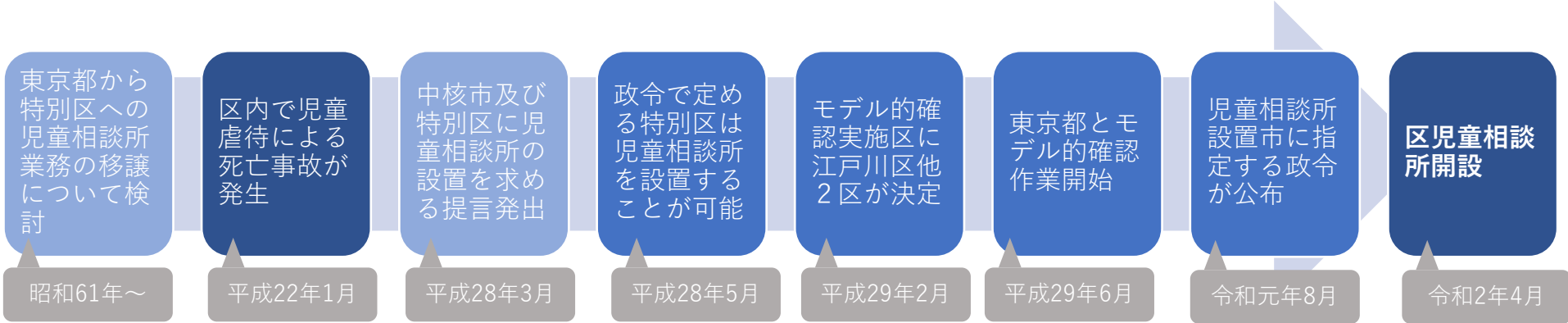
■ 計画4つの柱「子どもの権利擁護の取組強化」の実現

- 令和4年改正児童福祉法その他制度理解向上のための人材育成の強化
- 複雑かつ多様化するケースに対応するための人材確保の充実
- 業務の効率化及び業務負担軽減のための積極的なICTの活用

児童相談所設置に向けた取組

■ 江戸川区児童相談所開設までの経緯

- 昭和61年に、「都区制度改革の基本的方向」の中で、児童相談所に関する事務の移譲を都区間で合意したことを皮切りに、特別区の児童相談所設置に向けた検討が開始され、以降、児童相談所設置に向け協議してきました。
- 平成22年1月、児童虐待による死亡事故が区内で発生しました。以降、二度とこのような悲しい事故を起こさないよう、「江戸川区の子どもは江戸川区で守る」を理念に、児童虐待防止の取組及び児童虐待対応の強化に努めてきました。
- 平成28年3月、国の社会保障審議会児童部会に設置された「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の中で、「原則として中核市及び特別区には児童相談所機能をもつ機関の設置を求める。」と提言され、国は同月、「**政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。**」という改正内容を含めた「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同年5月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、**政令で定める特別区が児童相談所を設置することが可能**となりました。
- 児童福祉法等一部を改正する法律成立後、特別区長会において、平成28年11月に、特別区児童相談所開設に向けたロードマップを作成。平成29年2月に江戸川区、世田谷区及び荒川区が東京都とのモデル的確認実施区となり、同年6月から都区間の確認作業が開始しました。以降、児童相談所開設に向け本格的に準備を進めてきました。
- 令和元年8月、児童相談所設置市に指定する政令が公布され、**令和2年4月に江戸川区児童相談所が開設**しました。



児童相談所設置に向けた取組

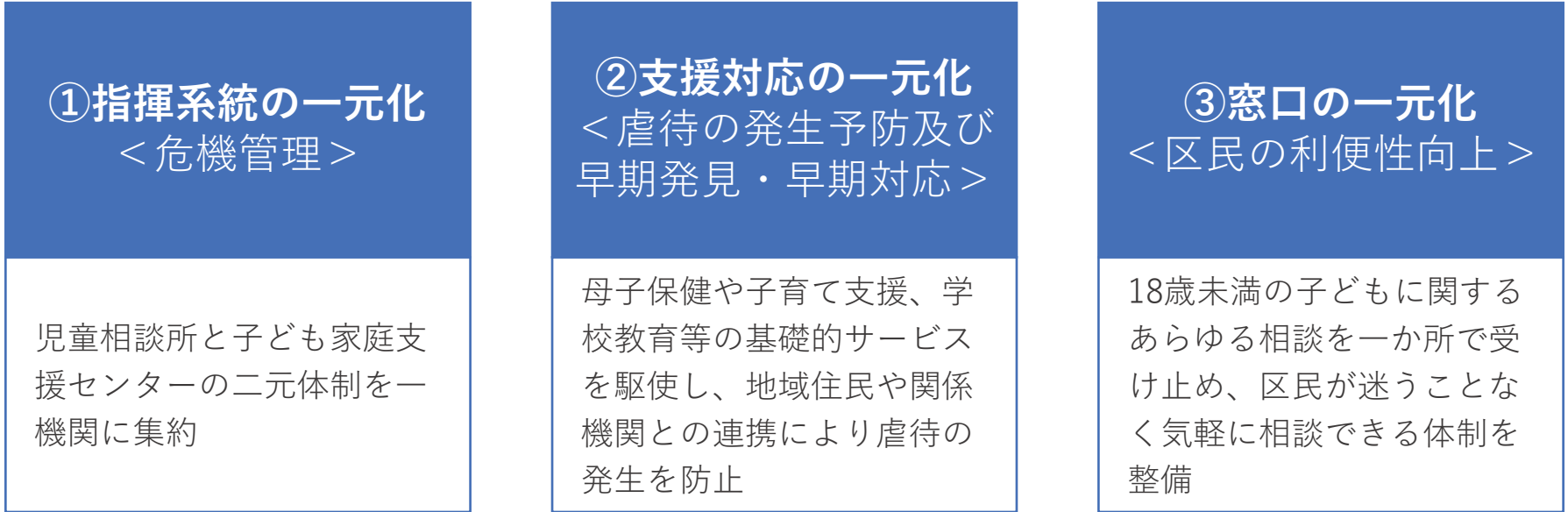
■ 江戸川区児童相談所の目的・理念

児童福祉法第1条では「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と定め、子どもが権利の主体であることを明確にしています。

区児童相談所では、すべての子どもが等しく持つ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障するため、「江戸川区の子どもは江戸川区で守る」をモットーに、子どもが抱える問題や子どものニーズ、子どもの置かれた状況などを的確に捉えながら江戸川区の地域力を活かして地域住民、関係機関等と連携して重層的な支援に取組み、子どもの最善の利益を優先した相談援助活動を展開していきます。



江戸川区児童相談所の3つの一元化



■ 児童相談所業務の質の確保及び業務負担軽減・相談業務等の質の向上の取組

- 第三者評価受審

- 令和元年改正児童福祉法において、児童相談所の業務の質の評価を行う事その他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めることが規定され、令和4年度に受審しました。

- 業務負担軽減及び相談業務等の質の向上の取組

- 児童相談所の体制強化策の一つとして、ICTの活用等による児童相談所の業務負担軽減及び相談業務等の質の向上を図る取組について求められています。
- 業務負担軽減等の取組として、令和3年度に、AIを活用して電話音声文字起こしする機能を備えたシステムを導入。令和6年度に、家庭訪問等の状況をリアルタイムで共有できるシステムの実証実験を行いました。

■ 令和7年度から11年度までの整備目標

➤ 整備(評価)の指標：第三者評価受審

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置数	1	0	0	1	0



■ 取組方針

- 第三者評価受審

- 今後も第三者評価の結果を踏まえ、課題の改善に向けた体制整備を継続していきます。

- 業務負担軽減及び相談業務等の質の向上の取組

- 引き続き、業務負担軽減等の取組として、通話音声分析・モニタリングシステムを活用し、相談業務等の質の向上を図ります。
- 令和6年度に実証実験を行った児童虐待対応支援システムの令和7年度以降の本格導入に向け検討を進めていき、更なる相談業務等の質の向上に努めます。

■ 現状と課題

- 第三者評価受審

- 3年に一度受審し、課題の改善に取り組んでいきます。改善に向けた体制を整備し、継続していくことが課題です。

- 業務負担軽減及び相談業務等の質の向上の取組

- 令和3年度に、業務負担軽減を目的にシステムを導入し、通話内容のリアルタイム共有や対応の迅速化により、相談業務等の質の向上に取り組めました。今後、導入したシステムの職員による活用の定着が課題です。

■ 児童相談所における人材確保及び育成

- 複雑かつ多様化するケースに対応するため、地域事情、児童相談所の規模に応じた職員配置が求められています。
- 児童福祉司のほか、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする児童心理司の配置、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする医師・保健師の配置、法律に関する専門的な知識経験を必要とする弁護士の配置が求められています。
- 児童福祉司としての経験年数が浅いことによる専門性の向上や、令和4年改正児童福祉法による新規事業・制度等への対応が求められています。
- 児童相談所職員の人材育成として、外部講師による研修、新任職員向け研修の実施、特別区職員研修所による専門研修に参加し、職員の資質・スキルの向上を図っています。

■ 現状と課題

- 年々増加する虐待相談等に丁寧に対応するため、職員の配置とその職員のスキルアップが課題となっています。
- 人材確保のための現役職員によるリクルート活動が有効であると考えていますが、その活動に取り組めていないことが課題です。
- 児童福祉法等の法改正、新たな制度に対応するため、制度理解や知識向上を図ることを目的とした、所内外の研修受講を促してきましたが、日々の業務に追われ、研修受講時間の確保ができていない職員が一定数いることが課題です。
- これまで、研修受講を促してきましたが、複雑かつ多様化するケースへの対応や、法改正等への対応するためのスキルアップについて、組織的に検討していくことが必要であり、その指針となる計画策定が課題となっています。

児童相談所の体制強化　－ 児童相談所における人材確保及び育成

■ 令和 7 年度から11年度までの整備目標

➤ 整備(評価)の指標

- ① 人材確保：各種職員の配置数
- ② 人材育成：研修実施延べ回数、受講者数

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①	児童福祉司	57	58	59	60	61
	児童心理司	29	29	30	30	31
	児童福祉司SV	10	10	10	10	10
	医師	2	2	2	2	2
	保健師	1	1	1	1	1
	弁護士	1	1	1	1	1
②	実施延べ回数	90	90	90	90	90
	受講者数	800	800	800	800	800

■ 取組方針

- 複雑かつ多様化するケースに対応するため、地域事情、児童相談所の規模に応じた職員配置ができるよう、児童相談所職員による人材確保のためのリクルート活動を積極的に取り組んでいきます。
- 従前の研修を続けていくとともに、時代や環境の変化に応じて内容を更新していきます。
- 研修実施の効率化や研修内容の充実を図るため、東京都及び他の児童相談所設置区と協同での研修実施を検討していきます。
- 今後の人材育成プランや研修のあり方について取りまとめる、児童相談所職員人材育成計画を策定していくとともに、人材育成計画において職員の研修受講状況や達成度等を把握し、複雑かつ多様化するケース対応へのスキルアップを図っていきます。



04

資料編

資料編

- 当事者である子ども、施設職員及び里親へのアンケート・ヒアリング調査

当事者である子ども、施設職員及び里親へのアンケート・ヒアリング調査

- 計画策定に当たり、当事者である子ども、区内施設職員及び区内里親に対し、アンケート・ヒアリング調査を実施しました。
- 調査概要は下表のとおりです。

	対象	期間	回答数・回答率
子どもへのアンケート調査	小学校４年生以上の区内にある児童養護施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム入所児童並びに区内在住の養育家庭等に委託されている児童37名	令和６年８月23日から９月６日	・ 回答数：26名 ・ 回答率：70.3%
子どもへのヒアリング調査	小学生以上の区内にある児童養護施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム入所児童並びに養育家庭に委託されている児童11名	令和６年８月27日から９月３日	—
区内施設職員との意見交換会	区内にある乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの施設長及び職員	令和６年９月10日	—
施設職員へのアンケート調査	区内にある乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの施設長及び職員12名	令和６年９月27日から10月11日	・ 回答数：12名 ・ 回答率：100%
里親へのアンケート調査	区内在住の養育家庭等のうち、令和６年９月24日時点で児童を受託している家庭19家庭	令和６年９月27日から10月11日	・ 回答数：８家庭 ・ 回答率：42.1%

当事者である子どもからの意見（アンケート調査）

調査概要

期 間：令和6年8月23日から9月6日

対象者：小学校4年生以上の区内にある児童養護施設（12名）、自立援助ホーム（9名）
及びファミリーホーム入所児童並びに区内在住の養育家庭に委託されている児童（16名） 合計 37名

回答数：26名（回答率：70.3%）

・男子 7名、女子 17名、その他 2名

・小学生 8名、中学生 5名、高校生 10名、大学生 1名、その他 2名

・児童養護施設 10名、自立援助ホーム 8名、里親・ファミリーホーム 7名、その他 1名

■ アンケート結果抜粋

● 心配なこと・つらいこと（複数回答）

- 今住んでいるところ：1人、今の自分のこと：4人、家族のこと：4人、友だちのこと：1人、学校のこと：1人、勉強・習い事：2人、受験：2人、その他：1人、**特になし：17人**

● 安心できる場所（複数回答）

- 施設：12人、里親の家：5人**、実親の家：6人、祖父母の家：3人、友人の家：8人、学校：5人、共育プラザ・子ども未来館：0人、図書館：3人、公園：6人、塾・習い事の施設：3人、ゲームセンター・飲食店等：4人、その他：2人、ない：1人

● 心配なこと・つらいことを聞いてもらえるか

- 聞いてくれる人がいるか → **いる：77%**、いない：11%、誰にも話せない・話したくない：4%、無回答：8%
- 誰が聞いてくれるか（複数回答） → **施設の先生：14人、里親：4人**、友だち：11人、学校の先生・スクールカウンセラー：4人、父母：3人、兄弟：4人、祖父母：0人、塾や習い事の先生：0人、児童相談所の人：6人、アドボケイト：2人、その他：2人

● あなたの気持ちや意見について

- どれくらい聞いてもらえるか → **たくさん：62%**、少しは：15%、あまり：8%、聞いてもらえない：0%、わからない：15%
- 意見や気持ちを大切にしてくれるか → **されている：69%**、されていない：4%、わからない：27%
- 話を聞いた後どうするか説明してくれるか → **説明してくれる：81%**、説明してくれない：4%、わからない：15%

当事者である子どもからの意見（アンケート調査）

● 子どもの権利について

- 子どもに権利があることを知っているか → **知っている：96%**、知らない、0%、無回答：4%
- 子どもの権利ノートを持っているか → **持っている：62%**、持っていない：19%、わからない：15%、無回答：4%
- 子どもの権利ノートを持っている児童のうち、内容を知っているか → **知っている：82%**、知らない：6%、わからない：6%、無回答：6%
- 子どもの権利を守るための相談先で知っているもの（複数回答）
→ **児童相談所の人：19人**、えどがわ子どもの権利ほっとライン：8人、意見を入れる箱やポスト：7人、第三者委員：8人、フォスティング機関の人：2人、子どもの権利ノート：10人、意見表明等支援員：7人、知らない：5人
- 意見表明等支援員に相談してみたいか → **はい：31%**、いいえ：15%、わからない：50%、無回答：4%

● 将来への不安・心配について（対象：中学生以上）

- 将来不安なこと・心配なこと → **ある：39%、ない：33%**、わからない：6%、無回答：22%
- 心配なこと・不安なことは何か（複数回答） → **勉強：5人、進学先：5人、就職：3人、住むところ：4人**、その他：2人
- 心配や不安を解消するのにあると良いと思う支援（複数回答） → **勉強や進路について教えてくれる、相談できる人：10人**、大学や専門学校の費用の支援：6人、就職に必要な資格取得費用の支援：5人、**一人暮らしにかかる費用（引っ越し費用等）の支援：9人**、**一人暮らしにかかる家賃の支援：10人**

● 「こんなまちに、こんな社会になったらいいな」「あなたが伝えたいこと」（自由意見）

- 子どもが縛られない、虐待がない自由で平和な社会
- いじめがなく、みんな仲良くいられる街
- みんながやさしく、思いやりを持っている社会
- 映画館・ショッピングモールがほしい
- （アンケート調査を通して）不安なことや将来のことが心配だが、相談できる人がいてよかった
- もっとたくさんの人に、虐待や児童養護施設等に住む子どものことを知ってほしい

当事者である子どもからの意見（ヒアリング調査）

調査 概要

期 間：令和6年8月27日から9月3日

対象者：小学生以上の区内にある児童養護施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム入所児童
並びに区内在住の養育家庭に委託されている児童 合計 11名

内 訳：小学生 3名、中学生 4名、高校生 4名

聞き手：児童相談所職員（保健師、子ども担当児童福祉司、里親担当児童福祉司）

■ ヒアリング結果抜粋

● あなたが生活している中で、いいなと思うこと

- ・ 施設でタブレット端末を借りてゲームをやったり、YouTubeを見ることができる
- ・ 施設職員が宿題のわからないところを教えてくれる。食事を作ってくれる。夜怖くなった時いつでも頼れる
- ・ 学費、治療費、進学への支援を受けられる制度があること
- ・ 家で生活していた時は、生活費が苦しかったが、施設で生活していることで学生でも不自由なく生活できている
- ・ 駅周辺で買い物や食事ができたり、献血ができること
- ・ 学校のクラブ活動や部活に参加できること。給食がおいしいこと
- ・ 公園があり、その公園のトイレがきれいであること。町に落ちているごみが少ないこと。花火大会があること

● あなたが生活している中で、いやだなと思うこと

- ・ タブレット端末の使用時間やできるゲームに年齢制限があるなど、ルールが厳しいこと。ルールを破ると施設職員に注意されること
- ・ 施設の他の子がルールを守らないこと
- ・ 親の同意（サイン）がないとスマートフォンを契約できないこと
- ・ 一部地域で路上喫煙している人や、音楽を大音量で流し騒いでいる人がいること。また、鳩のフンやごみがポイ捨てされていて町が汚れていること

当事者である子どもからの意見（ヒアリング調査）

- **普段から自分の思っていることを伝えたり、相談できているか** →全員ができると回答。その理由は
 - ・ 同じ施設に入所している友だちに相談できるから
 - ・ ホーム長や施設職員、施設ボランティア、里親にいつでも相談できるから
 - ・ 児童相談所職員に相談できるから
 - ・ 学校の先生に相談できるから
 - ・ えどがわ子どもの権利ほっとラインはいつでも相談できるから
- **自分の権利が守られているか**
 - **守られている：9名**
 - ・ 前に生活していた施設では、自分の意見が否定され聞いてもらえなかったが、今いるところは、前に比べてよく守られていると感じる
 - ・ 職員に相談すると解決策を出してくれるから
 - ・ 里親宅で生活していて、日常的に安心して不自由なく生活できているから
 - **守られていない：2名**
 - ・ 自分たちの意見を聞いてもらえず大人の言いなりになっていると感じることがあるから
 - ・ 職員に相談したいことがあった時に、その場で話を聞いてもらえなかったこと。時間を空けて相談に行ったら約束したことを忘れられていたから
- **進学や就職する上で心配や不安なことはあるか**
 - ・ 大学に行きたいが、学費や生活費が不安
 - ・ 高校と大学で生活の違いのイメージがわからない
 - ・ 進学や就職に関して心配はない
- **江戸川区がこうなっていたらいいな**
 - ・ 南北に走る電車があると良い。バスや電車の表示がわかりやすくなってほしい
 - ・ 大きな映画館やショッピングモールがほしい（洋服とか買うところが近くにないから）
 - ・ 町や川にごみのポイ捨てがなくなり、きれいな街になってほしい
 - ・ 人が親切でやさしく、あいさつし合える街になってほしい

区内施設職員からの意見（アンケート調査）

調査概要

期 間：令和6年9月27日から10月11日

対象者：区内にある児童養護施設（3名）、乳児院（3名）、自立援助ホーム（4名）
及びファミリーホーム（2名） 合計 12名

回答数：12名（回答率：100%）

■ アンケート結果抜粋

● どのような支援があれば、施設(ホーム)入所に至らなかったと感じたか

施設(ホーム)入所児童の状況	どのような支援があれば施設(ホーム)入所は防げたか
	・児童を取り巻く環境の中で、日ごろから何でも相談できる身近な人、資源が重要だと考えます。 ・予防の機能を担う地域支援の強化（ショートステイ、トワイライトステイ等）
・貧困 ・虐待：保護者からの身体的虐待について、児童から所属先へ訴えがあり保護となった。	貧困：生活保護や地域資源につなげる 虐待：所属先からの通告の前段階として、所属先での気になる家庭の様子（毎回保護者会や行事に来ない、出席が安定しない等）についての情報をマメに収集する。必要に応じて区が早めに介入する。 全体的に：江戸川区内で利用できる社会資源について広く周知する。
家庭内や学校等に本人が安心できる居場所がない。	家庭・学校に続く3つ目の居場所のような場所に行けていたら（使えていたら）、様々な人と関わる中で安心感や関係性が結べて、入所まで至っていなかったかもしれない。
身体的虐待がかなり深刻な状態になってから保育園から通告があり、施設入所となった。	保育園から適切な保護者支援があり、保育園と児童相談所や子ども家庭支援センターの連携がとれていれば、家庭への指導や地域の見守りで施設入所を防げたかもしれない。
ショートステイ利用から施設入所	ショートステイ支援の拡大
	望まない妊娠をした女性への相談援助。育児の困難さを抱える家庭への産前から産後までの育児手技指導や支援
退学で働かざるを得ないという流れで入居の話があるが、結局学校に通う子どもも多い。何より、行けるなら学校に行った方がよいので、退学に至らずに話を進められると良いのかなと思う。	早い段階での関係機関との連携、情報共有。大体、すべてダメになってからの話が多い。

区内施設職員からの意見（アンケート調査）

状況は	どのような支援があれば施設(ホーム)入所は防げたか
学校に行きたくない、行けないという児童が学校を退学しホームに入所する状況	学業不振等様々な理由がある中で、それらに対する学校側の聞き取り等の支援
ア) 知能は高く、進学校に通っているが、家庭や学校での不適応があり、父母からの虐待に至り、家出をし家庭に戻れない。おそらく発達障害の疑いがあるが、父母も周囲も気づかずにいた。(2ケース) イ) 母親に軽度知的能力障害の疑いがあり、さらに、外国人であるため言葉や文化のハンディキャップもあり、適切な養育ができず、虐待に至り一時保護された。(2ケース)	発達障害・軽度発達障害について、もっと早く早い時期に発見し、適切な養育支援（児童・家庭ともに）につなげる仕組みがあれば防げたと思う。
児童が期待する養育を受けることができず、自己主張ができる年齢に達した頃に母と衝突した結果、身体的虐待につながり、家出を経て施設入所に至った。	家族システムにおけるキーパーソンがいる家庭であれば、キーパーソンを中心に親子関係を整理し、関係の修復や、機能不全に陥っている原因について援助する支援が施設入所を防ぐ支援になると考えます。全体的に、母子関係の不調が入所理由を占めることから、母親のメンタルカウンセリングを含めた支援も有効に思います。
	様々な問題を抱えている家庭・親が相談するには、児童相談所は敷居が高い場合が多く、児童相談所につながる前に地域で気軽に子育て相談などができる場所があると良いと思う。
・シングルマザー・ファザー ・若年での妊娠・出産	・シングルマザー・ファザーは孤立しがちになるので、優先的に安く住める場所の提供や、仕事を一緒に探すお手伝いをしてくれるなどの相談できる大人の存在 ・若年で妊娠した場合、子どもは乳児院で親は実家に戻る等があるが、すぐに子どもと引き離すのではなく、親子が一定期間住める場所やその状態で相談できる場があれば、親子にとってどうすることが最善なのか？をもう少し考えて、次のステップに進めるのではないかと思う。

区内施設職員からの意見（アンケート調査）

● どんな家庭支援事業があれば良いか

- 子育てに悩む家庭やひとり親家庭が気軽にサポートを受けられる仕組み（家事代行、幼稚園、保育園、学校等への送迎、家庭学習の補助、保護者の悩み相談（SNS活用を含む））
- ショートステイ・トワイライトステイの利用可能日の拡充（土日等の利用）
- 発達に課題のある児童等への支援（学習サポート、家庭への出張療育、障害児ショートステイの拡充、児童と家庭を継続的に見守ることができる場所等）
- ファミリーサポート利用料の無償化又はひとり親家庭等一定要件を満たした家庭への減免制度の導入
- 産後ケアの対象者の拡充（生後4か月以降も利用対象に）
- ファミリーホームで、若年の妊婦、出産した親子を一定期間養育できる制度の構築

● 子どもの権利について

- 子どもの権利について → 詳しく知っている：75%、知っているが、詳しい内容までは知らない：17%、聞いたことがある：8%
- 子どもの権利条例について → 詳しく知っている：33%、知っているが、詳しい内容までは知らない：50%、聞いたことがある：17%
- 意見表明等支援事業について → 詳しく知っている：50%、知っているが、詳しい内容までは知らない：33%、聞いたことがある：17%

● 里親を増やす取組について

- 里親になることのメリットを把握し数値化する
- 里親委託後のフォローの充実
- 区内地域新聞やSNS、施設と協働の広報活動の充実、里親制度説明会及びパネル展示の拡充、（里親制度）シンポジウムの実施、普及啓発先の拡大（産婦人科等）
- 保育園、幼稚園、学校で親子が参加できる里親を含めた社会的養護に関する説明会の実施（里親になるためのハードルを下げるための取組等）

区内施設職員からの意見（アンケート調査）

● 入所児童に紹介したい自立を支援する事業について（複数回答）

- 進学・就職について相談できる場所：10人
- 大学等の入学金・授業料等の給付型奨学金：11人
- 自立するための準備に必要な費用の助成：9人
- その他：3人（困った時に相談先を探すことのできるサイトやアプリ、24時間365日相談できる電話・SNS、就職による自立後、退職等で一時的に金銭面が厳しくなった場合の居住場所の提供）
- 高校生以上の措置児童等が情報交換できる場所：8人
- 就職に必要な資格取得のための費用の助成：11人
- 一人暮らしをするための家賃補助：9人

● 江戸川区にこうなってほしい（自由意見）

- 災害時に区との連携がしやすいホットライン（24時間365日連絡が取れるツール）
- 交通の便が更に良くなると良い
- 江戸川区児童相談所と情報共有できる場
- 子どもたちがボール遊びできる公園
- 子育て世帯にとって住みやすい街であり続けてほしい
- 治安の悪さの改善、街路灯を増やしてほしい
- 高校生世代や、それ以上の若者に関する支援の増加。その専担組織の創設
- 一時保護される児童が減るための対策を地域社会で考えてほしい

区内里親からの意見（アンケート調査）

調査概要

期 間：令和6年9月27日から10月11日

対象者：区内里親登録家庭のうち、9月24日現在で児童を受託している家庭 合計 19家庭

回答数：8家庭（回答率：42.1%）

● 受託している中での悩みや不安について

- 受託している中で悩みや不安はあるか → ある：62%、ない：38%
- 悩みや不安を抱えた際の相談先は（複数回答） → 児童相談所の子ども担当：4人、里親支援係の職員：1人、フォスターリング機関の職員：4人、家族・親族：4人、他の里親さん：5人、その他：1人（里子が以前いた施設の職員）、相談できる人がいない：0人

● 利用してよかった事業について

- ある：4人

- 「さとおや・おたすけ事業」：共働きのため短時間でも里子の面倒をみてもらえて助かった。家事を手伝ってもらえて助かった
- 「障害児里親等委託推進モデル事業（LITALICO（発達支援））」：里子の発達状況がグレーゾーンであり、専門的な知見から具体的なサポートを受けられてよかった

- ない：4人

- 「さとおや・おたすけ事業」を1回2時間のみの利用だったので、事業の良しあしの判断はできないが、急な要件でも対応してもらえるとありがたい
- 教育支援：里子が学校の授業についていけず、脱落するリスクがあり、家庭教師をつけているが、その費用は里親の自己負担になっているため。また、電子マネーの普及により、現金に触れる機会が少ないのでお金の勉強をする機会があれば
- 夏休みなど学校の長期休みに昼食弁当の配食サービスの利用ができれば

区内里親からの意見（アンケート調査）

● 里子が抱えている課題、里子自身で不足していると感じることについて

- ・ 実親の養育力が不足している（実親が病気療養中、親族と不仲、実親と里子の関係が良くない、親子交流当日に実親がこない、親子交流時に実親が里子と会話をしない等）
- ・ 学力が低い、学校の友だちが少ない
- ・ 食べ物の好き嫌いが激しい
- ・ 里親制度そのものが、いまだ特別視されているため、里子が学校の友だちに里親宅で生活していることを話せない
- ・ 基本的な生活習慣、健全な生活習慣が不足している
- ・ 情報収集力、自分で興味のあることをみつけて広げていく力、自主的に考えて判断する力が不足している
- ・ 集中力に欠ける面がある
- ・ 自己肯定感が低い
- ・ 大人への信頼感が薄い

● 里親を増やす取組について

- ・ 里親登録・里子の受託に対するインセンティブの付与
- ・ 日本社会での里親制度の認知度の低さ、里親の権利保護がなされていない制度の歪み、里親の支援をする児童相談所職員の少なさなど、国として制度の根本的な見直しが必要
- ・ 民間やNPO法人等が主体となり、行政と連携して里親制度説明会や個別相談会を実施する
- ・ 里親になりたい方が子どもと触れ合える機会の創出
- ・ 里親自身が、普段の生活の様子を里親カフェや里親制度説明会、養育家庭体験発表会等で説明する

● どのような制度があれば里子を受託しやすくなるか

- ・ 課題を抱えている里子を養育するための専門家によるサポート
- ・ 緊急時に利用できる里子の一時預かりサービス
- ・ 共同里親制度（緊急時の里親サブ担当の設置）の導入
- ・ 里子への学習支援
- ・ 里子の養育上の悩みがあった時に、安心して相談できる場所（児相・フォスティング機関ではない第三者機関）

区内里親からの意見（アンケート調査）

● 子どもの権利について

- 子どもの権利について → 詳しく知っている：75%、知っているが、詳しい内容までは知らない：12%、聞いたことがある：13%
- 子どもの権利条例について → 詳しく知っている：62%、知っているが、詳しい内容までは知らない：38%
- 意見表明等支援事業について → 詳しく知っている：62%、知っているが、詳しい内容までは知らない：38%

● 里子に紹介したい自立を支援する事業について（複数回答）

- 進学・就職について相談できる場所：3人
- 大学等の入学金・授業料等の給付型奨学金：6人
- 自立するための準備に必要な費用の助成：5人
- その他：3人（困った時に相談に乗ってくれる場所、実親支援、自立後も頼れる場所）
- 高校生以上の措置児童等が情報交換できる場所：4人
- 就職に必要な資格取得のための費用の助成：4人
- 一人暮らしをするための家賃補助：7人

● 児童自立生活援助事業について

- 児童自立生活援助事業を実施したいか → 現在の受託児童で実施してみたい：45%、現在受託している児童以外で実施してみたい：22%、実施する予定はない：33%

● 江戸川区にこうなってほしい（自由意見）

- 地域で「里親制度・養育家庭」を認知してもらえていると感じることもあるが、そうでない場面もある。里親を特別視せず、身近な存在になってほしい
- あいさつを返してくれない子どもや、道いっぱいに広がる中学生がいて、その道が通りづらくなっている。他人にやさしく、ルールを守れる人が増えてほしい
- ショートステイの受入先として里親家庭を積極的に利用してもらい、困った時に助けてくれる社会資源の一つとして認知されると良い

区内里親からの意見（アンケート調査）

- **子どもたちの健やかな成長や、子どもの最善の利益につながる環境・取組・施策について、江戸川区に不足していること（自由意見）**
 - ・ 児童相談所職員の制度理解が不足していると感じることがあるので、制度理解の増進を含めた人材育成の強化
 - ・ 児童相談所職員が、児童一人ひとりに丁寧に向きあうことができるための人員配置
 - ・ 里親からの児童相談所への要望事項の具体的な検討内容の回答
 - ・ （国への要望）里親が里子と一緒に文化的な生活を送ることができる経費を里親手当に含めてほしい
 - ・ ボール遊びや自転車で自由に回れる公園がもっと増えてほしい
 - ・ ごみが多く落ちているので更なる美化活動の徹底、マナー改善に向けた教育

■ 当事者である子どもへのアンケート調査票（小学生用）

小学生用

えどがわく
江戸川区からアンケートのおねがい



【里親さんの家、児童養護施設で生活をされているみなさんへ】

- 江戸川区では、みなさんが、楽しく安心して暮らせるための計画を作ります。より良いものにするために、みなさんの気持ちや意見を聞かせてください。
- 今、自分がいるところのこと（状況）について教えてください。
- 名前は聞きません。だれが答えたか、わからないようになっています。安心して教えてください。
- アンケートを書いたことで、あなたにとって悪い影響がおよぶことはありません。
- わからないところ、答えたくないところは、答えなくても良いです。
- 答えてもらったことは、江戸川区のことを決めるために役立っています。
- アンケートは、9月6日（金）までに、教えてください。

……ここからアンケートです……

あなた自身について教えてください

質問1 あなたの性別は？（1つ選んで○をつけてください）

- ①男子 ②女子 ③その他
- ④答えたくない ⑤わからない

質問2 あなたの学年は？（1つ選んで○をつけてください）

- ①4年生 ②5年生 ③6年生

質問3 あなたが今、生活しているのはどこですか？

（1つ選んで○をつけてください）

- ①里親・ファミリーホーム ②児童養護施設 ④答えたくない

ふだんのあなたの気持ちについて教えてください

質問4 心配なこと、つらいことがあれば教えてください

（いくつでも選んで○をつけてください）

- ①今住んでいるところのこと ②今の自分のこと
- ③家族のこと ④友だちのこと
- ⑤学校のこと ⑥勉強や習いごとのこと
- ⑦受験のこと
- ⑧その他（どんなこと：_____）
- ⑨特にない

◆「①から⑧」を選んだ人は教えてください

選んだことのどんなことが心配だなと感じたり、つらいと感じますか？（答えたくない場合は、答えなくて良いです）

（自由に書いてください）

■ 当事者である子どもへのアンケート調査票（小学生用）

質問5 心配なこと、こまっていること、つらいことを聞いてくれる人はいますか？

（1つ選んで○をつけてください）

①はい ②いいえ ③だれにも話せない・話したくない

「はい」を選んだ人は教えてください

（いくつでも選んで○をつけてください）

- | | |
|----------------|-------------------|
| ①今住んでいる施設の先生 | ②里親さん（今住んでいる家の人） |
| ③友だち | ④学校の先生・カウンセラー |
| ⑤お父さん・お母さん | ⑥きょうだい |
| ⑦おじいさん・おばあさん | ⑧塾や習いごとの先生 |
| ⑨児童相談所の人 | ⑩意見表明等支援員（アドボケイト） |
| ⑪その他（だれ：_____） | |

質問6 ふだん、あなたの気持ちや意見は、どのくらい聞いてもらえると感じますか？

（1つ選んで○をつけてください）

- | | |
|--------------|-------------|
| ①たくさん聞いてもらえる | ②少しは聞いてもらえる |
| ③あまり聞いてもらえない | ④聞いてもらえない |
| ⑤わからない | |

質問7 ふだん、あなたの気持ちや意見は大切にされていると感じますか？

（1つ選んで○をつけてください）

①大切にされている ②大切にされていない

③わからない

「大切にされていない」を選んだ人は教えてください

◆どうしてそう思ったのか教えてください

（いくつでも選んで○をつけてください）

- | |
|---------------------------------------|
| ①話を聞いてくれない |
| ②話は聞いてくれるけど、何もしてくれない |
| ③話は聞いてくれるけど、あなたの意見を否定する |
| ④その他、大切にされていないと感じたこと
（どんなこと：_____） |

質問8 あなたの気持ちや意見を伝えた人は、あなたの気持ちや意見を聞いたあと、

どうするか説明してくれますか？

（1つ選んで○をつけてください）

- | | |
|----------|-----------|
| ①説明してくれる | ②説明してくれない |
| ③わからない | |



■ 当事者である子どもへのアンケート調査票（小学生用）

あなたが、思っていることをうまく言えないときや、どう言えばいいかわからないとき、あなたの気持ちを施設の先生や里親さんに伝えるお手伝いをしてくれる人（意見表明等支援員（アドボケート））がいます



わたしがみなさんのはなしをききます。
ひみつはもちります。なんでもはなして
ください

あなたが、おもっていることをうまくいえないときや、どういったらいいかわからないときは、いっしょにかんがえます



どう言ったらいいかわからない…。どうしよう？



いいいことがあるときは、いえるようにおてつだいします。もしじぶんでいいくないときは、かわりにいうこともできます

こうしたい



かわりにいます



児童養護施設の
先生や里親さん

質問9 あなたが、思っていることをうまく言えないときや、どう言えばいいかわからないとき、あなたの気持ちを施設の先生や里親さんに伝えるお手伝いをしてくれる人（アドボケート）がいます。その人に相談してみたいと思いますか？

（1つ選んで○をつけてください）

①はい

②いいえ（どうして：_____）

③わからない

「子どもの権利」について、知っていることがあれば教えてください

質問10 子どもに権利があることを知っていますか？

（1つ選んで○をつけてください）

①知っている

②知らなかった

質問11 「子どもの権利ノート」は持っていますか？

（1つ選んで○をつけてください）

①持っている

②持っていない

③わからない

「持っている」を選んだ人は教えてください

◆どんなことが書いてあるか知っていますか？

①知っている

②知らない

③わからない



あともうすこし、
がんばろう！

■ 当事者である子どもへのアンケート調査票（小学生用）

質問12 「子どもの権利」には、次のような種類があります。あなたが知っているもの

があったら教えてください

（あてはまるものに○をつけてください）

「自分らしく成長できる」 	○自分が大切にかけがえない存在であると思える	①知っている ②知らなかった
	○平和や安全が守られる	①知っている ②知らなかった
	○成長のための支援を受けることができる	①知っている ②知らなかった
「意見を表して考えを言うことができる」 	○自由に意見を表すことができる	①知っている ②知らなかった
	○思いや意見を受け止められる	①知っている ②知らなかった
	○年齢や発達に応じてしっかりと考えを言うことができる	①知っている ②知らなかった

- 7 -

「差別を受けない」 	○どんな差別も受けない	①知っている ②知らなかった
	○どんな虐待も受けない	①知っている ②知らなかった
	○どんないじめも受けない	①知っている ②知らなかった
	○安心して生きていくことができる	①知っている ②知らなかった
「最もよいことを考えても らうことができる」 	○自分に関するあらゆることについて、自分にとって最もよいことを考えても らうことができる	①知っている ②知らなかった

- 8 -

■ 当事者である子どもへのアンケート調査票（小学生用）

質問13 子どもの権利を守るための相談先などで、知っているものがあれば教えてください

ださい（いくつでも選んで○をつけてください）

- ①児童相談所の人 ②えどがわ子どもの権利ほっとライン
- ③あなたが住んでいる施設にある意見を入れる箱やポスト
- ④あなたが住んでいる施設に来て話を聞いてくれる人(第三者委員)
- ⑤フォスタリング機関の人 ⑥子どもの権利ノート
- ⑦意見表明等支援員(アドボケート)
- ⑧その他(どこ・だれ_____)
- ⑨相談できる場所は知らない

質問14 今、あなたが安心できる場所、ここにいたいと思える場所はどこですか？

(いくつでも選んで○をつけてください)

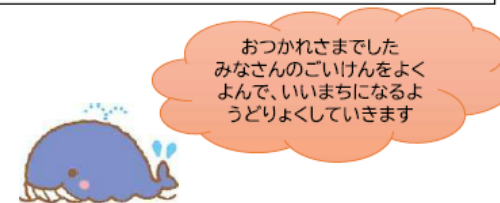
- ①今住んでいる施設 ②今住んでいる里親さんの家
- ③親といっしょに住んでいた家 ④おじいさん・おばあさんの家
- ⑤友だちの家 ⑥学校
- ⑦共育プラザ・子ども未来館 ⑧図書館
- ⑨公園 ⑩塾、習いごとの教室、スポーツクラブなど
- ⑪ゲームセンターやハンバーガー店などのお店
- ⑫その他(どこ:_____)
- ⑬安心していられる場所(「ここにいたい」と感じる場所)はない



あなたの意見を聞かせてください

質問15 みんなにとって「こんなまち(江戸川区)になったらいいな」「こんな社会にした
いな」など、あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください

質問16 さいごに、あなたが伝えたいことや、このアンケートの感想などがあれば、
自由に書いてください



■ 当事者である子どもへのアンケート調査票（中高生用）

中高生用

江戸川区からアンケートのおねがい



【里親さんの家、児童養護施設、自立援助ホームで生活をされているみなさんへ】

- 江戸川区では、みなさんが、楽しく安心して暮らせるための計画を作ります。より良いものにするために、みなさんの気持ちや意見を聞かせてください。
- 今、自分がいるところのこと（状況）について教えてください。
- 名前は聞きません。だれが答えたか、わからないようになっていきます。安心して教えてください。
- アンケートを書いたことで、あなたにとって悪い影響がおよぶことはありません。
- わからないところ、答えたくないところは、答えなくても良いです。
- 答えてもらったことは、江戸川区のことを決めるために役立っています。
- アンケートは、**9月6日（金）**までに、教えてください。

・・・・・・ここからアンケートです・・・・・・

あなた自身について教えてください

質問1 あなたの性別は？（1つ選んで○をつけてください）

- ①男子 ②女子 ③その他
- ④答えたくない ⑤わからない

質問2 あなたの学校は？（1つ選んで○をつけてください）

- ①中学校 ②高等学校
- ③その他（どこ：_____）

- 1 -

質問3 あなたが今、生活しているのはどこですか？

（1つ選んで○をつけてください）

- ①里親・ファミリーホーム ②児童養護施設
- ③自立援助ホーム ④答えたくない

ふだんのあなたの気持ちについて教えてください

質問4 心配なこと、つらいことがあれば教えてください

（いくつでも選んで○をつけてください）

- ①今住んでいるところのこと ②今の自分のこと
- ③家族のこと ④友だちのこと
- ⑤学校のこと ⑥勉強や習い事のこと
- ⑦受験のこと
- ⑧その他（どんなこと：_____）
- ⑨特になし

◆「①から⑧」を選んだ人は教えてください
選んだことのどんなことが心配だなと感じたり、つらいなと感じますか？（答えなくても良いです）

（自由に書いてください）

- 2 -

■ 当事者である子どもへのアンケート調査票（中高生用）

質問5 心配なこと、こまっていること、つらいことを聞いてくれる人はいますか？
（1つ選んで○をつけてください）

- ①はい ②いいえ ③誰にも話せない・話したくない

「はい」を選んだ人は教えてください
（いくつでも選んで○をつけてください）

- | | |
|----------------|-------------------|
| ①今住んでいる施設の先生 | ②里親さん（今住んでいる家の人） |
| ③友だち | ④学校の先生・カウンセラー |
| ⑤お父さん・お母さん | ⑥きょうだい |
| ⑦おじいさん・おばあさん | ⑧塾や習い事の先生 |
| ⑨児童相談所の人 | ⑩意見表明等支援員（アドボケイト） |
| ⑪その他（だれ：_____） | |

質問6 ふだん、あなたの気持ちや意見は、どのくらい聞いてもらえると感じますか？
（1つ選んで○をつけてください）

- | | |
|--------------|-------------|
| ①たくさん聞いてもらえる | ②少しは聞いてもらえる |
| ③あまり聞いてもらえない | ④聞いてもらえない |
| ⑤わからない | |

- 3 -

質問7 ふだん、あなたの気持ちや意見は大切にされていると感じますか？
（1つ選んで○をつけてください）

- ①大切にされている ②大切にされていない
③わからない

「大切にされていない」を選んだ人は教えてください

◆どうしてそう思ったのか教えてください
（いくつでも選んで○をつけてください）

- ①話を聞いてくれない
②話は聞いてくれるけど、何もしてくれない
③話は聞いてくれるけど、あなたの意見を否定する
④その他、大切にされていないと感じたこと

（どんなこと：_____）

質問8 あなたの気持ちや意見を伝えた人は、あなたの気持ちや意見を聞いたあと、
どうするか説明してくれますか？
（1つ選んで○をつけてください）

- ①説明してくれる ②説明してくれない
③わからない



つかれたら少し
休憩しよう

- 4 -

■ 当事者である子どもへのアンケート調査票（中高生用）

あなたが、思っていることをうまく言えないときや、どう言えばいいかわからないとき、あなたの気持ちを施設の先生や里親さんに伝えるお手伝いをしてくれる人（意見表明等支援員（アドボケイト））がいます



質問 9 あなたが、思っていることをうまく言えないときや、どう言えばいいかわからないとき、あなたの気持ちを施設の先生や里親さんに伝えるお手伝いをしてくれる人（アドボケイト）がいます
その人に相談してみたいと思いますか？
（1つ選んで○をつけてください）

①はい

②いいえ（どうして：_____）

③わからない

「子どもの権利」について、知っていることがあれば教えてください

質問 10 子どもに権利があることを知っていますか？

（1つ選んで○をつけてください）

①知っている

②知らなかった

質問 11 「子どもの権利ノート」は持っていますか？

（1つ選んで○をつけてください）

①持っている

②持っていない

③わからない

「持っている」を選んだ人は教えてください

◆どんなことが書いてあるか知っていますか？

①知っている

②知らない

③わからない



あともう少し、
がんばろう！

■ 当事者である子どもへのアンケート調査票（中高生用）

質問 12 「子どもの権利」には、次のような種類があります。あなたが知っているものがあったら教えてください
(あてはまるものに○をつけてください)

「自分らしく成長できる」 	○自分が大切にかけがえない存在であると思える	①知っている ②知らなかった
	○平和や安全が守られる	①知っている ②知らなかった
	○成長のための支援を受けることができる	①知っている ②知らなかった
「意見を表して考えてもらうことができる」 	○自由に意見を表すことができる	①知っている ②知らなかった
	○思いや意見を受け止められる	①知っている ②知らなかった
	○年齢や発達に応じてしっかりと考えてもらうことができる	①知っている ②知らなかった
「差別を受けない」 	○どんな差別も受けない	①知っている ②知らなかった
	○どんな虐待も受けない	①知っている ②知らなかった
	○どんないじめも受けない	①知っている ②知らなかった
	○安心して生きていくことができる	①知っている ②知らなかった
「最もよいことを考えてもらうことができる」 	○自分に関するあらゆることについて、自分にとって最もよいことを考えてもらうことができる	①知っている ②知らなかった

- 7 -

質問 13 子どもの権利を守るための相談先などで、知っているものがあれば教えてください
(いくつでも選んで○をつけてください)

- ①児童相談所の人 ②えどがわ子どもの権利ホットライン
 ③あなたが住んでいる施設にある意見を入れる箱やポスト
 ④あなたが住んでいる施設に来て話を聞いてくれる人（第三者委員）
 ⑤フォスターリング機関の人 ⑥子どもの権利ノート
 ⑦意見表明等支援員（アドボケイト）
 ⑧その他（どこ・だれ _____）
 ⑨相談できるところは知らない

質問 14 今、あなたが安心できる場所、ここにいたいと思う場所はどこですか？
(いくつでも選んで○をつけてください)

- ①今住んでいる施設 ②今住んでいる里親さんの家
 ③親といっしょに住んでいた家 ④おじいさん・おばあさんの家
 ⑤友だちの家 ⑥学校
 ⑦共有プラザ・子ども未来館 ⑧図書館
 ⑨公園 ⑩塾、習い事の教室、スポーツクラブなど
 ⑪ゲームセンターやハンバーガー店などのお店
 ⑫その他（どこ： _____）
 ⑬安心していられる場所（「ここにいたい」と感じる場所）はない



- 8 -

■ 当事者である子どもへのアンケート調査票（中高生用）

あなたの意見を聞かせてください

質問 15 あなたは、将来のことで、不安や心配なことはありますか？

（1つ選んで○をつけてください）

- ①不安なこと・心配なことがある ②不安なこと・心配なことはない
③わからない

【不安なこと・心配なことがある】を選んだ人は教えてください

◆将来のことで、不安なことや心配なことはどんなことですか？

（いくつでも選んで○をつけてください）

- ①勉強のこと ②進学先（高校や大学・専門学校）のこと
③就職のこと ④住むところのこと
⑤その他（どんなこと：_____）

質問 16 将来のことで、不安や心配なことを解消するために、どんな支援があればあなたは使ってみたいと思いますか？

（いくつでも選んで○をつけてください）

- ①勉強や進学先（学校）、就職のことを教えてくれる（相談に乗ってくれる）人
②大学や専門学校にかかるお金（入学金や授業料など）のこと
③就職先で必要な資格（自動車運転免許など）を取得するために必要なお金のこと
④一人暮らしをするときの引っ越し費用や家具・家電の購入費用
⑤一人暮らしをするときの家賃
⑥その他、あなたが思うこんな支援や、相談できる人がいればいいなと思うこと（どんなこと：_____）

- 9 -

質問 17 みんなにとって「こんなまち（江戸川区）になったらいいな」「こんな社会にしたいな」など、あなたの意見や願いがあれば、自由に書いてください

質問 18 さいごに、あなたが伝えたいことや、このアンケートの感想などがあれば、自由に書いてください



おつかれさまでした
みなさんのご意見を良く
読んで、いいまちになる
よう努力していきます

- 10 -

■ 区内施設職員へのアンケート調査票

「(仮称)江戸川区社会的養育推進計画」策定に係るアンケート【施設職員共通アンケート】

施設名

回答者名

○回答者の情報について

役職

現在の施設（ホーム）での勤務歴 年 か月

※ 基準月日は令和6年10月1日です。

これまでの経歴について教えてください。

○日ごろ児童と関わっている中で感じることにについて

問1 様々な課題を抱えている児童が入所（居）することが多いと思いますが、
そのような児童と接する際に気をつけていることはありますか。

問2 課題を抱えている児童を支援していく際にどのような課題を感じていますか。
(例：退所後、どの支援先に繋がればよいかわからない)

○家庭（在宅）支援の取組について

江戸川区では、施設入所や里親委託の措置児童を減らせるように、虐待に至る前の
予防的支援を強化したいと考えております。

問3 児童を支援している中で、このような支援があれば、施設（ホーム）入所に
至らなかったと感じたことについて教えてください。

① どのような状況でしたか

② どのような支援があれば施設（ホーム）入所は防げたと思いますか

問4 家庭（在宅）支援として、こんな事業があったらいいと思うことがあれば、
教えてください。

○子どもの権利擁護について

問5 子どもの権利について、どのくらい知っていますか。

- ① 詳しく知っている
- ② 知っているが、詳しい内容までは知らない
- ③ 聞いたことがある
- ④ 知らない

→回答

問6 江戸川区では、令和3年7月に「子どもの権利条例」を制定しています。

「子どもの権利条例」があることについて、どのくらい知っていますか。

- ① 詳しく知っている
- ② 知っているが、詳しい内容までは知らない
- ③ 聞いたことがある
- ④ 知らない

→回答

問7 令和6年4月の児童福祉法改正で、意見表明等支援事業が法定化されました。

この事業について、どのくらい知っていますか。

- ① 詳しく知っている
- ② 知っているが、詳しい内容までは知らない
- ③ 聞いたことがある
- ④ 知らない

→回答

■ 区内施設職員へのアンケート調査票

○里親支援について

問 8 江戸川区では、里親登録家庭を増やす取組として、里親説明会や個別相談、パネル展示などを行っています。さらに里親登録家庭を増やすにはどのような取組が有効だと思いますか。

--

○ケアリーパー支援について

問 9 児童が施設等から自立していくための支援として、どのような支援があれば、児童に紹介したいと思いますか。
(あてはまるものすべてを選んでください。)

- ①学校、施設、児童相談所以外で進学、就職について相談できる場所
- ②施設や里親宅で生活している高校生以上の児童や、施設等退所者が
情報交換できる場所
- ③大学や専門学校の入学金、授業料等に使用できる給付型奨学金
- ④就職に必要な資格(自動車運転免許など)取得費用の助成制度
- ⑤自立するための準備に必要な費用の助成
- ⑥一人暮らしするための家賃補助
- ⑦その他

--

○自由意見

日ごろ江戸川区内で勤務している中で感じることや、江戸川区がこうなってほしい。ということがあればご自由にお書きください。

--

* 施設（ホーム）長は次のシートへ

* それ以外の方はアンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。

区 内 里 親 へ の アン ケ ー ト 調 査 票

「(仮称)江戸川区社会的養育推進計画」策定に係るアンケート

日ごろから、本区の児童をはじめ東京都内の児童を受け入れていただき、誠にありがとうございます。

現在、本区では令和7年度から令和11年度の5年を計画期間とする「(仮称)江戸川区社会的養育推進計画」の準備を進めています。計画の策定に当たり、お子さんを受託いただいている里親のみならず、里親さんを受託されていて感じていることや、江戸川区の里親さんへの取組などについて伺い、今後の取組の参考とさせていただきたく、このアンケートを実施することになりました。

ご回答の内容が他に漏れることはありません。

また、調査結果は上記の目的のみに活用し、他の目的には使用いたしません。

お忙しいところ恐縮ではございますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和6年9月
江戸川区子ども家庭部援助課

ご回答にあたって

- 1 どなたがご回答されたか確認させていただきたく、アンケートではございますが、記名式とさせていただきます。差し支えなければ、ご回答いただいた方の氏名をご記入ください。
- 2 ご回答いただきました内容は、どなたが回答したかわからない形で関係部署に共有することがございます。ご承知おきください。
- 3 自由記述式の設問については、日ごろお感じになっていることなどを自由にご記入ください。
- 4 このアンケートは、**令和6年10月11日(金)まで**に返信用封筒にてご回答ください。

問合せ先

江戸川区 子ども家庭部 援助課 施設支援係
電話:03-6231-4752(直通)

◎里親さんの基本情報について

1 ご回答された方の氏名を教えてください。

氏名: _____

2 里親登録年数、これまで受託いただきましたお子さんについて教えてください。

○里親登録開始年月

(該当する元号どちらかに○をつけていただき、年月をご記入ください。)

平成・令和 _____ 年 _____ 月

○これまで受託されたお子さんについて教えてください(一時保護委託を除きます。以下同じ。)

・現在受託されているお子さんについて

(「いつから」は和暦でご記入ください。「性別」はいずれかに○をお選びください。「年齢」はご回答いただいた時点の年齢をご記入ください。「所属」はいずれかに○をつけてください。)

いつから	性別	年齢	所属
_____ 年 _____ 月	男・女	_____ 歳	①保育園 ④中学校 ②幼稚園 ⑤高校 ③小学校 ⑥その他
_____ 年 _____ 月	男・女	_____ 歳	①保育園 ④中学校 ②幼稚園 ⑤高校 ③小学校 ⑥その他
_____ 年 _____ 月	男・女	_____ 歳	①保育園 ④中学校 ②幼稚園 ⑤高校 ③小学校 ⑥その他

■ 区内里親へのアンケート調査票

・過去に受託されていたお子さんの状況について

(過去に受託されたお子さんがいらっしゃらない場合は、問1へ)

人

受託されていたお子さんについて教えてください。

(枠内にご記入ください。複数のお子さんを受託いただいていた場合は、お子さんのお名前を伏せて1人ずつご記入ください。)

・いつからいつまで(例:3歳から18歳まで)
・性別
・委託解除後について(例:家庭復帰、大学等進学による自立、就職による自立など)
(例:委託期間は3歳から20歳まで。女子。専門学校卒業後、保育園に就職。自立による委託解除)

◎お子さんを受託されていて感じていること

問1 日ごろ、お子さんを受託されている中で悩みや不安を感じたことはありますか。

(いずれかに○をつけてください。)

①はい

②いいえ →問3へ

問2 (問1で「はい」を選んだ方はお答えください。)どんなことでお悩みでしょうか。

(例:受託されているお子さんの日常生活の過ごし方、お子さんの進学や就職など)

問3 悩みや不安を抱えた際の相談先について教えてください。

(あてはまるもの全てに○をつけてください。)

①児童相談所のお子さんの担当職員(児童福祉司・児童心理司)

②里親支援係の職員

③フォスティング機関の職員

④家族・親族

⑤他の里親さん(先輩里親さんなど)

⑥その他(どなた:_____)

⑦相談できる人がいない →問4へ(①から⑥を選んだ方は問5へ)

■ 区内里親へのアンケート調査票

問4 (問3で「相談できる人がいない」を選んだ方はお答えください。)どのような相談先があれば相談してみたいと思いますか。

問5 現在江戸川区で取り組んでいる里親さんを支援する事業についてお伺いします。
事業を利用してよかったと感じた事業はありますか。(いずれかに○をつけてください。)
「ある」を選んだ方はその事業と良かった点など理由を教えてください。「ない」を選んだ方はどのような支援があれば良いと思うか教えてください。

①ある

②ない

<「ある」を選んだ方はこちらにご記入ください。>

事業名	(事業名が不明な場合は、どのような支援内容をご記入ください。)
良かった点など	

<「ない」を選んだ方はこちらにご記入ください。>

- 5 -

問6 受託されている又は受託していたお子さんにおいて、どんな課題を抱えていることが多いですか。

(例：保護者(実親)の養育力が不足している、居場所がない、友人がいないなど)

問7 受託されている又は受託していたお子さんで、不足していると感じるものはありますか。

(例：自己肯定感、大人への信頼感、基礎的な学力、情報収集力、健全な生活習慣など)

- 6 -

■ 区内里親へのアンケート調査票

里親や里親さんへの委託するお子さんを増やすための取組について

問8 江戸川区では里親登録家庭を増やす取組として、里親説明会や個別相談、パネル展示などを行っています。さらに登録家庭を増やすにはどのような取組が有効だと思いますか。

問9 里親さんがお子さんを受託する際に、どのような制度や取組があればさらにお子さんを受託しやすくなると思いますか。

子どもの権利について

すべての子どもは、おとなと同じように一人の人間としての権利をもっています。また、成長をしていく中で必要な子どもならではの権利があります。
江戸川区では、子どもの権利を大切に守っていくために、令和3年7月に「子どもの権利条例」ができました。
「子どもの権利条例」では、特に大切にしていくものとして、「生存・発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」「子どもの最善の利益」を規定しています。

問10 子どもの権利について、どのくらい知っていますか。
(いずれかに○をつけてください。)

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 詳しく知っている | ② 知っているが、詳しい内容までは知らない |
| ③ 聞いたことがある | ④ 知らない |

問11 江戸川区に「子どもの権利条例」があることについて、どのくらい知っていますか。
(いずれかに○をつけてください。)

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 詳しく知っている | ② 知っているが、詳しい内容までは知らない |
| ③ 聞いたことがある | ④ 知らない |

令和6年4月の児童福祉法改正で、お子さんが意見を表明する機会の確保、その意見を表明を支援する取組である「意見表明等支援事業」が法定化されました。
江戸川区でも令和6年度から、意見表明等支援員(アドボケイト)が里親さんのところに出向き、意見表明等支援を行っています。

問12 意見表明等支援事業について、どのくらい知っていますか。
(いずれかに○をつけてください。)

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 詳しく知っている | ② 知っているが、詳しい内容までは知らない |
| ③ 聞いたことがある | ④ 知らない |

■ 区内里親へのアンケート調査票

ケアリーバー支援について

「ケアリーバー支援」とは、里親さんのご家庭や児童養護施設等で生活されている方が、進学や就職によって自立していくための支援や、自立した後も引き続き支援していくことをいいます。

問 13 お子さんが、里親さんのご家庭や児童養護施設等から自立していくための支援として、どのような支援があれば、お子さんに紹介したいと思いますか。
(あてはまるもの全てに○をつけてください。)

- ①進学や就職のことについて相談できる場所
- ②里子さんや児童養護施設等で生活している高校生以上の方や、自立した方が情報交換できる場所
- ③大学や専門学校の入学金や授業料などに充足できる給付型奨学金
- ④就職に必要な資格(自動車運転免許など)を取得するために必要な費用の助成
- ⑤自立するための準備に必要な費用の助成
- ⑥一人暮らしをするための家賃補助
- ⑦その他、お子さんが自立するためにあったら良いと思う支援
(どんなこと: _____)

「児童自立生活援助事業」は、高校・大学等に就学している又は疾病等により、里親さんのご家庭等から自立が難しい20歳以上のお子さんが、引き続き里親さんのご家庭で生活しながら自立に向けて支援していく事業です。

問 14 現在受託されているお子さん又は今後受託されるお子さんが20歳到達後も支援を行う「児童自立生活援助事業」を実施したいですか。
(いずれかに○をつけてください。)

- ①現在受託しているお子さんで事業実施してみたい
- ②現在受託しているお子さんではないが事業を実施してみたい
- ③実施する予定はない
- ④未定・わからない

地域や行政について

問 15 地域や区民に対して「こうあってほしい」「こうなるとよい」といった期待・要望があれば教えてください。

問 16 子どもたちの健やかな成長や、子どもの最善の利益につながる環境・取組・施策について、江戸川区に不足していると思うこと、課題と思うことがあれば教えてください。

■ 区内里親へのアンケート調査票

ご協力いただきありがとうございました。

ご回答いただいた調査票は、

令和6年10月11日(金)までに、

返信用封筒にてお送りください。

問合せ先

江戸川区 子ども家庭部 援助課 施設支援係

電話：03-6231-4752(直通)

江戸川区社会的養育推進計画

発行日：令和 7 年 3 月

発 行：江戸川区子ども家庭部相談課・援助課

〒132-0021 江戸川区中央三丁目 4 番18号

(TEL) 03-5678-1810 (FAX) 03-6231-4378